

I 野菜価格安定事業のあらまし

野菜生産出荷安定法（以下「野菜法」といいます。）は、昭和41年の第51回国会で成立し、同年7月1日法律第103号として公布されました。法制定後10年目に当たる昭和51年には、野菜の農業生産及び国民消費生活に占める重要性の増大、野菜消費の多様化及び平準化、流通の広域化の進展等の野菜に関する諸事情の変化に対応して、①指定消費地域の拡大、②野菜供給安定基金の設立（野菜生産出荷安定資金協会と（財）野菜価格安定基金を統合）、③都道府県の野菜価格安定法人に対する助成制度の創設を柱とする法改正が行われました。

さらに、野菜生産を取り巻く環境変化に対応するため、平成14年6月に①実需者（加工業者、外食業者、量販店等）との契約取引に伴い生産者が負うリスクを軽減するための新たな制度（契約野菜安定供給制度）の創設、②指定消費地域の廃止、③大規模な野菜生産者が直接加入する制度の導入、④全国的な需給の見通しの掲示を柱とする法改正が行われました。

その後同年12月には、平成15年10月1日の独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」といいます。）の設立に伴い、野菜供給安定基金の業務等の規定が削られる等の改正が行われました。また、平成19年度には、運用の改善として、消費者ニーズ等に的確に対応した生産を行う担い手の育成・確保、担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制を確立する観点から、①契約取引の推進、②需給調整の的確な実施、③担い手を中心とした産地への重点支援を柱とする野菜制度の見直しが行われました。

続いて同年12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画においては、「重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。」とされたことを受け、従来、国が実施していた供給計画数量と出荷実績数量との乖離度の認定に関する業務については平成20年2月申込のものから、また（社）全国野菜需給調整機構が実施してきた野菜の緊急需給調整に係る交付金の交付業務については、平成21年度から当機構において実施しているところです。

平成22年4月には、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、これを受け、同年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決

定されました。野菜関係の事業については、「事業規模の縮減、制度設計の見直し」、「廃止を含めた抜本的な制度の見直し」等との指摘を受け、平成23年度8月申込みから指定野菜・特定野菜の生産者に対する経営安定の支援の強化について、①登録生産者の面積要件の緩和、②生産者の負担金の軽減、③燃油等生産資材高騰時の保証基準額の引上げ等が措置されました。契約取引への一層の支援強化については、①六次産業化法の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取組む生産者の事業への参加、当該取組における発動要件を緩和し支援機会の増加、②豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援を新たにモデル事業として実施されることとなりました。

このほか、野菜価格高騰等への適切な対応に向けた需給調整対策の強化については、出荷前倒しの支援対象品目の拡大等が行われました。

平成25年度補正予算においては、輸入野菜からのシェア奪還に向けて、加工・業務用野菜生産基盤強化事業が措置されました。

また、平成31年1月から農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）が開始されました。当初、収入保険は、野菜価格安定事業のうち指定野菜価格安定対策事業、契約指定野菜安定供給事業（価格低落タイプ）、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業、契約特定野菜等安定供給事業（価格低落タイプ）及び契約野菜収入確保モデル事業（収入補填タイプ）と同時利用できないとされ、収入保険の保険関係が成立した者又は成立する見込みのある者は、該当する交付予約申込の減少又は解約の申し込み等を行うよう措置されました。

しかし、令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、原則2年間まで（令和3年から同時利用を開始された方については3年間まで）、収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用することができるよう見直されました。（令和3年改正により、同時利用可能な期間は2年間までとされました。また、令和4年改正により、令和3年から同時利用の特例を選択している方については、同時利用可能な期間が1年延長され、3年間となります。なお、同時利用の特例が措置される期間は、引き続き当分の間となります。）

このほか、令和2年度は昨今の野菜価格安定事業を取り巻く情勢を踏まえ、

指定野菜価格安定対策事業においては、8月申込から、①生産者の負担金の軽減の見直し、②計画出荷の促進が実施されました。

また、令和3年度には、緊急需給調整への参加促進措置が令和3年8月申込みから適用され、主産地が連携して取り組み、産地間の不公平感やフリーライドが抑止されるよう緊急需給調整事業の対象となる重要野菜・調整野菜の価格の大幅な低落時に、一定規模以上の登録出荷団体・登録生産者等が緊急需給調整実施時に参加しなかった場合、翌年度の産地区分を一段階引き下げる措置が講じられました。

令和4年度は、緊急需給調整事業では、①交付積立資金の算定式の変更、②交付積立資金の全体プール管理方式の変更、③申込期限ごとの交付金の上限額の設定が措置されました。

令和5年度における主な改正事項については、別表「令和5年度野菜関係事業の主要改正事項」を参照ください。

野菜法の目的は、主要な野菜について、一定の生産地域の生産及び出荷の近代化を計画的に推進するとともに、その価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保をする場合における交付金の交付等の措置を定めることによって、主要な野菜についての当該生産地域における野菜の生産及び出荷の安定と価格の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することです（第1条）。

ここでいう「主要な野菜」を野菜法では「指定野菜」（第2条）、「一定の生産地域」を「野菜指定産地」（第4条）と称しています。

これらは、機構の業務に直接かかわる基本的な事柄ですので、若干説明を加えておきます。

1. 指定野菜

指定野菜とは、消費量が相対的に多く、又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期により、現在では第I-1表のとおり30の種別に属する14種類の野菜です（野菜法施行令第1条）。

なお、たまねぎ、ばれいしょ及びほうれんそうについては、出荷時期区分はされていません。

第I-1表 指定野菜の種別

野菜の種類	種別	主な出荷時期	(参考) 指定産地数
キヤベツ	春キャベツ	4月～6月	27
	夏秋キャベツ	7月～10月	27
	冬キャベツ	11月～3月	37
きゅうり	夏秋きゅうり	7月～11月	71
	冬春きゅうり	12月～6月	49
さといも	秋冬さといも	6月～3月	14
だいこん	春だいこん	4月～6月	13
	夏だいこん	7月～9月	30
	秋冬だいこん	10月～3月	31
トマト	夏秋トマト	7月～11月	71
	冬春トマト	12月～6月	60
なす	夏秋なす	7月～11月	32
	冬春なす	12月～6月	25
にんじん	春夏にんじん	4月～7月	20
	秋にんじん	8月～10月	18
	冬にんじん	11月～3月	25
ねぎ	春ねぎ	4月～6月	13
	夏ねぎ	7月～9月	18
	秋冬ねぎ	10月～3月	47
はくさい*	春はくさい	4月～6月	8
	夏はくさい	7月～9月	9
	秋冬はくさい	10月～3月	24
ピーマン	夏秋ピーマン	6月～10月	18
	冬春ピーマン	11月～5月	13
レタス	春レタス	4月～5月	15
	夏秋レタス	6月～10月	15
	冬レタス	11月～3月	31
たまねぎ	たまねぎ		45
ばれいしょ	ばれいしょ		31
ほうれんそう	ほうれんそう		38
			875

注1：*結球はくさい及び半結球はくさいに限る。

注2：指定産地数は、令和5年5月現在の全国計である。

2. 野菜指定産地

指定野菜の生産、出荷の近代化を計画的に進め、その価格の安定を図るために、指定野菜の集団産地として形成していく必要があると認められる産地を「野菜指定産地」として農林水産大臣が都道府県知事の申出を受けて指定することになっています。その指定に当たって産地が具備すべき要件は、野菜法第4条第2項及び同法施行規則（以下「施行規則」といいます。）で次のように定められています。

なお、一度指定された野菜指定産地でも、指定野菜の生産や出荷の事情その他経済事情の変動等によって必要と認められた場合には区域を変更し、指定の要件を欠くようになった場合には指定を解除することになっています。

（野菜指定産地の指定の基準）

（1）作付面積（野菜法第4条第2項第1号及び施行規則第1条関係）

指定野菜の種別ごとに第I-2表に定める作付面積に達しているか、又はこれに達する見込みが確実であること。

第I-2表 野菜指定産地の面積要件

区分	指定野菜の種類	面積 ヘクタール
葉茎菜類 根菜類	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス	20(16)
果菜類	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン	12(10)
	冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン	8(6)

注：（ ）内は、既に他の種別に係る野菜指定産地として指定されている区域等を野菜指定産地として指定する場合の特例措置

（2）指定野菜についての出荷に関する条件（野菜法第4条第2項第2号及び施行規則第2条関係）

ア. その区域内で生産される共同出荷組織又は野菜法第10条第1項に基づき機構の登録を受ける資格を有することとなる生産者（以下「大規模生産者」といいます。）による出荷数量の合計がその区域内の出荷数量の

3分の2を超えてるか又はこれを超える見込みが確実であること。

ただし、その区域内の指定野菜であって、作付面積が第I-3表の面積欄に掲げる面積以上である場合は3分の2という割合を2分の1とする。

第I-3表 共同出荷割合の特例の適用要件

指定野菜の種類	面 積
キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ及びレタス	50ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす及び夏秋ピーマンにあっては30ヘクタール 冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンにあっては20ヘクタール
さといも及びほうれんそう	20ヘクタール
ねぎ	25ヘクタール

イ. 区域内の当該指定野菜の出荷が全体として合理的でしかも計画的に行われているか又は行われる見込みが確実であること。

令和5年末現在の野菜指定産地数は、875産地です（第I-1表参照）。

なお、野菜指定産地については、指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の対象産地となるほか、当該野菜指定産地の生産出荷近代化計画が策定され、この計画に基づいて野菜集団産地育成のための生産出荷の指導等が、国及び都道府県等により行われます。

【別表】

令和5年度野菜関係事業的主要改正事項

区分	主要改正事項
1 指定野菜価格安定対策事業	1 資材高騰係数の算出式の修正 統計調査に基づき公表されている農業物価指数の基準年変更があったことに伴い、資材高騰係数の算定式を変更
2 契約指定野菜安定供給事業	1 出荷調整タイプの資金造成単価（補填率）の引き上げ（令和5年8月申込みから適用） 2 新たな業務対象年間の設定（令和5年度～7年度の3年間）
3 契約特定野菜等安定供給促進事業	1 出荷調整タイプの資金造成単価（補填率）の引き上げ（対象出荷期間の開始の日が令和5年10月1日以降の業務区分から適用）
4 契約野菜収入確保モデル事業	1 出荷促進タイプの廃止 2 出荷調整タイプの積立単価（補填率）の引き上げ
5 大規模契約栽培産地育成強化推進事業	1 事業内容 加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜についての輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業 ※令和5年度の公募は終了 2 対象品目 対象品目から輸出用を削除 3 取組内容及び成果目標 輸出用の取組内容及び成果目標の削除
6 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用	1 令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される生産者は、原則2年間まで（令和3年から同時利用を開始された方については3年間まで）、収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用することができます

II 独立行政法人農畜産業振興機構

1. 農畜産業振興機構設立の経緯

機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」といいます。）の施行に伴い、平成15年10月1日に設立されました。

機構が設立される以前における野菜対策の実施機関としては、野菜法に基づき昭和51年に設立された野菜供給安定基金（以下「基金」といいます。）がありました。

基金は、あらかじめ造成した資金（国及び都道府県（以下「県」といいます。）からの補助金と登録出荷団体又は登録生産者の負担金）によって、指定野菜の価格が著しく低落した場合に、登録出荷団体を通じて又は直接に指定野菜の生産者に生産者補給金を交付すること、また、野菜の実需者との間であらかじめ締結された契約に基づき指定野菜を確保する必要がある場合における交付金の交付、さらに指定野菜の安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡し、その他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行ってきましたが、特殊法人等改革の一環として、農畜産業振興事業団と統合し、独立行政法人である機構へと移行しました。

この改革においては、163の特殊法人及び認可法人を対象とし、「特殊法人等改革基本法」等に基づき、全法人の事業について徹底した見直しを行うとともに、その結果を踏まえ、組織形態についても見直しが行われました。組織形態に係る見直しの結果は、「特殊法人等整理合理化計画」として平成13年12月に閣議決定され、その中で、各事業のうち、近年、実績のないもの、民間が対応し得るもの等については徹底した見直しを行った上で、価格安定事業業務や補助事業等必要なものについてはこれを継承することとされました。

この結果、基金が行ってきたキャベツ等の買入れ、保管及び売渡しの業務、保管施設の設置及び管理の業務が廃止とされましたが、一方で、情報収集・提供業務が法律で明記されることとなりました。

2. 農畜産業振興機構の目的、業務

機構の目的及びその野菜関係の業務については機構法において次のように規定されています。

(1) 目的

機構は、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としています（機構法第3条）。

(2) 野菜関係業務

現在実施している機構の業務のうち野菜関係業務を具体的にいいますと、おおよそ次のとおりです。

ア. 指定野菜の価格が著しく低落した場合において、指定野菜の生産者に登録出荷団体を通じて、又は登録生産者に直接生産者補給金を交付する業務（指定野菜価格安定対策事業並びに契約指定野菜安定供給事業のうち価格低落タイプ及び出荷調整タイプ）（機構法第10条第3号イ及び野菜法第10条）

イ. 登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」といいます。）と実需者があらかじめ締結した契約に基づき、同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体等に交付金を交付する業務（契約指定野菜安定供給事業のうち数量確保タイプ）（機構法第10条第3号ロ及び野菜法第12条）

ウ. 都道府県の野菜価格安定法人が行う特定野菜等の価格差補給交付金等交付事業又は契約特定野菜等安定供給促進事業に対する経費の補助の業務（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）（機構法第10条第3号ハ及び野菜法第14条）

エ. 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業に対する経費を補助する業務（機構法第10条第4号）。具体的には、機構が農林水産省と連携しながら供給過剰時等において、野菜の需給安定に向けた検討を行うための野菜需給協議会の開催並びに新聞広告等による消費拡大等の業務（緊急需給調整推進事業）、緊急需給調整等に係る交付金の交付業務（緊急需給調整事業）、野菜の契約取引の確実な履行に対して補助する業務（契約野菜収入確保モデル事業）及び国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大、輸

出先国の規制やニーズに適合した生産等を推進するため、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む産地に対して補助する業務（大規模契約栽培産地育成強化事業）。

オ. 野菜の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務
(機構法第10条第6号)

カ. ア～オの業務に附帯する業務 (機構法第10条第7号)

これらの業務については、機構法、野菜法及びこれらの政省令並びにそれぞれの業務についての実施要領等によるほか、機構が農林水産大臣の認可（農林水産大臣は評価委員会の意見を聴取）を受けて定めた独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）、さらには機構が定めた独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（以下「実施細則」といいます。）、各種補助業務に係る実施要綱等によって、その適正な運営を行っています。これらはいずれも機構の業務を進める上で基本となるものです。なお、業務方法書、実施細則、実施要綱等は業務の変更に伴って改正されますので、その内容等には十分注意してください。

〈参考〉 野菜関係事業の適正な執行について

例年のお願いになりますが、関係団体の皆様におかれましては、引き続き事業の適正な執行をよろしくお願ひいたします。

野菜関係事業の適正な執行について

野菜業務部
野菜振興部

1. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用について、以下のとおり見直しされることとなりました。

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等については、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が科せられることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

2. 適正な事業執行に向けての取組み

指定野菜価格安定対策事業や契約指定野菜安定供給事業などの制度事業及び契約野菜収入確保モデル事業や緊急需給調整事業などの補助事業については、要領等の関係規程に不正受給等に係る事項が既に規定されています。

野菜価格安定法人及び登録出荷団体等の関係団体においては、これまで諸規定に基づき適正な実施を心掛けていただいているところですが、このたびの本基本方針を踏まえ、適正な執行に向けての一層の取組みをお願いします。

具体的には、農協等への事業説明用パンフレットや会議資料等に、本基本方針を踏まえて事業の適正執行について記載していただき、広く関係者に周知していただくなどの取組みをお願いします。

なお、機構におきましても、事業の適正な執行を確認するための交付金調査や補助事業に係る現地調査を引き続き行う予定にしていますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いします。

III 出荷団体及び生産者の機構への登録

出荷団体又は生産者が指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業に加入するためには、あらかじめ機構へ申請し登録していただく（登録出荷団体又は登録生産者（以下「登録出荷団体等」といいます。））必要があります。この登録は指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業に共通です。既に登録出荷団体等となっており、指定野菜価格安定対策事業に加入している者が、別途、契約指定野菜安定供給事業又は緊急需給調整事業に加入しようとする場合、新たに登録申請をしていただく必要はありません。

登録を受けるための要件及登録の申請に係る手続きは以下のとおりです。

1. 出荷団体の登録要件

登録を受ける資格を有する出荷団体は、少なくとも一つの野菜指定産地の区域の全部をその活動地区の全部又は一部とする①農業協同組合、②農業協同組合連合会、③事業協同組合（商業協同組合など）、④協同組合連合会又は⑤農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主な構成員となっている団体となっています（野菜法第11条第1項、業務方法書第86条第1項）。

これらの団体のうち③と④は、登録を受ける前3年間の各年において野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜（以下「対象野菜」といいます。）を生産者の委託を受けて出荷した実績がなければなりません（施行規則第5条第1号、業務方法書第86条第1項）。また、⑤の団体は、対象野菜の出荷の委託を受けた生産者に対する価格差補給金の交付及び負担金の分担の方法が衡平を欠くものでないこと、代表者の選任の手続を明らかにしていること、代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと及び意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないことの要件を備えている規約を有するものに限ら

れています（施行規則第5条第2号）。

その他、いくつかの市町村が野菜指定産地の区域として指定されている場合、出荷団体はその区域の全部が活動地区として定款や規約で指定されていることが必要ですので注意してください。複数の野菜指定産地が指定されている場合は、そのうちの一の野菜指定産地が上記のように定款等に規定されている活動地区の要件を満たせば、登録資格を有することとなります。なお、交付予約できる野菜の種別は、③と④の団体（2に掲げる生産者も同様です。）を除き、資格を有することとなった種別に限りません。

2. 生産者の登録要件

（1）資格及び作付面積要件

登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を生産して出荷する個人、法人又はその他の団体であって、当該対象野菜の作付面積がおおむね2ヘクタールに達しているものです（野菜法第11条第2項、施行規則第6条、業務方法書第86条第2項）。

なお、登録を受けようとする者が法人格のない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限ります。（「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「事業実施通知」といいます。）の記の1の(1)及び(2))。

この「共同して行う」ことの基準は、第III-1表のとおりです。

第III-1表 2以上の者が、生産、出荷及び収支決算を共同で行うこと

の基準

生産を共同して行う基準	2以上の者が次に掲げる事項のすべてを行うこと。 <ul style="list-style-type: none">・生産資材の共同購入及び機械若しくは施設等の共同購入又は共同利用・品種及び作付体系の統一・播種、防除及び収穫の基幹作業の共同実施
出荷を共同して行う基準	2以上の者が選別及び集荷を共同で行うこと。
収支決算を共同して行う基準	2以上の者が共同で出荷した野菜の販売金額をプールして分配すること。

(2) 面積要件の詳細

ア. 面積要件の原則

(1) の面積要件は、少なくとも一つの野菜指定産地の区域内で満たされる必要があります（事業実施通知の記の1の(1)）。

このため、AとBの異なる野菜指定産地において、A、Bそれぞれの区域内で同一種別の野菜を1ヘクタールずつ合計2ヘクタール作付けする場合は、たとえ農地が隣接している場合であってもそれぞれの指定野菜産地の区域内における面積要件を満たさないため登録を受けることはできません。

イ. 作付面積の合算

(ア) 登録を受けようとする生産者のは場が、複数の指定野菜に係る野菜指定産地として重複して指定された区域にある場合、第III-2表の種別及び季節区分ごとの対象野菜に限り、当該複数の指定野菜の作付面積を合計することができます。

(イ) 一つの対象野菜について、1年に複数回の作付けが行われる場合の当該対象野菜の作付面積は、当該複数回作付される面

積の延べ面積とすることができます。

第III-2表 作付面積を合計することができる対象野菜

種 別	季節区分	対 象 野 菜
葉茎菜類	春 も の	春キャベツ、春だいこん、春夏にんじん、春ねぎ、春はくさい、春レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	夏秋もの	夏秋キャベツ、夏だいこん、秋にんじん、夏ねぎ、夏はくさい、夏秋レタス、秋冬さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	冬春もの	冬キャベツ、秋冬さといも、秋冬だいこん、冬にんじん、秋冬ねぎ、秋冬はくさい、冬レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
果 菜 類	夏秋もの	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン
	冬春もの	冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン

具体的には、複数の野菜指定産地として重複して指定された地域において、同一季節区分の夏秋レタス1ヘクタール、夏秋キャベツ1ヘクタールを作付けしている場合、合算することができるため合計で2ヘクタールとなるので要件を満たします。他方、季節区分の異なる春レタス（主な出荷時期4-5月）を1ヘクタール、夏秋レタス（同6-10月）を1ヘクタール作付けしている場合、季節区分の異なる種別の作付面積を合算することができないため、要件は満たされないこととなります。

複数の季節区分に該当している、ほうれんそう、ばれいしょ及びたまねぎについては、記載されているそれぞれの季節区分に該当するものとして位置づけられていますので、例えば、「春もの」の春ねぎの後作として「夏秋もの」のばれいしょを作付けている場合など異なる季節区分の種別が前後作として作付けが行われている場合は、同一季節区分とみなされないことから、作付面

積を合算することはできません。

ほうれんそう等のように一つの対象野菜が 1 年間で複数回にわたり作付けされる場合の当該対象野菜の作付面積は、(イ)に該当し、当該回数の作付けに係る延べ面積となります。

(3) 面積要件の確認

新たに登録を受けようとする生産者は、登録申請時に申告した対象野菜の作付面積について、機構の確認を受ける必要があります。また、既に登録を受けている登録生産者にあっては、毎年、所定の報告書にて対象野菜の作付面積について報告をする必要があります（業務方法書第 87 条及び第 88 条）。

ア. 新たに登録を受けようとする生産者

登録申請時に申告した作付面積（当該年又は当該年 1 年前作付面積）について、確認します。なお、確認は効率的かつ的確に行う観点から、対象野菜を生産する農地の所在する都道府県の野菜価格安定法人（以下「県法人」といいます。）等にその業務の一部を委託して実施しています。

イ. 既に登録を受けている登録生産者

登録簿に記載された対象野菜の前年の作付面積及び当該年の作付計画面積について報告書を提出いただきます。報告書に基づき、当該対象野菜の作付面積が(1)の要件を満たしているかどうかを確認します。

なお、この報告書の提出期限は、業務方法書に定める業務区分ごとの価格差補給交付金又は価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」といいます。）の交付に関する申込期限（登録された対象野菜が複数の種別に係る場合にあっては、これら対象野菜に係る業務区分の申込期限のうち最初に始まる業務区分の申込期限）までとなります。

3. 登録の手続き

(1) 登録の申請

1 又は 2 の資格を備えている出荷団体等が登録を受けようとする場合は、登録申請書に所要の添付書類を添えて機構に提出していただく必要があります（業務方法書第 87 条、実施細則第 1 条）。

登録申請の書類は、具体的には次のとおりとなっています。

ア. 出荷団体（実施細則別記様式第 1-1 号）

登録申請書に、申請者の名称、事務所の所在地、代表者氏名及び地区を記載し、定款又は規約、登記簿謄本又は抄本（代表者の氏名及び住所を記載した書面）、出荷委託契約書（農業協同組合又は農業協同組合連合会以外の法人は、出荷に関する委託関係等登録出荷団体たる資格を有することを証明する書面）、対象野菜の種別ごとの過去 3 年間の出荷実績を添付します。

イ. 生産者（実施細則別記様式第 1-2 号）

(ア) 個人

登録申請書に、申請者の氏名、住所、野菜指定産地名及び当該野菜指定産地の区域内で生産される対象野菜名を記載し、当該対象野菜の作付面積が 2 の(1)の要件に達していることを証明する書面を添付します。

なお、添付資料については、次のとおりです。

①対象野菜の作付けをする農地が所在する市町村の農業委員会が発行する耕作証明書、農地台帳又は農地の利用権設定に係る契約書等の写しを添付してください。そして、これらの面積を合計したものが申請書の作付面積の数値に合致するようにしてください。このほか、農地の地図（写）を添付していただく場合があります。なお、この書類は、2(3)アに記載する県法人による作付面積の確認が実施される場合、県法人へ提供していただきます。

②付属資料として、対象野菜の種別ごとの直近年の出荷実績を

月ごとに整理したもの、当該年の任意の月についての日別出荷実績を整理したものを添付してください。さらに、出荷実績を証するものとして、当該任意の月のうち任意の1日について、出荷先、出荷品目、出荷数量がわかる出荷伝票の写しを添付してください。

(イ) 法人その他の団体

① 法人格のある団体

登録申請書に、申請者の名称、事務所の所在地、代表者氏名、野菜指定産地名及び当該野菜指定産地の区域内で生産される対象野菜名を記載し、当該対象野菜の種別別作付面積が2の(1)の要件に達していることを証明する書面、当該団体の定款又は規約（参考として設立総会議事録）、登記簿謄本又は抄本を添付します。作付面積に係る添付資料の留意事項は(ア)と同様です。

② その他の団体（協業経営体）

2の(1)の説明のとおり、2以上の者が、生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることが要件となっていますので、それを証明する書面（各種活動を協同で行う旨が明示された規約、直近の作業日誌、種子等の共同購入伝票、直近の決算書や販売代金計算書、振込書等の写し等）を添付してください。このような「共同」に関する確認についても、作付面積の確認と併せて機構から県法人等に委託して行ってもらうこととしています（様式例4）。

(2) 登録簿への登録

機構は、出荷団体等から登録申請書を受領した場合には、その出荷団体等が、①1又は2の要件を満たしていないとき、②以前に登録を取り消され（取消しの要件は4の(2)を参照）、その取消しの日から3年を経過していないときを除き、登録簿に登録します（業務方法書第87条第2項）。

登録簿に登録したときは、機構は登録を申請した出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事（以下「県知事」といいます。）及び当該県に事務所が所在し機構が登録に関する業務の一部を委託した県法人等に、通知を行います（業務方法書第87条第3項）。

4. 登録後の届出等

登録出荷団体等が、その資格を失い、又は定款や規約、代表者の氏名、事務所の所在地（個人の場合は氏名又は住所）に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で機構に届け出なければなりません（業務方法書第89条）。

(1) 届出事項

登録出荷団体等が、その資格を失い、又は定款や規約、代表者の氏名、事務所の所在地（個人の場合は氏名又は住所）に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で機構に届け出なければなりません（業務方法書第89条）。

(2) 登録の取消し

ア. 機構は、登録出荷団体等に、登録出荷団体等たる資格の喪失、解散又は死亡があったときには、その登録を取り消します（業務方法書第90条第1項）。

イ. また、登録出荷団体等が、①1年間価格差補給交付金等の交付に関する申込みを行わなかったとき、②負担金の未納、登録出荷団体が生産者に価格差補給金を交付しなかったときその他機構に対する義務を怠ったとき、③機構の業務を妨げる行為をしたとき、④法令、行政庁の処分、機構の業務方法書に違反し、その他故意又は重大な過失により、機構の信用を失わせるような行為をしたときは、登録を取り消すことができます（業務方法書第90条第2項）。

なお、機構は、この登録の取消しを行った場合には、その旨

及びその理由を明らかにした書面をもって、当該出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む県知事及び当該県に事務所が所在し機構が登録に関する業務の一部を委託した県法人等に書面で通知します（業務方法書第90条第4項）。

（3）登録の取消しの申請

登録の取消しには、（2）のような登録の要件を欠く場合等のほか、登録出荷団体等からの登録の取消しの申請に基づいて行う場合があります（業務方法書第91条）。

この場合、登録出荷団体等は、機構の事業年度の終わりの日の6ヵ月前までに、当該事業年度の終わりに当該出荷団体等の登録を取り消すべき旨を書面により申請します。これにより、機構は、当該登録出荷団体等の登録を当該事業年度の終わりの日に取り消します。ただし、機構の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められた場合には、当該事業年度の終わりと異なる日に登録を取り消す場合があります。

なお、機構は、このようにして登録の取消しを行った場合には、（2）のイと同様の相手先に同様の方法で通知します。

（4）登録出荷団体等に係る承継

個人、法人又はその他の団体が登録出荷団体等から、その農業経営（野菜作に限る。）の全部を承継した場合は、新たな登録申請を行う必要はなく、「全部を承継した」旨の申請を機構に行ってください（業務方法書第87条）。

5. 交付予約までのその他の諸手続

（1）供給計画の作成、提出

登録出荷団体等は、登録後、交付予約の申込みを行うにあたっては、あらかじめ供給計画（当初計画）を作成し、（登録生産者は、県知事経由）農林水産省農産局長あて届出（申請）を行います。

その後、供給計画（確定計画）の届出（申請）を行います。

（重要野菜（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい）は、農林水産省農産局長の承認が必要なので「申請」となります。）

（2）産地強化計画の策定、提出

指定野菜価格安定対策事業において特例申込み50又は特例申込み55（重要野菜を除く。）（IV 指定野菜価格安定対策事業3の（2）を参照してください。）の交付予約申込みを行う場合やきゅうり、トマト、なす、ピーマン、春夏にんじん及び冬レタスにおいて、生産資材費高騰時の特例の交付予約申込を行う場合及び加工業務用対応の特例の交付予約申込を行う場合は、あらかじめ産地強化計画（生産資材費高騰時の特例については、資材の利用を削減する計画。加工業務用対応の特例については、加工・業務用野菜の安定供給に関する計画。）を策定し県知事に提出して、認定を受ける必要があります。（IV 指定野菜価格安定対策事業3の（6）を参照してください。）

（3）緊急需給調整事業への加入

緊急需給調整事業は、重要野菜及び調整野菜を対象とした生産出荷団体緊急需給調整事業がありますが、登録出荷団体等は、指定野菜価格安定対策事業の交付予約の申込みを行う場合は、生産出荷団体緊急需給調整事業への加入が必要です。

（4）交付予約の申込み

都道府県と、あらかじめ対象野菜の種類、数量、申込時期をよくご相談の上で、手続きしてください。

(参考) 指定野菜の区分

重要野菜	キャベツ(春・夏秋・冬)、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい
調整野菜	だいこん(春・夏)、にんじん(春夏・秋・冬)、はくさい(春・夏)、レタス(春・夏秋・冬)
一般指定野菜	きゅうり(夏秋・冬春)、秋冬さといも、トマト(夏秋・冬春)、なす(夏秋・冬春)、ねぎ(春・夏・秋冬)、ばれいしょ、ピーマン(夏秋・冬春)、ほうれんそう

IV 指定野菜価格安定対策事業

1. 事業の仕組み

(1) 対象野菜

指定野菜価格安定対策事業の対象となる野菜は、野菜法で定める14品目の指定野菜であって、次の要件をすべて満たさなければなりません（野菜法施行令第1条、「指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給金の交付の指針について」）。

- ① 野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜(加工専用品種を含む)であること
- ② 登録出荷団体が生産者の委託（直接又は農協等を経由）を受けて、又は登録生産者が出荷すること
- ③ 機構の定める対象市場群に属する市場等へ出荷すること
- ④ 一定の出荷期間（対象出荷期間）内に出荷すること
- ⑤ 機構の定める対象野菜の規格に適合すること

(2) 対象市場群

機構の定める対象市場群とは、全国にある卸売市場等を10のブロックに区分し、そのブロックごとに属する卸売市場等を指します（業務方法書第93条第1号）。

この対象市場群に属する卸売市場等は、中央卸売市場、機構が定める地方卸売市場及び野菜の販売施設（現在は、JA全農青果センター（株）の3事業所）に限られます。

なお、卸売市場法の改正（令和2年6月21日施行）に伴い、「指定野菜価格安定対策事業の推進について」（農林水産省生産局長通知）が改正され、業務方法書の対象市場群の定義の規定の変更等を行いました。

第IV-1表 対象市場群に属する市場等の一覧

対象市場群名	対象市場群に属する市場等
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県及び福井県
東海ブロック	岐阜県、愛知県及び三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県岩国市
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州ブロック	山口県（岩国市を除く）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄ブロック	沖縄県

注：各対象市場群に属する市場等は、都道府県及び市の区域に立地する機構が指定した中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等である（令和2年6月21日施行）。

（3）対象出荷期間

対象出荷期間は、価格差補給交付金等の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷時期の区分として対象野菜ごとに定められています。

対象出荷期間を定めているのは同じ対象野菜であっても、その出荷時期によって価格の水準にかなりの差があり、その価格形成の実態に即して、より適正な価格差補てんが行われるようにするためにです。

対象出荷期間は、野菜法施行令で定める対象野菜の種別の期間（標準的な作型を基礎として定める期間）とすることを原則としていますが、種別の期間が比較的長いもので、その期間の前・後半によって価格の水準にかなりの差が認められる場合等には、産地の事情等も十分勘案して種別の期間を更に区分して対象出荷期間を定めることとしています。

第IV-1図 指定野菜の種別及び対象出荷期間（令和5年度）

種類	月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
キャベツ						春キャベツ 4～5/15	夏秋キャベツ 5/16～6					冬キャベツ 1～3					
ねぎ						春ねぎ 4～6	夏ねぎ 7～9			10～12		秋冬ねぎ 1～3					
はくさい						春はくさい 3/16～6	夏はくさい 7～8/10	8/11～10/15	10	11～12		秋冬はくさい 1～3					
ほうれんそう						4～6	7～9		10～12			1～3					
レタス						春レタス 4～5	夏秋レタス 6～7	8～10		10/16～11	12	冬レタス 1～2	3				
たまねぎ						4～5 (即売)	5～6 (即売)	7～10		11～12（貯蔵）		1～3（貯蔵）					
きゅうり	（前年度）					冬春きゅうり 5～6	夏秋きゅうり 7～9	10～11		11/21～12	1～2	3～4					（次年度）
トマト	（前年度）					冬春トマト 5～6	夏秋トマト 7～9	10～11		11/21～12	1～2	3～4					（次年度）
なす	（前年度）					冬春なす 5～6	夏秋なす 7～9	10～11		11/21～12	1～2	3～4					（次年度）
ピーマン						冬春ピーマン 4～6/15	夏秋ピーマン 5/16～7	8～10		10/21～12	1～3						
だいこん						春だいこん 3/16～6	夏だいこん 7～9		10～12		1～3						
にんじん						春夏にんじん 3/16～5	秋にんじん 6～7	8～10		11～12		1～3					
さといも						6～7	8～9	10	11	12	1～2	3	1～3				
ばれいしょ						4～6（即売）	7～9		10～12		1～3						
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			

注1：野菜の種類ごとの上段は種別であり、中段は複数月の対象出荷期間（月又は月／日）及び下段は単月の対象出荷期間（月又は月／日）を示す。

（1）冬レタスAの対象出荷期間は10/16～10/31である。

(2) 冬春ピーマンBの対象出荷期間は6/1～6/15である。

注2：ほうれんそう、たまねぎ、ばれいしょは季節による区分はない。

注3：さといもの空白部分は、価格補てんの対象外の期間である。

注4：単月の対象出荷期間は、次の(1)～(10)の場合を除き、対象出荷期間を月単位ごとに分割したものである。

(1) 春キャベツは単月化しない。

(2) 春はくさいの3/16～6月は3/16～4/30、5月、6月の3区分とする。

(3) 夏はくさいの7/1～8/10は単月化しない。

(4) 夏はくさいの8/11～10/15は8/11～8/31、9/1～10/15の2区分とする。

(5) 冬レタスの10/16～11月は10/16～10/31、11月の2区分とする。

(6) 冬春ピーマンの4月～6/15は4月、5月、6/1～6/15の3区分とする。

(7) 夏秋ピーマンの5/16～7月は5/16～6/30、7月の2区分とする。

(8) 冬春ピーマンの10/21～12月は10/21～11/30、12月の2区分とする。

(9) 春だいこんの3/16～6月は3/16～4/30、5月、6月の3区分とする。

(10) 春夏にんじんの3/16～5月は3/16～4/30、5月の2区分とする。

2. 業務の組立て

(1) 業務区分

業務区分は、事業を実施する上での基本的な単位であり、価格差補給交付金等の交付に関する契約（以下「交付予約」といいます。）、保証基準額等の単価の算定、交付金単価の決定、資金の管理、価格差補給交付金等の交付の業務等は、すべてこの業務区分ごとに行われます。

業務区分は、①対象野菜、②対象市場群、③対象出荷期間の3つの要素により構成されています。具体的には、例えば、キャベツを7月～10月の間に東京都卸売市場へ出荷する予定であれば、「夏秋キャベツ・7～10月・関東ブロック」という一つの業務区分について、交付の業務が行われます（業務方法書第96条、実施細則別表1から別表6）。

なお、業務区分数（令和5年4月現在）は下の表のとおりです。

第IV-2表 業務区分数一覧

複数月業務区分・重要野菜	(実施細則別表1)	107
〃	・調整野菜 (〃 別表2)	228
〃	・一般指定野菜 (〃 別表3)	462
単月業務区分	・重要野菜 (〃 別表4)	220
〃	・調整野菜 (〃 別表5)	433
〃	・一般指定野菜 (〃 別表6)	1,066
合 計		2,516

(2) 業務対象年間

業務対象年間は、交付予約の契約期間のことであり、対象出荷期間を3回含むおおむね3か年を基本として、業務区分ごとにその期間が定められています。例えば、10月1日から12月31日までの対象出荷期間であれば、令和5年10月1日から令和7年12月31日までが業務対象年間となります（業務方法書第93条第3号、実施細則別表1から別表6）。

原則、業務対象年間の初年度に造成した資金を原資として、業務対象年間において必要な価格差補給交付金等の交付の業務が実施されます。ただし、価格差補給交付金等を交付したことにより、指定野菜価格安定対策資金が著しく減少し、この事業を行うことが困難と認められる場合、登録出荷団体等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、登録出荷団体等の最低基準額等の特例等の申込みをする機会を与える必要がある場合、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるとされています。

これを踏まえて近年では、1年ごとに業務対象年間を短縮して翌年度に新たな業務対象年間を定め、交付予約をし直すことにより、毎年度、資金を造成（再造成）しています。

(3) 保証基準額

野菜法第10条の規定では、機構は、対象野菜の価格の「著しい低落」があった場合に生産者補給交付金等を交付するとされていますが、この「著しい低落」がどの程度の下落であるのかは、野菜法には明記されていません。保証基準額は、この「著しい低落」の具体的な判断基準を示すものであり、対象野菜の平均販売価額（6の(1)を参照してください。）がその額を下回った場合には登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等が交付されます。

この保証基準額は、野菜の種類、地域の生産及び流通の実態に応じて価格差補給交付金等が交付されるよう業務区分ごとに定め、また、過去6か年の卸売市場の卸売価格を平均した価格を基に、物価指数等を加味した価格（以下「平均価格」といいます。）の90%相当としています（業務方法書第93条5号、実施細則別表1から別表6）。

(4) 最低基準額

対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合、その差額に補てん率を乗じて得た額が価格差補給交付金等として交付されますが、価格差補給交付金等の交付の対象となる価格差には上限が設けられています。最低基準額は、その上限を示す価格であり、平均販売価額がその額を下回った場合、保証基準額と最低基準額との差額に補てん率を乗じて得た額が価格差補給交付金等として交付されます。

また、最低基準額は、業務区分ごとに平均価格の50%、55%、60%、65%及び70%に相当する額の中から産地の実情に応じて登録出荷団体等が自主的に選択できることとなっており、特例申込み50、特例申込み55、標準申込み、特例申込み65及び特例申込み70という名称で区別しています。

なお、特例申込み50又は特例申込み55（重要野菜を除く。以下同じ。）は、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付13生産第6379号農林水産省生産局長通知）に定める産地強化計画（以下「産地強化計画」といいます。）を策定しなければ、その交付予約の申込みを行うことができません。登録出荷団体にあってはその申込に係る野菜の出荷の委託を行おうとする全ての出荷団体が産地強化計画を策定していること、登録生産者にあっては自ら産地強化計画を策定していることが必要です。

さらに、この特例申込み50又は特例申込み55の交付予約をした場合であっても、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通知（以下「需給均衡要領」といいます。））に定める供給計画と出荷実績との乖離が±20%以上あるときは、重要野菜にあってはその最低基準額を特例申込み55の最低基準額まで、それ以外の野菜にあっては標準申込みまで引き上げます（業務方法書第93条6号から第10号、実施細則別表1から別表6）。

3. 交付予約

(1) 交付予約の申込み

交付予約の申込みは、登録出荷団体等が機関に対して行うこととなっています。

登録出荷団体等は、管内の生産・出荷状況、野菜の価格動向、生産者における負担金の許容度合、野菜生産における国等の計画等を十分把握した上で、業務区分ごとに定められている対象野菜、対象出荷期間、対象市場群、資金造成単価、保証基準額及び最低基準額をよく検討して、どの業務区分に何トンの申込みをするかを決めます。この場合、道府県の補助金も価格差補給交付金等の原資の一部となっている関係もあるため、道府県の主務課とよく調整しておくことが大切です。交付予約の申込みは、価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前の申込期限（表IV-3表）までに実施細則に定める様式の申込書により行います（業務方法書第97条）。

申込みを行うに当たってのその他の注意事項は以下のとおりです。

ア. 業務区分には、おおむね1か月を対象出荷期間とする業務区分（以下「単月」といいます。）と、一定の期間を対象出荷期間とする業務区分（以下「複数月」といいます。）があります。いずれの業務区分も適用される資金造成単価、保証基準額等は同じですが、同一の対象野菜について単月と複数月を重複して交付予約の申込みを行うことはできません。

イ. 農業保険法第175条に規定する収入保険と指定野菜価格安定対策事業は令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、原則2年間まで（令和3年から同時利用を開始された方については3年間まで）、収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用することができるよう見直されたことから、登録出荷団体にあっては委託生産者、特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいいます。）にあってはその構成員に対し、収入保険との同時利用に関する周知等について、次のとおり行うこととしています。

① 指定野菜価格安定対策事業と収入保険の同時利用できない者が指定

野菜価格安定対策事業の利用期間が収入保険の保険期間と重複する場合、収入保険の保険資格者に該当しないことを周知する。

② 収入保険の保険関係が成立した者又は成立する見込みのある者で①の収入保険の保険資格者に該当しない者は、登録出荷団体（JA等）又は特定登録生産者に対し、指定野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間を書面（以下「申告書」という。）により、当該利用しない期間が始まる前に申告するよう促す。また、登録出荷団体及び特定登録生産者は、申告が適切に行われるよう促す。

なお、登録生産者及び申告書を受けた特定登録生産者は、機構に対し、同様の申告をします。

その上で、登録出荷団体等は、指定野菜価格安定対策事業を利用しない委託生産者又は特定登録生産者の構成員から交付予約の申込みの前に、提出があった申告書について、その申告書の内容を踏まえて交付予約の申込みを行うようにしてください（交付予約の申込み後に収入保険の保険関係が成立した者又は成立する見込みのある者については、（7）を参照）。

また、指定野菜価格安定対策事業と収入保険の同時利用できない者の同時利用の発生を防ぐため、収入保険の実施主体との間で、互いの事業の利用状況についての問合せに対して回答できるようにしておく必要があります。このため、申告書の提出の際は、「指定野菜価格安定対策事業の適正な実施を図るため、委託生産者の同事業の利用状況について、収入保険の実施主体に必要な範囲において情報提供する場合がある」旨の個人情報の取扱いについて同意を書面で取っておくように努めてください。

第IV-3表 交付予約の申込期限

2月20日		5月20日		8月31日	
野菜の種別	対象出荷期間	野菜の種別	対象出荷期間	野菜の種別	対象出荷期間
春 キ ャ ベ ツ	4 ~ 5 /15	夏 秋 キ ャ ベ ツ	7 ~ 10	冬 キ ャ ベ ツ	11 ~ 12
"	5 /16 ~ 6	夏 秋 き ゆ う り	7 ~ 9	"	1 ~ 3
冬 春 き ゆ う り	5 ~ 6	"	10 ~ 11	冬 春 き ゆ う り	11/21 ~ 12
秋 冬 さ と い も	6 ~ 7	秋 冬 さ と い も	8 ~ 9	"	1 ~ 2
春 だ い こ ん	3 /16 ~ 6	夏 だ い こ ん	7 ~ 9	"	3 ~ 4
たまねぎ(即売)	4	夏 秋 ト マ ト	7 ~ 9	秋 冬 さ と い も	10 ~ 12
"	5 ~ 6	" (ミニ)	7 ~ 9	"	1 ~ 3
た ま ね ぎ	7 ~ 10	夏 秋 ト マ ト	10 ~ 11	秋 冬 だ い こ ん	10 ~ 12
冬 春 ト マ ト	5 ~ 6	" (ミニ)	10 ~ 11	"	1 ~ 3
" (ミニ)	5 ~ 6	夏 秋 な す	7 ~ 9	たまねぎ(即売)	1 ~ 4
冬 春 な す	5 ~ 6	"	10 ~ 11	たまねぎ(貯蔵)	11 ~ 12
春 夏 に ん じ ん	3 /16 ~ 5	秋 に ん じ ん	8 ~ 10	"	1 ~ 3
"	6 ~ 7	夏 ね ぎ	7 ~ 9	冬 春 ト マ ト	11/21 ~ 12
春 ね ぎ	4 ~ 6	夏 は く さ い	7 ~ 8 /10	" (ミニ)	11/21 ~ 12
春 は く さ い	3 /16 ~ 6	"	8 /11 ~ 10/15	冬 春 ト マ ト	1 ~ 2
ばれいしょ(即売)	4 ~ 6	ほ う れ ん そ う	7 ~ 9	" (ミニ)	1 ~ 2
ば れ い し ょ	7 ~ 9	夏 秋 レ タ ス	8 ~ 10	冬 春 ト マ ト	3 ~ 4
冬 春 ピ ー マ ン	4 ~ 6 /15	" (非結球)	8 ~ 10	" (ミニ)	3 ~ 4
夏 秋 ピ ー マ ン	5 /16 ~ 7	たまねぎ(即売)	8 ~ 12	冬 春 な す	11/21 ~ 12
"	8 ~ 10			"	1 ~ 2
ほ う れ ん そ う	4 ~ 6			"	3 ~ 4
春 レ タ ス	4 ~ 5			冬 に ん じ ん	11 ~ 12
" (非結球)	4 ~ 5			"	1 ~ 3
夏 秋 レ タ ス	6 ~ 7			秋 冬 ね ぎ	10 ~ 12
" (非結球)	6 ~ 7			"	1 ~ 3
				秋 冬 は く さ い	10
				"	11 ~ 12
				"	1 ~ 3
				ば れ い し ょ	10 ~ 12
				"	1 ~ 3
				ばれいしょ(即売)	1 ~ 3
				冬 春 ピ ー マ ン	10/21 ~ 12
				"	1 ~ 3
				ほ う れ ん そ う	10 ~ 12
				"	1 ~ 3
				冬 レ タ ス	10/16 ~ 11
				" (非結球)	10/16 ~ 11
				冬 レ タ ス	12
				" (非結球)	12
				冬 レ タ ス	1 ~ 2
				" (非結球)	1 ~ 2
				冬 レ タ ス	3
				" (非結球)	3
計	25	計	19	計	43

※「単月」の業務区分の申込期限は、その月をこの表の対象出荷期間に含むものと同一とする。

(2) 特例申込み

最低基準額は、産地の実情に応じて業務区分ごとに、平均価格の50%、55%、60%、65%及び70%に相当する額の中から1つを選択する特例申込みを行なうことができます（業務方法書第97条第2項第2号及び第5号）。

特例申込み50又は特例申込み55は、標準申込みに比べ造成に必要な資金を多く拠出する必要がありますが、価格差補てんの幅が広く、より多くの価格差補給交付金等が得られます。他方、特例申込み65又は特例申込み70は、標準申込みに比べ得られる価格差補給交付金等が少なくなる可能性がありますが、比較的少額な資金で事業に参加することができます。

交付予約の申込みをするに当たっては、標準申込み及び各特例申込みそれぞれのメリット、デメリットを十分に比較検討した上で、業務区分ごとにいずれか1つを選択することとなります。

(3) 特別補給交付金等の交付の申込み

指定野菜価格安定対策事業は、対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回って低落した場合、原則、その差額に産地区分に応じた補てん率を乗じた額を単価として価格差補給交付金等が交付されます。

しかしながら、野菜の需給動向に鑑み、重点的に需給・価格の安定を図る必要のある重要野菜についてはその供給確保と価格の安定が強く要請されていること等を考慮し、出荷団体による計画的な出荷を促進するため、一定の計画に即して出荷が行われた場合には産地区分に応じた補てん率に1割を上積みし、価格差補給交付金等が交付されます。この1割に相当する価格差補給交付金等を特別補給交付金等といいます。

一方、重要野菜以外の野菜にあっては、特別補給交付金等の交付を受けるべき旨の申込みをすることができます。

なお、特別補給交付金等の交付を受けるべき旨の申込みをする場合、造成に必要な資金が申込みをしない場合に比べおおむね1割増加します。

(4) 緊急需給調整事業の実施について

特に需給の安定を図る必要のある野菜（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい、春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏は

くさい及びレタス）については、価格低落時における出荷の後送り、加工用販売若しくは市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒しを実施した場合に交付金が交付されます。これらの対象野菜の交付予約の申込みをする場合、この交付金の交付に当てるための資金を別途納入する必要があります。事業の仕組み、内容等は、「IX緊急需給調整事業」を参照してください。

(5) 生産資材費高騰の特例申込み

近年、国際的な原油価格、原材料価格の高騰により、生産資材、肥料等が急激に値上がりしています。しかし、こうした生産コストの増加分は、販売価格に十分転嫁できず、農業経営の収益を大きく圧迫しています。

こうした現状を踏まえ、野菜の価格下落時において、生産資材費が高騰した場合、その影響を緩和するための仕組みとして、生産資材費高騰の特例申込みを措置しています。具体的には、平均販売価額が保証基準額を下回った場合であって、かつ、生産資材費が高騰している場合、保証基準額を平均価格の95%に相当する額まで引き上げ、この額との差額に産地区分に応じた補てん率を乗じた額を単価として価格差補給交付金等が交付されます。ただし、この申込みの対象となる野菜は、生産費に占める暖房費等の割合が高い冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマン、生産費に占める被覆資材費等の割合が高い夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタス（対象出荷期間10/16～11を除く）に限られます。また、この申込みをする登録出荷団体等は、あらかじめ資材低減に係る産地強化計画を策定している必要があります（業務方法書第97条第2項第4号）。

なお、この特例申込みによって追加負担が発生することはありません。この仕組みは、対象野菜ごと対象出荷期間ごとに、登録出荷団体等の属するブロックごとに定める加温期間等における次式で得られる月ごとの指標の平均が機構の定める発動率を超えたときのみ発動されます。

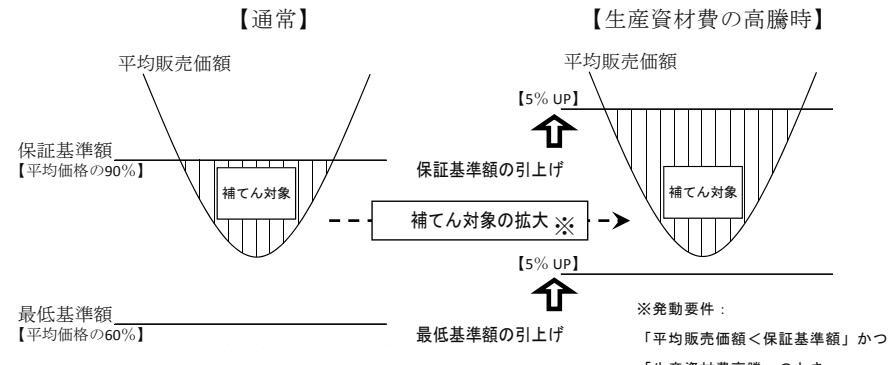
算定式

冬春きゅうり、冬春トマト 冬春なす、冬春ピーマン	$(A \times 1.441 \times B + C \times 1.205 \times D \times 9/10) / (B + D \times 9/10)$
夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、 春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス	$(A \times 1.441 \times B + E \times 1.246 \times F \times 9/10) / (B + F \times 9/10)$

注1：Aは肥料の月別指数、Bは肥料のウェイト、Cは光熱効率の月別指数、Dは光熱効率のウェイト、Eは諸材料の月別指数、Fは諸材料のウェイトとし、AからFまでの数値は、農業物価指数（農林水産省大臣官房統計部作成）によります。

注2：上記の結果は、機構のホームページで公表しています。

[仕組みのイメージ]

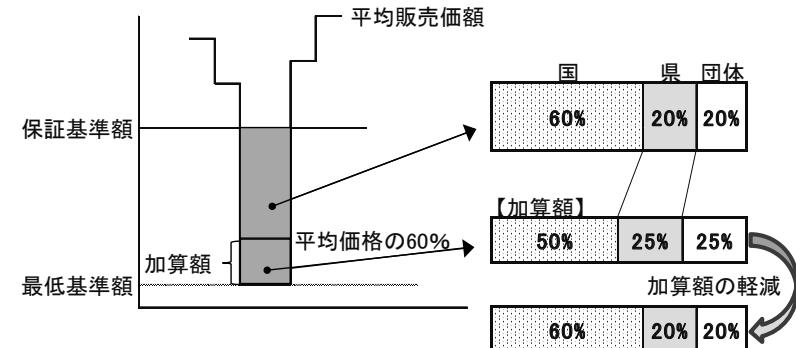


(6) 加工・業務用対応の申込み

造成に必要な資金の登録出荷団体等の負担割合は、原則5分の1（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいは1000分の175）と定められています。ただし、特例申込み50又は特例申込み55の申込みをした登録出荷団体等の負担割合は、造成に必要な資金のうち平均価格の60%に相当する額と当該特例申込みの最低基準額との差額（以下「加算額」といいます。）（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいは平均価格の55%に相当する額と特例申込み50の最低基準額との差額。）については、4分の1と定められています。

平成25年8月申込みから、この加算額に係る負担割合について、特例申込み50又は特例申込み55に係る野菜の出荷の委託を行おうとする出荷団体又は登録生産者が加工・業務用推進タイプの産地強化計画を策定しているときは、原則の負担割合を適用することになりました。これにより、加工・業務用推進タイプの産地強化計画を策定していない場合に比べ資金造成に必要な額が軽減されます。

【加算額軽減のイメージ（重要野菜以外の野菜の例）】



(7) 交付予約数量の減少及び交付予約の解約の申込み

特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者において、収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合、交付予約数量の減少又は交付予約の解約（以下「交付予約数量の減少等」といいます。）を申し込むことができます（業務方法書第101条の2及び第101条の3）。この交付予約数量の減少等を行うことで、当初の交付予約数量に基づく負担金から交付予約数量の減少等分を返戻する手続きが行えます（5の（7-2）及び（7-3）参照）。

この交付予約数量の減少等に係る申込期限は、複数月の業務区分にあっては、交付予約数量の減少等をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日まで、単月の業務区分にあっては、その対象出荷期間の全期間が含まれる複数月の業務区分の対象出荷期間が開始する月の前月の10日までで、当該申込期限までに実施細則に定める様式の申込書により行います。

交付予約数量の減少等にあっては、交付予約の申込みのように、道府県の主務課との調整は必要ありませんが、あらかじめ道府県の主務課及び県法人に連絡することが必要です。

なお、交付予約数量の減少を行ったとしても、指定野菜価格安定対策事業と収入保険の同時利用できない者の同時利用を防止することはできません。同時利用できない者の同時利用を防止するためには、指定野菜価格安定対策事業を利用しない期間における出荷数量を価格差補給交付金等の交付の対象としない数量として除外することが必要です（実施細則第29条の2）。

(8) 交付予約数量の増加の申込み

交付予約数量の増加の申込みは、業務対象年間が短縮されず継続している場合であって、2年目以降のそれぞれの年の対象出荷期間の開始前の申込期限（表IV-3表）までに実施細則に定める様式の申込書により行います（業務方法書第101条）。

(9) 契約の更改

業務対象年間の途中において資金造成単価又は登録出荷団体等の負担金の負担割合が変更された場合は、既に成立している交付予約の内容を変更（更改）することができます。この場合には、交付予約数量及び特例申込み及び特別補給交付金等の交付の申込みの変更は認められません。ただし、災害等機関がやむを得ないと認めるときは、対象出荷期間の開始日の前日の1月前までに交付予約の内容の変更の申出を行うことができます（業務方法書第102条）。

機関では、この申込みを受けると、関係者と協議して予算の範囲内で事業が実施できるかどうか判断した上で、それぞれの登録出荷団体等に承諾の通知をします。

(10) その他

以下の事項について、事業実施通知の記の6に定められています。

ア. 委託生産者及び登録生産者が園芸施設を設置した上で対象野菜を生産する場合には、機関にあっては登録生産者、登録出荷団体にあっては委託生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう努める。

イ. 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範通知」といいます。）の趣旨を踏まえて、機関は登録生産者に対し、登録出荷団体は委託生産者に対し、点検シート（環境規範通知別紙の1の（2）のアに規定する点検シートをいう。）の作成及び提出を促し、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努める。

ただし、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPと同等以上の水準の取組を実施する場合はこの限りでない。

ウ. 「農業の働き方改革ガイドライン」（以下「働き方改革ガイドライン」といいます。）の趣旨を踏まえ、機関にあっては登録生産者、登録出荷団体にあっては委託生産者に対し、働き方改革ガイドラインに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努める。

4. 資金造成

価格差補給交付金等を交付するための資金は、業務区分ごと産地区分ごとの資金造成単価に登録出荷団体等の交付予約数量を乗じて得た額（以下「資金造成額」といいます。）の合計額が機関に造成されています。この資金は、登録出荷団体等の負担金と道府県及び国の補助金によって造成されています。

資金造成単価は、業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金をいい、業務区分ごと産地区分ごとに定められています。

この資金造成単価は、保証基準額と最低基準額の差額に産地区分に応じた補てん率を乗じて得た額を単価とする一般補給資金造成単価と、特別補給交付金等の交付に充てるための特別補給資金造成単価に区分して定められています。具体的には、保証基準額と最低基準額との差額に産地区分が第I区分にあっては10分の9、第II区分にあっては10分の8、第III区分にあっては10分の7を乗じて得た額を一般補給資金造成単価として定め、保証基準額と最低基準額との差額の10%相当を特別補給資金造成単価として定めています。

また、資金造成単価のうち特例申込み50又は特例申込み55の加算額に充てるための資金造成単価を特定造成単価といい、それ以外の単価を標準造成単価といいます。

なお、業務区分ごとの価格差補給交付金等は、資金造成額の範囲において交付されますが、価格差補給交付金等の交付単価は資金造成単価を超えることはありません。

（1）負担金の額

機関と登録出荷団体等との間で交付予約が成立すると、登録出荷団体等は所定の期日までに負担金を納入しなければなりません。負担金の額は、資金造成額に登録出荷団体等の負担割合を乗じて得た額により算出します。登録出荷団体等、道府県（県法人）及び国の負担割合は、表IV-4のとおりです（業務方法書第100条）。

なお、造成する資金のうち標準造成単価による造成を標準造成といい、特定造成単価（特例申込み50又は特例申込み55のみ）による造成を特定造成といいます。

第IV-4表 資金造成に係る負担割合及び補助割合

負担者区分		負担金	納付金	補助金	計
指定野菜の種類	登録出荷団体等	県法人	国		
重 要 野 菜	標準造成	17.5%	17.5%	65.0%	100.0%
特例50加算部分	特定造成	25.0%	25.0%	50.0%	100.0%
特例50加算部分に係る特例分		17.5%	17.5%	65.0%	100.0%
調整野菜・一般野菜	標準造成	20.0%	20.0%	60.0%	100.0%
特例50、55加算部分	特定造成	25.0%	25.0%	50.0%	100.0%
特例50、55加算部分に係る特例分		20.0%	20.0%	60.0%	100.0%
(参考) 造成資金の種類	指 定 業 務 資 金	指 定 助 成 業 務 資 金	指 定 共 通 業 務 資 金		

注1：機関への国の補助金については、国庫債務負担行為による補助を含んでいる。

2：県法人は、当該県の負担軽減後資金造成計画額－資金造成計画額×農産局長が定める割合を限度として債務負担行為形式を導入することができることとなっている（指定野菜事業推進通知第17の2の(2)のア）。

3：特例分は、加工・業務用野菜への対応を強化する産地強化計画を策定した産地にあって、生産者負担の軽減を図ることになっている。

新たな業務対象年間において、前の業務対象年間と同一の業務区分に交付予約をする場合であって、前の業務対象年間の業務区分に残額があるときは、上記により算出した業務区分ごとの負担金の額からその残額を控除した額の合計額が納付額となります。

また、登録出荷団体等の指定特別業務資金に残額がある場合は、その額の全部又は一部を納付額に充当することができます。

したがって、造成すべき負担金の額があっても業務区分の残額又は指定特別業務資金の活用によっては、実際に納付する必要がない場合があります。また、業務区分の残額を全額負担金の額に充当しても、なお残額がある場合、その額を返戻又は特別業務資金に繰入れすることができます。

ア. 特例申込み65の場合の負担金

特例申込み65の場合は、平均価格の65%を最低基準額とみなすため、この場合の資金造成単価は、次の計算のとおり、標準申込みの場合の30分の25となります。

$$\text{平均価格} \cdots \cdots \cdots T$$

$$\text{保証基準額} \cdots \cdots \cdots 0.9T \text{ (円以下の単位は00又は50にラウンドする。)}$$

$$\text{最低基準額} \cdots \cdots \cdots 0.6T$$

$$\text{標準申込みで、産地区分が第I区分の場合の資金造成単価} \cdots \cdots a$$

$$a = (0.9T - 0.6T) \times 0.9$$

（第II区分の場合は0.8、第III区分の場合は0.7を乗じる。以下同じ。）

$$\text{特例申込み65の場合の資金造成単価} \cdots \cdots b$$

$$b = (0.9T - 0.65T) \times 0.9$$

$$a : b = (0.30T \times 0.9) : (0.25T \times 0.9) = 30 : 25$$

$$b = \frac{25}{30} a$$

負担金の額は、産地区分ごとの資金造成単価に産地区分ごとの交付予約数量と一定の負担割合を乗ずるだけですから、標準申込みの場合の30分の25の額となります。

イ. 特例申込み70の場合の負担金

特例申込み70の場合は、平均価格の70%を最低基準額とみなすため、この場合の資金造成単価は次のようになります。

$$\text{特例申込み70の場合の資金造成単価} \cdots \cdots c$$

$$c = (0.9T - 0.7T) \times 0.9$$

$$a : c = (0.30T \times 0.9) : (0.20T \times 0.9) = 30 : 20$$

$$c = \frac{20}{30} a$$

つまり、標準申込みの場合の30分の20の額となります。

ウ. 特例申込み55の場合の負担金

(ア) 重要野菜の場合

特例申込み55の場合は、平均価格の55%を最低基準額とみなすため、この場合の資金造成単価は次のようにになります。

特例申込み55の場合の資金造成単価d

$$d = (0.9T - 0.55T) \times 0.9$$

$$a : d = (0.30T \times 0.9) : (0.35T \times 0.9) = 30 : 35$$

$$d = \frac{35}{30}a$$

つまり、標準申込みの場合の30分の35の額となります。

(イ) 調整野菜及び一般指定野菜の場合

資金造成単価=標準申込み単価+（標準申込み単価×5/30）

$$= a + (a \times \frac{5}{30})$$

標準申込み部分の造成割合と特例申込み部分の造成割合が異なる（第IV-4表参照）ため、上記の算式により算出した額となります（エにおいて同じ）。

エ. 特例申込み50の場合の負担金

(ア) 重要野菜の場合

資金造成単価=特例申込み55の資金造成単価+（標準申込み単価×5/30）

$$= (a \times \frac{35}{30}) + (a \times \frac{5}{30})$$

(イ) 調整野菜及び一般指定野菜の場合

資金造成単価=標準申込み単価+（標準申込み単価×10/30）

$$= a + (a \times \frac{10}{30})$$

(2) 負担率の導入

登録出荷団体等は、原則、「資金造成単価×交付予約数量×負担割合」によって算出された負担金の額の全額を造成します。しかしながら、過去の価格差補給交付金等の交付状況を鑑みると、業務対象年間においてその全額を造成しなくても価格差補給交付金等の交付が可能である対象野菜がいくつありました。そこで、平成23年8月申込みから登録出荷団体等が造成すべき資金は、負担金の額に下表の負担率を乗じて得た額に据え置くことしました。これはあくまで一時的な負担軽減措置であるため、業務対象年間の途中において、万一、資金の全額を取り崩してもなお支払うべき価格差補給交付金等に不足が生じる場合は、その不足額（登録出荷団体等に係るもの。）を納入することとなります。不足額を納入しない選択肢もありますが、この場合、本来交付すべき価格差補給交付金等の額が不足した状態のまま価格差補給交付金等が交付されます。昨今、資金の全額を取り崩してもなお支払うべき価格差補給交付金等に不足が生じる場合が増えていることから、負担率について、令和2年8月申込みから、過去の交付金の交付状況等を考慮し、より実態に合った率に見直すことになりました。

なお、道府県が県法人を経由して造成する納付金についてもこの負担率の適用を受けます（業務方法書第100条第2項、実施細則付録第1及び第2）。

対象野菜	負担率
秋にんじん、夏はくさい、冬レタス	10分の10
秋冬はくさい、冬春ピーマン、夏秋レタス	10分の9
春だいこん、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、ばれいしょ	10分の8
夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、冬にんじん、夏ねぎ、春はくさい、春レタス	10分の7
冬春トマト	10分の6
春キャベツ、夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬さといも、夏だいこん、夏秋トマト、冬春なす、春ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう	10分の5

(3-1) 負担金の納入

負担金の納入期限は、交付予約の申込みをした業務区分の対象出荷期間の開始日の前日の10日前の日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）と定められています。実務上は、機構が発行する納入通知書に記載されている納入期日までに納付してください（実施細則第20条第1項）。

負担金が納入期限までに支払われなかつた場合には、納入期限の翌日から起算して納入した日までの日数に応じて延滞金が課せられます（実施細則第25条）。

また、交付予約数量の減少を行う場合であっても、必ず当初の交付予約が締結された交付予約数量に基づく負担金を納入期限までに納付してください。交付予約数量の減少に伴う返戻の手続きは、この当初の交付予約数量に基づく負担金の納入後となります。

なお、交付予約の解約が承諾された場合は、当初の交付予約が締結された交付予約数量に基づく納入通知書の効力が失われることから、当該交付予約に係る負担金を納付していなければ、納付する必要はありません。

(3-2) 負担金の追加納入

上記(2)の負担率の導入により、万一、資金の全額を取り崩してもなお支払うべき価格差補給交付金等に不足が生じる場合は、不足分の負担金の額について追加で納付するか否かを道府県の主務課又は県法人と協議の上、決定することとなります。

追加納入に応ずる場合は、機構が発行する追加納入に係る納入通知書の発行日から1か月を経過する日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに不足する負担金の額を納入しなければなりません。

なお、追加納入に代えて、登録出荷団体等の指定特別業務資金を充当することもできます。

(4-1) 納付金の納付

道府県の資金は、道府県の補助を受けた県法人の納付金として造成されます。登録出荷団体等と同様に、前の業務対象年間に資金を造成し、その資金に残額がある場合には、造成すべき納付金の額から当該資金残額を控除した額を納入します（業務方法書第105条）。

また、県法人の指定特別業務資金に残額がある場合は、その額の全部又は一部を納付額に充当することができます。

なお、道府県の補助金の効率的な運用を図るという観点から、道府県の県法人に対する補助は、現金での補助以外に、債務負担行為の形式による補助も認めています。その場合、債務負担行為の形式による補助を受けた県法人は、あらかじめ機構との間で債務負担契約書を締結しなければなりません。

(4-2) 納付金の追加納付

県法人は、登録出荷団体等と同様に、上記(2)の負担率が適用されます。しかし、道府県の資金は登録出荷団体等と異なり、業務区分ごとの資金管理を行っていません。したがって、例え業務区分の道府県に係る資金が不足したとしても道府県の資金（納付金）の全額が不足しない限り、追加納付を行う

必要ありません。しかし、(3-2)負担金の追加納付が頻繁に発生する場合等において、道府県の資金（納付金）に不足が生じる可能性があることに留意してください。

(4-3) 交付予約数量の減少等に伴う納付金の納付

登録出荷団体等による交付予約数量の減少等の申込みは、業務区分ごと及び申込期限ごとに行うことから、複数回申込みをすることが想定されます。

このため、8月31日申込期限後に暫定版の資金造成計画表（簡易版）を機構が県法人に送付しますが、交付予約数量の減少等の申込み後、3月上旬を目途に、交付予約数量の減少等を反映した確定版の資金造成計画表（簡易版）を送付することとなりますので、当該確定版の資金造成計画表（簡易版）に基づき納付金を納付するようにしてください。

なお、暫定版の資金造成計画表（簡易版）に基づいて納付金を納付した場合、交付予約数量の減少等に伴い生じた剩余金は、指定助成業務資金から指定特別業務資金に繰り入れられ、返戻ができないので、十分ご留意ください。

5. 資金の管理

機構は、登録出荷団体等の負担金、県法人の納付金及び国の補助金を価格差補給交付金等の交付に充てるための資金として造成していますが、これらの資金はその財源により指定業務資金、指定助成業務資金、指定共通業務資金、指定特別資金及び指定特別業務資金に区分して整理しています（野菜勘定における資金の管理等に関する細則（以下「資金管理細則」といいます。）第1条）。

(1) 指定業務資金

登録出荷団体等の負担金が機構に納入されると、機構ではこれを「指定業務資金」として管理します。また、指定業務資金には、指定特別業務資金から資金の繰入れが行われることがあります（野菜生産出荷安定資金管理規程（以下「野菜資金管理規程」といいます。）第6条）。

機構は、この指定業務資金を業務区分ごと、登録出荷団体等ごとに区分して管理しています。これは、価格差補給交付金等が交付されたときの資金残高を明らかにしておき、次の交付予約のときに登録出荷団体等の負担金の額からこの残額を控除して納入すべき額を決めるになっているからです（業務方法書第100条）。

(2) 指定助成業務資金

県法人から納付金が納付されると、機構ではこれを「指定助成業務資金」として管理します。指定助成業務資金は、同一県内であれば登録出荷団体等及び業務区分相互間で共通して効率的に使用することができます。

また、指定助成業務資金には、指定特別業務資金から資金の繰入れが行わ

れることがあります（野菜資金管理規程第6条）。

（3）指定共通業務資金

機構では、国の補助金を各業務区分に共通して使えるように「指定共通業務資金」として一括管理しています。

また、指定共通業務資金には、指定特別資金、指定特別業務資金から資金の繰入れが行われることがあります（野菜資金管理規程第4条、第6条）。

（4）指定特別業務資金

ある業務区分について、業務対象年間が終わって新しい業務対象年間に入るときに国庫補助率の引上げ、資金造成単価の減額改定、あるいは、登録出荷団体等の交付予約数量の減少があれば、前の業務対象年間から持ち越される資金の額に比べて新しい業務対象年間の必要資金額が少なくて済むこととなり、指定業務資金又は指定助成業務資金に剩余を生ずることとなります。このようなときには、その剩余資金分を別に管理していますが、この資金を「指定特別業務資金」といいます（資金管理細則第1条）。

この指定特別業務資金は、登録出荷団体等、県法人及び国ごとにそれぞれ管理しており、資金造成のために登録出荷団体等、県法人及び国が新たな負担をしなければならないときは、それぞれ指定業務資金、指定助成業務資金及び指定共通業務資金に繰り入れることができます（野菜資金管理規程第6条）。

この場合、登録出荷団体等は指定業務資金への繰入分だけ負担金額から控除されて納入額が少なくてすむわけです。通常この繰り入れられる資金は、次の最も近い時期の交付予約に係る業務区分の負担すべき額の全部又は一部に充てられます。

なお、指定特別業務資金には、指定野菜価格安定対策資金及び契約指定野菜安定供給資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入から繰り入れることができます（資金管理細則第1条）。

（5）指定特別資金

ある業務区分について価格差補給交付金等が交付されると、その業務区分に積み立てた資金は、当然交付金額だけ減少します。この額があまりに多くなり、資金残額が少なくなれば、次の価格低落のときの価格差補給交付金等の交付に充てる資金に不足を生ずるおそれがあります。指定共通業務資金についてこのようなことが生じないようにするために、あらかじめ国から機構に補助金が交付されています。この補助金によって造成される資金が「指定特別資金」です。

この指定特別資金は、必要なときに指定共通業務資金へ繰り入れられます（野菜資金管理規程第4条）。

（6）価格差補給交付金等の交付の財源

価格差補給交付金等の交付の財源は、交付されるべき業務区分ごとの指定業務資金、指定助成業務資金及び指定共通業務資金が充てられます（野菜資金管理規程第3条）。この充当の方法は、指定業務資金、指定助成業務資金及び指定共通業務資金の各資金の造成割合に応じて行います。

（7-1）負担金等の返戻

登録出荷団体等において、業務対象年間の短縮に当たって交付予約数量が直前の業務対象年間より減少したときは、それに伴う剩余の資金が生じることがあります。この資金については、指定特別業務資金に繰り入れるか、負担金を構成員に賦課している関係で構成員に返戻することができます。また、このほか、業務方法書に基づき、登録出荷団体等の取り消された場合及び当該登録出荷団体等の申し出があった場合は、負担金相当額又は指定特別業務資金に積み立てられた金額を返戻することができます（業務方法書第121条）。

（7-2）交付予約数量の減少に係る指定特別業務資金の返戻

交付予約数量の減少の申込みに係る承諾をしたときは、当初の交付予約が締結された交付予約数量に基づく納入通知書に記載された負担金額により納入した金額から当該承諾した交付予約数量による負担すべき金額を控除した残額を指定特別業務資金に積み立て、登録出荷団体等の申し出があった場合は、当該指定特別業務に積み立てられた金額を返戻することができます（業務方法書第121条）。

（7-3）交付予約の解約に係る負担金の返戻

交付予約の解約の申込みに係る承諾をし、登録出荷団体等の申し出があつた場合は、負担金相当額を返戻することができます（業務方法書第121条）。

(8) 計算例

(単位:千円)

業務区分			特 別 補 給 交 付 金 等	特 例 申 込 み 等	資 材 高 騰	交 付 予 約 数 量	資金造 成 計 画 額			負担軽減後資金造成計画額 ※								
対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	負 担 率					負 担 区 分			計	負 担 区 分			計				
							国	道府県	団体等		国	道府県	団体等					
							指定共通業務資金	指定助成業務資金	指定業務資金		指定共通業務資金	指定助成業務資金	指定業務資金					
○ ○ ○	○月○日 ～ ○月○日	50 %			標準	I	<1>	<2>	<3>	<4>	<5>	<6>	<7>	<8>	<9>	<10>		
							30	102.33	1,841	.500	.500	.500	.500	.500	.500	2,455		
						III	20	79.59	954	318	319	1,591	954	159	159	1,272		
						計	50	計	2,795	.500	.500	.500	.500	.500	.500	3,727		

※負担軽減後資金造成計画額とは、資金造成計画額に負担率を反映した実際に資金造成を必要とする額のこと

●「負担軽減後資金造成計画額 ≧ 前年度における交付金等支付後の資金残額」の場合

【産地区分が第Ⅰ区分の段で計算を行います。】

【資金造成計画額の算出法】

- ① (1)の交付予約数量に(2)の資金造成単価を乗じて、(6)の資金造成計画額を求めます。
 $30 \text{トン} \times 102.33 \text{円/kg} = 3,069 \text{千円}$ (千円未満は切捨て)

- ② (6)の資金造成計画額から、国<3>、道府県<4>、団体等<5>それぞれの内訳を求める。(国:道府県:団体等=6:2:2)
 国 : $3,069 \text{千円} \times 0.6 = 1,841 \text{千円}$ <3> (国分は、千円未満は切捨て)
 道府県: $3,069 \text{千円} \times 0.2 = 613.5 \text{千円}$ <4> (県分は、500円未満は切捨て、500円以上1千円未満は500円。)
 団体等: $3,069 \text{千円} - (1,841 \text{千円} + 613.5 \text{千円}) = 614.5 \text{千円}$ <5> (団体等分は、計(6) - 国<3> - 道府県<4>となる。)

【負担軽減後資金造成計画額の算出法】

- ③ (6)で求めた資金造成計画額に負担率(この種別の場合は、50%)を乗じ、(10)の負担軽減後資金造成計画額を求めます。
 $3,069 \text{千円} \times 50\% = 1,534 \text{千円}$ (千円未満は切捨て)となります。この額に②と同様の方法で、それぞれの内訳を求めます
 国 : $1,534 \text{千円} \times 0.6 = 920 \text{千円}$ (端数処理の方法は、②と同様です。)
 道府県: $1,534 \text{千円} \times 0.2 = 306.5 \text{千円}$ <8>
 団体等: $1,534 \text{千円} - (920 \text{千円} + 306.5 \text{千円}) = 307.5 \text{千円}$ <9>
 道府県と団体等の負担軽減後の資金造成計画額を算出するために、国分についても算出しましたが、実際には国分については負担軽減を行わず、100%造成を行いますので、国分の資金造成計画額は、(3)と同額の 1,841 千円 <7>となります。
 負担軽減後資金造成計画額<10>は、上記で算出した(7)国分+(8)道府県分+(9)団体等を合計した2,455千円となります。

【差引資金造成額の算出法】

- ④ 第Ⅰ区分については、「負担軽減後資金造成計画額 ≧ 前年度における交付金等支付後の資金残額」となっており、差引資金造成額は、負担軽減後資金造成計画額 - 前年度における交付金等支付後の資金残額となり、これが第Ⅰ区分の資金造成必要額となります。
 国 : $1,841 \text{千円} <7> - 886 \text{千円} <11> = 955 \text{千円}$ <15>
 道府県: $306.5 \text{千円} <8> - 54 \text{千円} <12> = 252.5 \text{千円}$ <18>
 団体等: $307.5 \text{千円} <8> - 54 \text{千円} <13> = 253.5 \text{千円}$ <21>

●「業務区分としての額の算出」 「第Ⅰ区分 + 第Ⅲ区分」

- ⑤ それぞれの項目において、第Ⅰ区分と第Ⅲ区分の額を合算して、業務区分としての額(計)を求めます。これにより当該業務区分の資金造成額や負担金額等が算出されます。
 上の資金造成計画表を見ると、④で求めた第Ⅰ区分と第Ⅲ区分の合計額が、資金造成額(負担金または納付金)となっており、本業務区分における、差引資金造成額は以下のとおりとなります。
 国 : $955 \text{千円} + 294 \text{千円} = 1,249 \text{千円}$ <15>
 道府県: $252.5 \text{千円} + -61 \text{千円} = 191.5 \text{千円}$ <18>
 団体等: $253.5 \text{千円} + -62 \text{千円} = 191.5 \text{千円}$ <21>

【剩余金が発生した場合】

- 産地区分 I ～ III を合計した計の欄に、剩余金(マイナス表示)が発生した場合は、当該業務区分において資金造成の必要はなく、指定特別業務資金に繰り入れられ、表の一番右の欄に、記載されます。

右ページに例を示しました。

- 道府県の剩余資金は、指定特別業務資金に積み立てられ、必要に応じて他の業務区分の資金造成に繰入れが出来ます。
 団体分の剩余資金は、団体等の意向により、指定特別業務資金に積み立てを行う(必要に応じて他の業務区分の資金造成に繰入れ)か、あるいは返戻することができます。

前年度における交付金等 交付後の資金残額			差引資金造成額								指定特別業務資金			
負担区分			道府県登録出荷団体等								道府県			
国道府県団体等			指定助成業務資金				指定業務資金				積立額			
負担区分	国	道府県	団体等	指 定 助 成 業 務 資 金	指 定 業 務 資 金	計	指 定 助 成 業 務 資 金	指 定 業 務 資 金	小計	指 定 特 別 業 務 資 金	指 定 特 別 業 務 資 金	計		
I	850						850		200				300	1,350
III	-1,000	注1					-1,000		-300				.500	.500
計	-150						-150						.500	.500
													900	650
														100

●道府県及び団体等が「負担軽減後資金造成計画額 < 前年度における交付金等支付後の資金残額」の場合

【産地区分が第Ⅲ区分の段で計算を行います。】

左ページとは反対に、「負担軽減後資金造成計画額」が、「前年度における交付金等支付後の資金残額」よりも少ない場合に生じる剩余資金額は、差引資金造成額にマイナス表示されます。①から③までは左ページと同様の計算法となります。

【資金造成計画額の算出法】 (左ページと同様)

- ① (1)の交付予約数量に(2)の資金造成単価を乗じて、(6)の資金造成計画額を求めます。
 $20 \text{トン} \times 79.59 \text{円/kg} = 1,591 \text{千円}$ (千円未満は切捨て)
 ② (6)の資金造成計画額から、国<3>、道府県<4>、団体等<5>それぞれの内訳を求める。(国:道府県:団体等=6:2:2)
 国<3> : 954 千円 <4> : 318 千円 <5> : 319 千円

【負担軽減後資金造成計画額の算出法】 (左ページと同様)

- ③ (6)で求めた資金造成計画額に負担率(この種別の場合は、50%)を乗じて、(10)の負担軽減後資金造成計画額を求めます。
 $1,591 \text{千円} \times 50\% = 795 \text{千円}$ (千円未満は切捨て)となります。この額に左ページと同様の方法で、それぞれの内訳を求めます
 国 : $795 \text{千円} \times 0.6 = 477 \text{千円}$ <7> (端数処理の方法は、②と同様です。)
 道府県 : $795 \text{千円} \times 0.2 = 159 \text{千円}$ <8> (端数処理の方法は、②と同様です。)
 団体等 : $795 \text{千円} - (477 \text{千円} + 159 \text{千円}) = 159 \text{千円}$ <9>
 ※国分の資金造成計画額は(3)と同額の 954 千円 <7>となります。
 (左ページ参照)

負担軽減後資金造成計画額<10>は、上記で算出した(7)国分+(8)道府県分+(9)団体等を合計した1,272千円となります。

【差引資金造成額の算出法】

- ④ 第Ⅲ区分の道府県及び団体等の資金については、「負担軽減後資金造成計画額 < 前年度における交付金等支付後の資金残額」となっており、差引資金造成額は、以下のとおりとなります。
 ※道府県及び団体等の差引造成額に「マイナス」がつきます。
 国 : $954 \text{千円} <7> - 660 \text{千円} <11> = 294 \text{千円}$ <15>
 道府県 : $159 \text{千円} <8> - 220 \text{千円} <12> = -61 \text{千円}$ <18>
 団体等 : $159 \text{千円} <9> - 221 \text{千円} <13> = -62 \text{千円}$ <21>

【剩余金が発生した場合の資金造成表(例)】

産地区分	差引資金造成額								指定特別 道府県 団体等			
	国 道 府 県				登 録 出 荷 団 体 等							
	指 定 共 通 業 務 資 金	指 定 助 成 業 務 資 金	指 定 業 務 資 金	指 定 特 別 業 務 資 金	指 定 共 通 業 務 資 金	指 定 助 成 業 務 資 金	指 定 業 務 資 金	指 定 特 別 業 務 資 金				
負 担 区 分	国	道 府 県	団 体 等	指 定 共 通 業 務 資 金	指 定 助 成 業 務 資 金	指 定 業 務 資 金	指 定 特 別 業 務 資 金	指 定 共 通 業 務 資 金	指 定 助 成 業 務 資 金	指 定 業 務 資 金		
I	850							850				
III	-1,000	注1						-1,000				
計	-150							-150				

(注1) 国分の造成額に余剰資金が発生した場合は、国分の造成額は国庫債務負担行為を導入しているため、指定特別業務資金へ積み立てることが出来ません。そこで、この場合には、差引資金造成額の指定共通業務資金合計欄に「-」の符号を付して整理しています。

(注2) この欄は、当該業務区分の計の額の値がマイナスの場合には表示せず、道府県の小計<18>の欄にマイナスが出た場合は、道府県の積立額<23>に表示し、道府県の指定特別業務資金に繰入れを行います。

団体等の小計<21>にマイナスが出た場合は、返戻額又は積立額<24>に表示され、団体等の希望により指定特別業務資金に繰入れを行つか、返戻を行います。

6. 價格差補給交付金等の交付

指定野菜の価格の著しい低落を判断する基準として保証基準額が定められていることは、2の（3）に述べたとおりです。次に、この保証基準額と対比させる指定野菜の価格等の算定について、説明していきます。

業務方法書（第108条）によると、その価格は、業務区分ごとに、①交付予約をしている全ての登録出荷団体が生産者の委託を受けて、または②交付予約をしている全ての登録生産者が直接に、対象市場群へ出荷した対象野菜の販売実績額を加重平均したもの（これを「平均販売価額」という。）とされています。この平均販売価額が保証基準額を下回ったときが、「指定野菜の価格が著しく低下したとき」に当たります。この場合に、機構は価格差補給交付金等を登録出荷団体等に交付します。

（1）平均販売価額等の算定

機構は、平均販売価額を、対象出荷期間について旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては月別。以下同じ。）に算定します。

例えば、11月1日から12月31日までを対象出荷期間とする冬キャベツで、関東ブロックを対象市場群とする業務区分の場合、機構は、この業務区分に交付予約を行っている全ての登録出荷団体等からこの期間に当該対象市場群に出荷された冬キャベツ（さきに述べた野菜指定産地の区域内で生産され、実施細則別表7の規格に適合するものに限る。）の数量と販売金額について、当該対象市場群に属する市場等の卸売業者が発行する仕切書、買付計算書等の売買データに基づき、旬別に集計して、キログラム当たりの価額を算出します。これを旬別平均販売価額と呼んでいます。

この平均販売価額の算定に当たっては、業務区分のうち、同一対象野菜、同一対象市場群であって対象出荷期間が複数月のものと単月のものとが重複しているものについては、合算して算定することとなっています（業務方法書第111条第1項）。上記の例であれば、実施細則別表1（複数月の業務区分）の冬キャベツ11～12月（関東ブロック）に交付予約をしている登録出荷団体等の11月上旬の販売実績と、実施細則別表4（単月の業務区分）の冬キャベツ11月（関東ブロック）に交付予約をしている登録出荷団体等の11月上旬の販売実績は、合算して平均販売価額を算定します。

この平均販売価額を算定する過程で、業務区分ごと及び産地区分ごとの対象野菜の出荷数量（業務方法書第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を含む。）及び価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量（当該対象野菜の出荷数量から当該交付の対象としない数量を除いた数量をいう。）も同時に算定され、これらは対象出荷期間の終了後、機構から関係登録出荷団体等に通知しています（業務方法書第111条第3項）。

また、価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、平成30年度

の規程改正により、実施細則第29条の2において、次のとおり規定されています。

（価格差補給交付金等の交付の対象としない数量）

第29条の2 業務方法書第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次の第1号又は第2号のとおりとする。

（1）登録出荷団体にあっては、次のイ及びロの数量を合計した数量とする。

イ 登録出荷団体から業務方法書第100条第1項の負担金相当額の全部又は一部を当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員（以下「登録出荷団体構成員」という。）に賦課している場合において、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された登録出荷団体構成員以外の登録出荷団体構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託した数量

ロ 委託生産者が登録出荷団体に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量（イの数量と重複するものを除く。）

（2）登録生産者にあっては、当該登録生産者が機構に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（登録生産者が業務方法書第101条の2の特定登録生産者であって、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。）とする。

2 前項第2号において、登録生産者は機構に対して、事業を利用しない期間が始まる前に、別記様式第11号により当該申告を行うものとする。

なお、平均販売価額等の算定に使用する売買データについては、以前は卸売業者の委託集荷に係るもののみを対象としていましたが、市場取引の中で買付集荷の割合が高まっている等の実態を踏まえて、平成14年度の制度改正により、平成14年7月以降に対象出荷期間が開始する業務区分からは買付集荷に係るものも対象としています。

これらの売買データは、ほとんどを「ベジフルネット」（平成15年11月から稼働）から収集しています。

また、旧来、外部の計算会社に委託していた平均販売価額等の算定については、平成25年度から新たに開発したシステムにより機構が算定することとなりました。

以下、平均販売価額等の算定に係る事務処理の流れを第IV-2図で説明します。

- ① 卸売会社は、ベジフルネットにより登録出荷団体と機構に対し指定野菜に係る売買データを送信します。
- 卸売会社は、ベジフルネット未導入の登録出荷団体等の売買データのうち、機構が必要とする売買データについてもベジフルネットを通じて機構へ送信します。
- ② 卸売会社からベジフルネットを通じて機構に送信された売買データは機構の受信サーバで受信し、出荷数量及び平均販売価額の算定業務やデータ管理の必要性から機構においてデータの蓄積を行います。
- ③ ベジフルネット未導入の卸売会社の売買データについては、卸売会社から売買情報である仕切書等の送付を受け、機構において必要なデータ入力処理を行います。
- ④ 出荷数量及び平均販売価額の計算は、②及び③において収集した売買データを基に行い、概算データ（仕切書一覧表）を作成します。
- ⑤ 機構は、概算データをチェックし登録出荷団体等へ送信、照合（概算データに脱漏や修正がないか売買データ等によりチェック）を依頼します。
- ⑥ 登録出荷団体等は、⑤の結果を修正リストとして機構へ報告します。
- ⑦ 機構は、登録出荷団体等からの報告を受け、内容を確認した上で修正リストをシステムに取り込み修正処理を行い、その結果を登録出荷団体等へ先行確定データとして送信（内容の確認依頼）します。
- ⑧ 機構は、最終的な仕切書一覧表を作成し、確定データ（出力帳票）として各登録出荷団体等に送信します。

この流れによる事務処理は、平均販売価額等の早期算定、価格差補給交付金等の早期交付に期待された成果を上げておりますが、より早く適正な処理を行うには、登録出荷団体等、卸売会社及び機構において、緊密な連携・協調が必要です。

そして、ベジフルネットを通じて指定野菜価格安定対策事業に必要なデータを機構が間違なく選別・収集するためには、以下に掲げる事項を徹底して頂く必要があります。

登録出荷団体等、卸売会社にあっては、卸売会社が送信する売買データに、本事業に必要な事項を的確に表示させるため、産地の出荷段階、卸売会社の売買データ作成段階で、品名及びそのコード、農協名及びそのコード、量目、規格（特に、規格外品の表示）等を適正かつ明確に記入する必要がありますので、その適正化・明確化に一層努めて下さい。

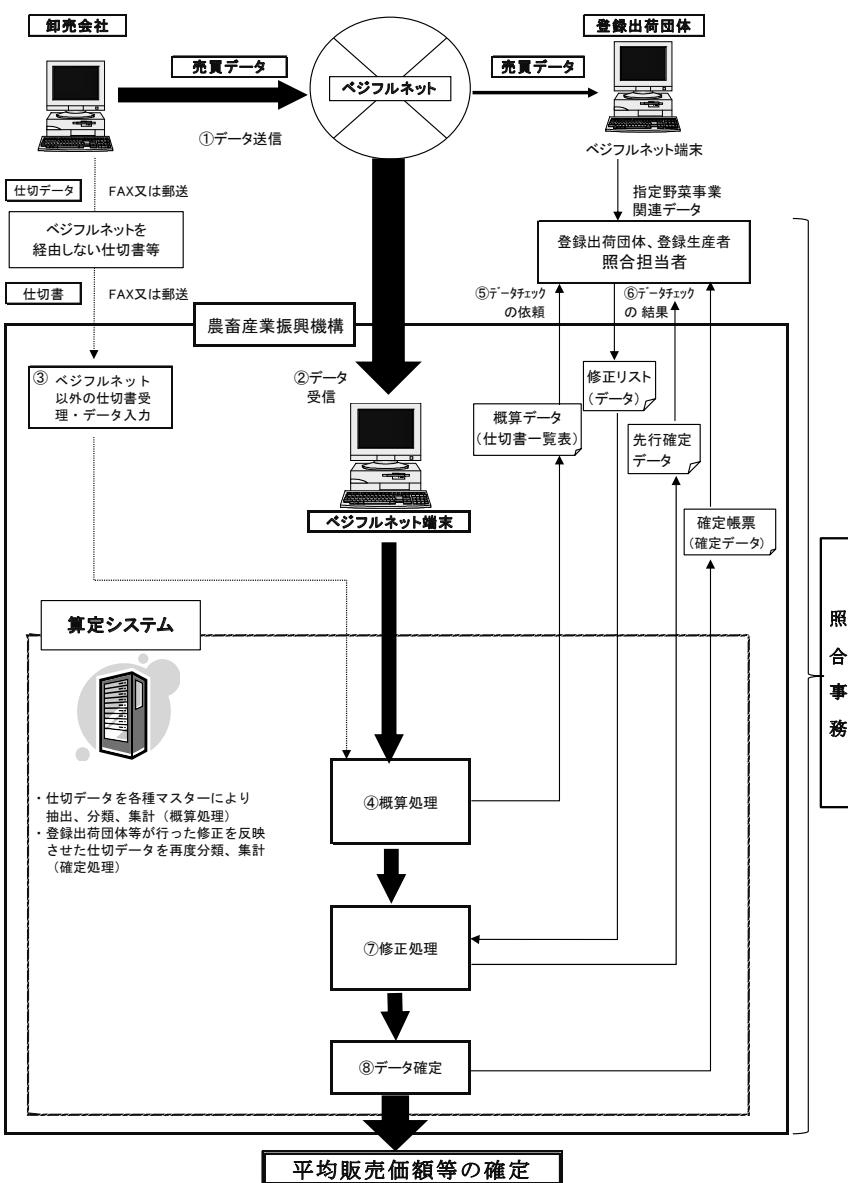
また、広域の農協において、野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜と区域以外で生産された指定野菜を同一の出荷コードで出荷しますと、指定野菜価格安定対策事業の対象とする出荷数量の確認が困難となりますので、これらを区分できる出荷コードを利用して野菜指定産地内と産地外とを分けるよう出荷段階の送り状から整備して下さい。

登録生産者の場合も同様です。指定野菜価格安定対策事業の対象となるには野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜でなければなりませんので、出荷段階の送り状から区分する必要があります。この点には十分ご留意ください。

対象市場群に属する市場等の卸売会社においては、指定野菜価格安定対策事業の対象数量とそれ以外の数量を明確に区分するため、対象市場群に属さない市場等にある支社等の売買データを対象市場群に属する本社等の販売数量に一括計上しないよう十分留意して下さい。

さらに、登録出荷団体等では日々売買データを管理しており、通常、間違いがあった場合には売買データが赤黒訂正されて再度ベジフルネットを経由して処理されますので問題は生じませんが、軽微な訂正（例えば、量目訂正）として売買データが赤黒訂正されない場合は問題が生じます。登録出荷団体等では1箱当たりの販売実績管理で構いませんが、機構は、キログラム当たりの平均販売価額を算定しますので、量目も重要な項目です。原則として、売買データに間違いがあれば、軽重を問わず必ず赤黒訂正をお願いします。

第IV-2図 事務処理の流れ図
平均販売価額等算定処理フロー図



(2) 指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定・勘案認定の申請

先の独立行政法人整理合理化計画（19.12.24閣議決定）を受けて、農林水産省が実施していた指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定（以下「認定」という。）は、平成20年2月申込期限の業務区分から機関において実施しています。

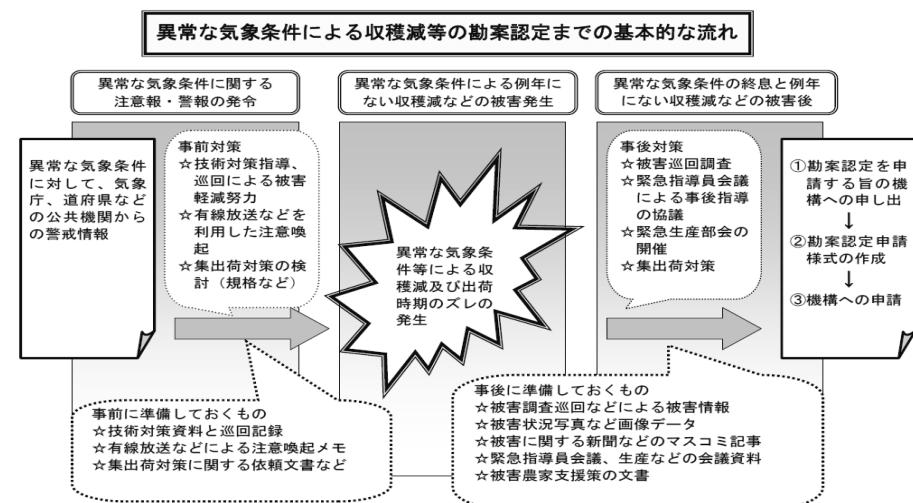
この結果は、機関が平均販売価額等を通知する際に、同時に通知します。

なお、認定の通知を受けた登録出荷団体等は、緊急的な需給調整を実施した場合又は異常な気象条件による例年にない収穫減若しくは出荷期間のズレが生じた場合等において、その度合いに応じた認定の変更（勘案認定）を機関に対して申請することができます。機関は、その申請について地方農政局等の意見を聴いて勘案認定を行うことになりますので、機関への申請と同時に地方農政局等に勘案認定申請した内容を連絡していただきますようお願いします。

この異常な気象等による勘案申請の流れは、第IV-3図のようになりますが、このとき、気象と出荷減の関連性を示す資料等が重要となります。事前に機関ホームページ「指定野菜価格安定対策事業の勘案認定業務に関するマニュアル」を熟読願います。

[【https://www.alic.go.jp/content/001212077.pdf】](https://www.alic.go.jp/content/001212077.pdf)

第IV-3図 事務処理の流れ図

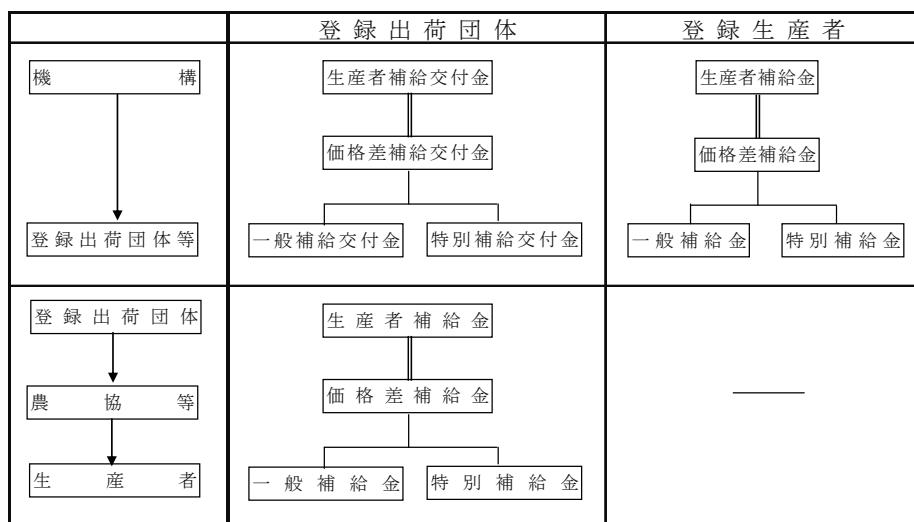


(3) 生産者補給交付金等

平均販売価額が保証基準額を下回ると価格補てんが行われますが、その際、交付される交付金の名称については、野菜法第10条第1項では、「指定野菜の価格の著しい低落があった場合において……対象野菜の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。」と定めています。

さらに、交付金が交付される目的（性格）に応じ、また、ケースに応じ、機構の業務方法書では第IV-4図のように整理しています。

第IV-4図 交付金等の種類



ア. 価格差補給交付金等

平均販売価額が保証基準額を下回ったときに機構から登録出荷団体等へ交付されるのが価格差補給交付金等です。これには一般補給交付金等と特別補給交付金等があります。一般補給交付金等は、平均販売価額と保証基準額との差額に産地区分ごとの補てん率を乗じた額を交付金単価とし、これに業務方法書第111条第3項に基づき通知した価格差補給交付金等の交付の対象とする数量である業務方法書第109条第1項の「産地区別旬別交付対象出荷数量」を乗じて得た額について業務区分ごとに合計した額を補てんするもので、特別補給交付金等は、対象野菜についてほぼ供給計画どおりの出荷実績があったときに特別に交付されるもの（先の差額の1割相当額）であって、これは一般補給交付金等と合わせて補てんされます。

これら的一般補給交付金等及び特別補給交付金等を交付するに当たって、産地区分ごとに算出される交付額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を業務区分ごとに合計します（業務方法書第122条、実施細則第42条）。

なお、以上の記述は登録生産者の場合も同様ですが、第IV-4図のとおり登録出荷団体の場合は「〇〇補給交付金」、登録生産者の場合は「〇〇補給金」と区別しています（以下これらを総称して「〇〇補給交付金等」という。）。

(ア) 一般補給交付金等

一般補給交付金等は、全ての対象野菜に共通して交付されるものです。

1キログラム当たりの保証基準額と平均販売価額の差額に第IV-5表の産地区分ごとの補てん率を乗じた額が交付金単価となります。

第IV-5表 産地区分ごとの補てん率

産地区分	補てん率
第I区分	10分の9
第II区分	10分の8
第III区分	10分の7

注：産地区分については、指定野菜価格安定対策事業の推進について（平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知）の第6の3による。

この単価に、登録出荷団体等の産地区別旬別交付対象出荷数量を乗じて得た額を業務区分ごとに合計した額が一般補給交付金等の額です。産地区別旬別交付対象出荷数量の合計が産地区分ごとの交付予約数量より多いときは、旬ごとに配分した交付予約数量を乗じて算出します。すなわち、産地区別旬別交付対象出荷数量が交付予約数量かいずれか小さい方の数量によることになります（業務方法書第109条）。

具体的には、後述“ウ. 価格差補給交付金等の計算”で説明します。

なお、一般補給交付金等の交付については、需給均衡要領に係る供給計画と著しく相違したときは、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付しないものとします（業務方法書第115条第1項）。

この一部交付の措置については、従来は重要野菜について、その計画的かつ安定的な生産出荷の推進と指定野菜価格安定対策事業の適正な運営に資する目的で、昭和55年度以降適用しており、平成17

年度から従来の重要野菜に加えて、春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス及び冬レタスが、認定品目に拡大されました。

その後、上記以外の指定野菜についても、指定野菜価格安定対策事業と緊急需給調整事業の連携を強化し、計画出荷を促進する観点から、平成19年8月申込期限のものから一部交付の措置が適用されることとなりました。

認定は、業務区分ごと登録出荷団体等ごとに對比していたものを、令和2年8月申込期限から、より一層の計画出荷の促進のため、第IV-6表のとおり、すべての対象野菜の認定の区分と交付率が同一のものに変更されるとともに、認定の区分B以下の交付率が引き下げられることとなりました。

また、機構は、算出された一般補給交付金等の金額にこの認定の交付率を乗じて得た額を交付します（指定野菜価格安定対策事業の推進について第16）。

第IV-6表 認定の区分と交付率（重要野菜、調整野菜及び一般指定野菜）

出荷数量と供給計画数量との差の程度	認定の区分	交付率
差の数量が供給計画数量の20%未満	A	10分の10
〃 20%以上 30%未満	B	10分の8
〃 30%以上 40%未満	C	10分の7
〃 40%以上 50%未満	D	10分の6
〃 50%以上 60%未満	E	10分の5
〃 60%以上	F	10分の4

このほか、令和2年8月申込期限から、地域よりも全体で計画出荷を促進する観点から業務区分ごと登録出荷団体等ごとに對比して行っていた認定を第IV-5図のとおり対象野菜^(注)及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果を基準に、業務区分ごとに認定するように変更されました。

第IV-5図 認定の集計単位

業務区分			予約数量(A)	供給計画数量(B)	出荷数量(C)	乖離度(C-B)/B	認定
対象野菜	対象市場群	対象出荷期間					
冬 レ タ ス (結 球)	北 海 道	1.1～2.28	700	1,290	750	-42%	A ←
冬 レ タ ス (結 球)	東 北	1.1～2.28					←
冬 レ タ ス (結 球)	関 東	1.1～2.28	500	780	820	5%	A ←
冬 レ タ ス	北 陸	1.1～2.28					←
冬 レ タ ス (結 球)	東 海	1.1～2.28	150	330	200	-39%	A ←
冬 レ タ ス (結 球)	近 畿	1.1～2.28	300	840	970	15%	A ←
冬 レ タ ス (結 球)	中 国	1.1～2.28					←
冬 レ タ ス	四 国	1.1～2.28	40	40	50	25%	A ←
冬 レ タ ス (結 球)	九 州	1.1～2.28	50	120	100	-17%	A ←
冬 レ タ ス (結 球)	沖 縄	1.1～2.28					←
合計			1,740	3,400	2,890	-15%	

注：合算する対象野菜は、実施細則別表1から6に定める対象野菜の欄の名称となります。一部の対象野菜は、別表の（注）の集計単位となることにご注意下さい。

また、特例申込み50及び特例申込み55（調整野菜及び一般指定野菜）に申込みをした登録出荷団体等では、より厳格な供給計画の遵守が求められています。当該業務区分で、出荷数量と供給計画数量との乖離が20%以上あった場合には一部交付の措置が適用され、最低基準額は、申し込んだ特例申込みの区分にかかわらず調整野菜及び一般指定野菜では標準申込みの最低基準額、重要野菜では特例申込み55の最低基準額が適用されて交付金算定が行われます（指定野菜価格安定対策事業の推進について第16の2及び3）。

(イ) 特別補給交付金等

重要野菜については、計画的な生産出荷と価格の安定を図るために特別の事業が実施されてきました。ほぼ計画どおりの出荷をしてもなお価格が著しく低落する場合もあることから、この場合はこの事業の一環として、保証基準額と平均販売価額との差額の10分の1に当たる分についても特別に補てんされてきました。これが特別補給交付金等と呼ばれるものです。

平成19年度からは計画的な生産出荷の促進のため調整野菜及び一

般指定野菜についても特別補給交付金等を申し込むことができるようになりました。業務方法書第113条では特別補給交付金の金額は、産地区分ごとの一般補給交付金等の金額に第IV-8表の特別補給加算率を乗じて得た額を業務区分ごとに合計した額と定めています。

第IV-8表 特別補給加算率

産地区分	特別補給加算率
第Ⅰ区分	9分の1
第Ⅱ区分	8分の1
第Ⅲ区分	7分の1

特別補給交付金等の交付に当たっては、機構は登録出荷団体等が計画的な出荷を行った旨の認定（実施細則第34条第2号及び第3号）を行いますが、令和2年8月申込期限から、前述のとおり対象野菜及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果を基準に、計画の範囲内（供給計画数量と対象野菜の出荷数量との差の数量の当該供給計画数量に対する割合（乖離の度合い）が、対象出荷期間全体でみて10%未満であり、かつ、月別でみて、20%未満の月が3分の2以上を占めている場合を言います。）と認定されたものが対象となります（実施細則第35条の3）。

イ. 価格差補給交付金等の削減

先に説明したとおり、交付予約とこれに伴う資金造成は、3年間の業務対象年間について行うこととしていますが、昭和53年度までは保証基準額等が毎年度変更されてきたので、その都度契約更改を行い、資金の再造成をしていました。また、その後も交付金の交付があった業務区分については業務対象年間の短縮を行い、新たに3年間の業務対象年間を設定して資金を再造成してきました。ところが、保証基準額等の改定又は業務対象年間の短縮が行われなかつた場合、業務方法書の規定では、仮に業務対象年間の最初の年に1,000万円の資金造成をし、300万円の補てんが行われ、2年目に800万円の補てんの必要が生じたとすると資金残額は700万円となり、800万円の補てんをすることができません。この場合には、補てん金は100万円削減して資金残額の700万円を交付することになります（業務方法書第119条）。

ただし、これでは、価格補てんを行うことによって価格の著しい低落が野菜生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、指定野菜の供給の安定を図るという制度の目的を十分に達成できません。このため、現在では、補てん金交付によって造成資金に不足が生じ、契約更改の機会がない場合にはその業務対象年間を短縮して終了させ、新たに業務対象

年間を定めて契約をし直し、新たに資金造成を行うこととしています。この短縮を行うことについては、交付申込書の様式の中の申込条件で、「資金が著しく減少したことにより価格差補給交付金等の交付の業務を行うことが困難と認められる場合その他やむを得ない場合においては、業務対象年間を短縮することがある。」と規定し、措置しています。

また、平成23年8月申込期限から負担金及び納付金を軽減する負担率が種別ごとに導入されたことに伴い、価格差補給交付金等が、業務区分ごと、産地区分ごとの負担軽減後の資金造成額を超える場合は、登録出荷団体等がその超える負担金相当額を納入（事前に道府県法人及び道府県と協議）した時に限り交付金を交付します（業務方法書第113条の2）。

ウ. 価格差補給交付金等の計算

ある一般指定野菜で、3～4月のあるブロックに交付予約をしているA、B、Cの3登録出荷団体等が対象市場群に出荷した対象野菜の旬別平均販売価額（キログラム当たりの加重平均価格）が次のとおり算定されたとします。

対象出荷期間	月 別	上 旬	中 旬	下 旬
		円 銭	円 銭	円 銭
3～4月	3月	110.00	85.00	80.00
	4月	70.00	50.00	40.00

また、この業務区分の保証基準額及び最低基準額は、次のとおりとします。

保証基準額	90円00銭
最低基準額	60円00銭

ここで、各旬別平均販売価額を保証基準額又は最低基準額と比べると、3月上旬は保証基準額を上回っていますが、3月中下旬及び4月上旬は保証基準額を下回り、最低基準額以上となっています。また、4月中下旬は最低基準額をも下回っています。

この場合の産地区分ごとの一般補給交付金等の単価は、次のように算出されます。

[一般補給交付金等単価の算出]

$$\text{○算式：交付金単価} = (\text{保証基準額} \times \text{旬別平均販売価額} \text{又は最低基準額}) \times \text{産地区分ごとの補てん率} \text{ (第IV-5表)}$$

注：特例申込みの最低基準額は以下のとおり

- ①特例申込み50 最低基準額の 60分の50
- ②特例申込み55 " 60分の55

③特例申込み65 // 60分の65

④特例申込み70 // 60分の70

なお、特例申込みに係る業務区分について、平均販売価額が最低基準額以下に下落した場合は、産地区分ごとの資金造成単価を交付金単価として用いることとなっています。

○計算例：産地区分 I の場合

上旬	0.00
3月 中旬	(90.00 - 85.00) × 9/10 = 4.50
下旬	(90.00 - 80.00) × 9/10 = 9.00
上旬	(90.00 - 70.00) × 9/10 = 18.00
4月 中旬	(90.00 - 60.00) × 9/10 = 27.00
下旬	(90.00 - 60.00) × 9/10 = 27.00

この旬別の交付金単価は産地区分により異なりますが、A、B、Cの3登録出荷団体等の中で同じ産地区分に属する場合の交付金単価は共通となります。

〔交付対象数量〕

この業務区分のA登録出荷団体（産地区分 I）のこの期間（3～4月）の交付予約数量及び旬別の交付対象の出荷数量（規格品）は次のとおりとします。

交付予約数量(t) (産地区分 I)	月別	交付対象の出荷数量(kg)			
		上旬	中旬	下旬	計
4,300	3月	523,710	752,430	810,550	2,086,690
	4月	704,030	895,270	913,250	2,512,550
	計				4,599,240

この交付対象の出荷数量の計は、交付予約数量に比べて多いため、少ない方の交付予約数量が交付対象数量となります。しかし、交付予約数量は月別又は旬別に定められていないので、次のようにして交付予約数量を各旬に按分します（業務方法書第109条）。

○算式：産地区分 I の旬別交付対象数量

$$= \text{交付予約数量} \times \frac{\text{旬別の交付対象の出荷数量}}{\text{交付対象の出荷数量の合計}}$$

月	旬	交付対象の出荷数量	計算式	交付対象数量
3	上	kg 523,710	$4,300 \times \frac{523,710}{4,599,240} =$	kg 489,636
	中	752,430	$4,300 \times \frac{752,430}{4,599,240} =$	703,475
	下	810,550	$4,300 \times \frac{810,550}{4,599,240} =$	757,813
4	上	704,030	$4,300 \times \frac{704,030}{4,599,240} =$	658,224
	中	895,270	$4,300 \times \frac{895,270}{4,599,240} =$	837,021
	下	913,250	$4,300 \times \frac{913,250}{4,599,240} =$	853,831
	計	4,599,240		4,300,000

注：計算は、小数点以下第11位を四捨五入し、小数点以下第10位まで求め、交付対象数量の合計が交付予約数量になるよう調整する。

このようにして、各旬別に按分された交付予約（対象）数量に各旬の交付金単価を乗じて産地区分ごとの一般補給交付金等の交付額を算出します。

〔産地区分 I の一般補給交付金等の交付額〕

○算式：産地区分 I の交付額

$$= \text{各旬の産地区分 I の交付対象数量} \times \text{各旬の産地区分 I の交付金単価}$$

○計算例：	kg	円 錢	円
3月	上旬	$489,636 \times 0.00 =$	0
	中旬	$703,475 \times 4.50 =$	3,165,638
	下旬	$757,813 \times 9.00 =$	6,820,317

4月	上旬	$658,224 \times 18.00 =$	11,848,032
	中旬	$837,021 \times 27.00 =$	22,599,567
	下旬	$853,831 \times 27.00 =$	23,053,437
		3～4月計	= 67,486,991

1,000円未満の端数を処理した額 = 67,486,000

出荷数量が交付予約数量に比べて少なかった場合は、少ない出荷数量の方が交付対象数量となるため、各旬の出荷数量にそのまま各旬の交付金単価を乗じて各旬の産地区分Iの一般補給交付金等の額を算出します。

そして、機構の認定により交付率が定まるので、産地区分ごとの一般補給交付金等の額(1,000円未満の端数切捨て)に認定区分に応じた交付率を乗じて算出します。

(例：認定Cの場合 産地区分I)

○算式：産地区分ごとの交付額

= 産地区分ごとの一般補給交付金等の額 × 交付率

○計算例： 67,486,000円 × 7/10 = 47,240,400円
1,000円未満の端数を処理した額 = 47,240,000円

産地区分II及びIIIについても同様に、一般補給交付金等の額を算出し、最後に産地区分ごとの一般補給交付金等の額を合計し、業務区分の一般補給交付金等の額とします。

[特別補給交付金等の交付額]

特別補給交付金等は、登録出荷団体等が業務区分ごとに計画的な出荷を行った旨の機構の認定を受けた場合に交付されます。

この特別補給交付金等は、産地区分ごとの一般補給交付金等の額に第IV-8表の特別補給加算率を乗じて算出します。

(例：認定区分 範囲内Aの場合 産地区分I)

○算式：産地区分ごとの交付額=一般補給交付金等の額
× 特別補給加算率

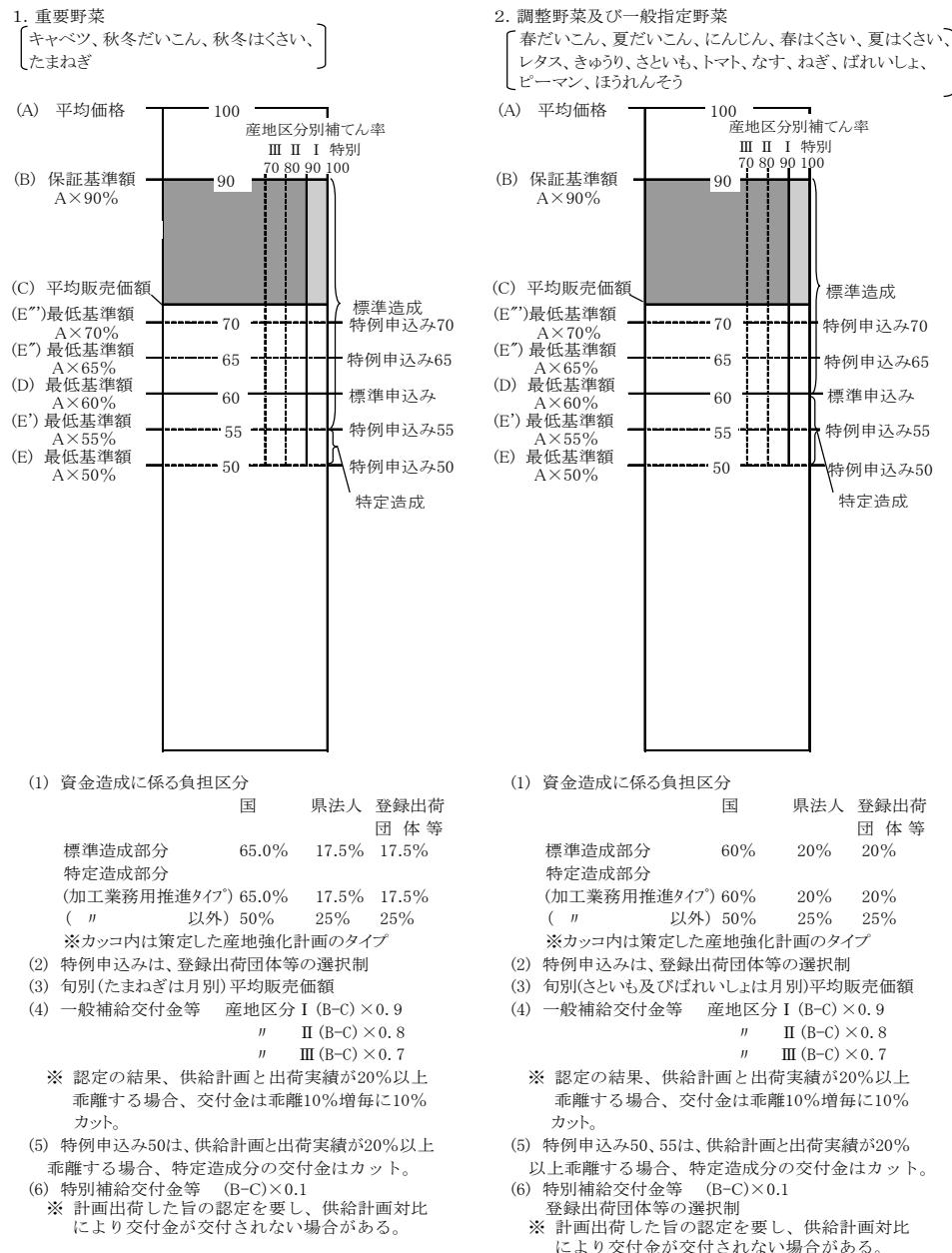
○計算例： 67,486,000円 × 1/9 = 7,498,444円
1,000円未満の端数を処理した額 = 7,498,000円

産地区分II及びIIIについても特別補給交付金等の額を算出し、最後に産地区分ごとの特別補給交付金等の額を合計して業務区分の特別補給交付金等の額とします。

[たまねぎ等の場合の計算]

さといも、たまねぎ及びばれいしょは、旬別計算を行わず、月別に計算します。

第IV-6図 指定野菜価格安定対策事業の仕組み



エ. 平均販売価額と登録出荷団体等との販売価格との関係について

ここで、平均販売価額と登録出荷団体等との販売価格との関係について触れておきます。自分の出荷した野菜の販売価格は保証基準額を相当前回っているのに、交付金の交付がないのはなぜか、あるいは、平均販売価額が保証基準額を下回ったけれども、自分のところから出荷したものの販売価格は他の登録出荷団体等に比較してかなり高くなっているので、交付金は交付されないのでないか、といった疑問についてです。平均販売価額というのは、ある業務区分に交付予約している全ての登録出荷団体等から、その業務区分の対象市場群に出荷された規格品の全ての平均であることを思い出していただければお分かりいただけるはずです。登録出荷団体等ごとにみれば、品質の優劣や産地銘柄に対する市場の評価の違いや出荷時期の選択等によって価格に差異があるのは当然です。しかし、交付金の額は、あくまでもその業務区分に属する全ての対象市場群に出荷された対象野菜全体の、平均販売価額と保証基準額との差から算出した交付金単価で計算されます。交付金等を算出する要素として、登録出荷団体等ごとに異なるものは出荷数量のみとなります。

このため、ある登録出荷団体等では販売価格が保証基準額を下回ったのに交付金が交付されなかったり、保証基準額より高く販売されても交付金が交付されるということが生じることになります。

オ. 価格差補給交付金の交付予定額の算出に当たっての未加入構成会員分の除外

旧来、価格差補給交付金の交付予定額の算出に当たっては、負担金を負担していない構成会員（未加入構成会員）の出荷した対象野菜も含めていたので、受益と負担の均衡を図るために、この未加入構成会員分の交付金については交付申請に当たって原則として辞退することとしていましたが、この計算事務は煩雑であるとして、登録出荷団体から強い改善要望がありました。これを受けて、平成14年から、価格差補給交付金の交付予定額については未加入構成会員の出荷数量に係る交付金を除外して算出しています。このため、登録出荷団体においては、未加入構成会員分の交付金の除外の手続きを行う必要がなくなったところです（業務方法書第109条）。

カ. 平均販売価額等の再計算に一定の基準を導入

平均販売価額等を通知した後に野菜指定産地外で生産されたもののデータの混入等が明らかになった場合には、平均販売価額等の再計算を実施しています。この再計算を実施すると、平均販売価額は変更となり、交付予約がある全ての登録出荷団体等の交付金額も修正され、特に、既に交付を終了した登録出荷団体等においては、交付金等の追

加交付あるいは返還の事務が必要となるなど、多くの煩雑な事務作業や経費が費やされることとなるため、かねてからこのような再計算に対して強い改善要望があったところです。

このため、再計算に伴う登録出荷団体等の諸負担を軽減する観点から、平成14年7月以降に対象出荷期間が開始となる業務区分より、再計算の結果、再計算前の平均販売価額との差異が1円未満の場合は平均販売価額を変更しないことが可能となりました（業務方法書第111条、実施細則第35条）。

なお、この場合でも、再計算の原因となった出荷数量の変更は行うこととなります。

このような措置は、再計算の必要が生じた場合に指定野菜価格安定対策事業の円滑な実施を阻害しないようやむを得ず導入したものであり、本来は、再計算を行う必要が生じないことが望ましいことはいうまでもありません。

平均販売価額等の算定のために収集した売買データに、機構が必要とする項目が明確に表示されなければ再計算は発生しません。

また、機構が必要とする項目が明確に表示されない場合でも、売買データの照合作業の過程での的確な修正ができれば再計算は発生しません。

再計算を実施しなくとも済むように、登録出荷団体においては、産地の出荷段階における農協コード等の各種コード、量目、規格等が適正に表示されるように農協を指導するとともに、登録出荷団体で区分できない野菜指定産地外データについては農協に照会して確認をする等の措置を講じて下さい。

7. 價格差補給金の交付について

指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給金の交付の指針について

平成15年10月1日付け農畜機第381号 制定

平成17年5月16日付け農畜機第703号 変更

平成19年9月27日付け農畜機第2525号 変更

登録出荷団体は、指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給交付金の交付を受けたときは、交付を受けた価格差補給交付金の全額を交付金交付の対象となった指定野菜を委託出荷した生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託出荷数量を基礎として、価格差補給金として交付するものとされている（独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第117条）。

この価格差補給金の交付は、次に定めるところにより行うものとする。

1. 登録出荷団体又は登録出荷団体を構成している団体から当該団体の構成員（以下「構成会員」という。）に対し価格差補給金を交付する場合は、それぞれ書面により交付基準を定めた上、当該交付基準により交付するものとする。

2. 価格差補給金の交付の対象とする野菜（以下「対象野菜」という。）は、次の要件のすべてを満たしているものとする。

(1) 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であること。

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）に定める規格に適合するものであること。

(3) 生産者からの直接又は間接の委託により出荷されたものであること。

(4) 実施細則で定める対象市場群に対して出荷されたものであること（ただし、これと販売代金の共同計算をしているものを含めることができる。）。

(5) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から価格差補給交付金が交付されることとなった旬（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては月。以下「交付金交付旬（月）」といふ。）に出荷されたものであること（ただし、これと販売代金の共同計算をしているもの及び対象出荷期間内で著しい価格低落のあった期間に出荷されたものを含めることができる。）。

3. 価格差補給金の交付の基礎とする出荷数量（以下「交付基礎数量」という。）は、対象野菜の産地区分ごとの出荷数量を限度としてこれに応じて定めるものとする。

4. 負担金に充てる経費を構成会員に賦課している場合には、3の規定にかかわらず、対象野菜の産地区分ごとの出荷数量を限度として、当該数量のほか、構成会員に賦課された金額の基礎となった数量を勘案して交付基礎数量を定めることができる。

5. 価格差補給金の単価は、機構において価格差補給交付金の算定の基礎と

された単価（出荷数量の認定区分に応じて実施細則で定める一部交付の率を乗じて得た額）とする。

ただし、交付基礎数量の合計が価格差補給交付金の算定の基礎とされた数量を超えることとなる場合及び対象野菜の販売価格の高低、最近年における出荷数量等を勘案して単価の調整を行う場合にあっては、この限りでない。

6. 価格差補給金の交付に当たっては、次のことを遵守するものとする。

(1) 価格差補給金の全額を速やかに交付すること。

なお、価格差補給金の一部について交付を行わないときは、登録出荷団体は、当該金額をあらかじめ減額して、価格差補給交付金の交付を申請するものとする。

(2) 構成会員に交付すべき価格差補給金を当該構成会員から徴収する金銭と相殺しないこと。

ただし、構成会員に対して交付すべき価格差補給金の金額と負担金に充てる経費として当該構成会員から徴収する金額とを明確に文書により通知し、確認できるようにした上で相殺する場合は、この限りでない。

(3) 価格差補給金は、構成会員の預金口座に振り込むか、又は受領書を徴することにより、交付した金額を確認できること。

附 則（平成19年9月27日付け19農畜機第2525号）

1 この通知による変更は、平成19年10月1日から施行する。

2 業務方法書実施細則第15条及び第50条に規定する交付予約の申込期限（以下「申込期限」という。）が平成19年8月30日以前である業務区分のうち平成20年3月31までに出荷を行うもの（申込期限が平成19年6月20日である業務区分にあっては、平成20年4月30日までに出荷を行うもの）については、変更前の規定を適用する。

登録出荷団体が交付を受けた価格差補給交付金を、指定野菜の委託出荷をした生産者に対して価格差補給金として交付する場合の具体的な方法については、野菜法及び機構の業務方法書に即することを前提に登録出荷団体の自主的な判断に委ねられています。しかし、国の政策的配慮が大きい制度であるため、その適正な実施に資するため、昭和47年に「価格差補給金の交付について」（昭和47年11月13日付け47野資協第570号）を、その後、野菜の需給状況の変化と指定野菜価格安定対策事業に係る諸情勢の変化に対応し、「価格差補給金の配分・交付の指針について」（昭和59年10月3日付け59野供基第755号）を、さらに、平成15年10月の機構の発足に伴い、「指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給金の交付の指針について」（平成15年10月1日付け15農畜機第381号。以下「交付指針」という。）を定めました。

機構の実施している指定野菜価格安定対策事業は、登録出荷団体等と機構との契約に基づいて価格差補給交付金等を交付するものです。すなわち、

経済連等の登録出荷団体は、構成団体や生産者からの出荷委託に係る指定野菜を共同販売により安定的に対象市場群に出荷しており、この実態を踏まえて登録出荷団体に対して、その交付予約数量の範囲内で、委託出荷された対象野菜の数量に応じて価格差補給交付金を交付します。

価格差補給交付金が登録出荷団体に交付された場合、最終的に生産者まで価格差補給金が交付されるようになります。この場合、共同販売の実態は地域や指定野菜の種別ごとに多様であることから、具体的な価格差補給金の交付の方法については、野菜法及び機構の業務方法書に即することを前提に基本的には登録出荷団体の自主的判断に委ねることとしています。

価格差補給金の交付に当たっては、交付指針の1で明らかにしているように、交付基準をあらかじめ書面により作成する必要がありますが、この交付指針は、登録出荷団体が交付基準を定めるに際し、制度の趣旨からみて守るべき基本的な事項とその他留意すべき事項を明らかにしたものです。登録出荷団体においては、交付指針で示した基本的な事項のほか、指定野菜価格安定対策事業を適正、円滑に実施していく上で必要とする事項も含め、交付基準を定めることとしてください。その際、価格差補給交付金の交付の方法等について疑問があれば、当機構に照会してください。なお、各登録出荷団体において、交付基準を制定し、又は改正した場合には、機構に新たな交付基準を送付して下さい。

ここでは、交付指針の各項について簡単に解説します。

(1) 交付指針1について

価格差補給金の交付については、登録出荷団体は、必ず、あらかじめ書面により交付基準を定めて行わなければなりません。交付基準は、機構の示した交付指針に即し、構成会員とも十分打合せをして設定して下さい。

構成会員が生産者に交付するときも交付基準を設けて行わなければなりません。登録出荷団体は、構成会員がどのような交付基準を設けているか、常に承知し、必要な指導を行うようにして下さい。

(2) 交付指針2について

ア. 指定野菜価格安定対策事業は、直接的には、指定野菜の価格が著しく低落したときに価格差補給金の交付を行うことによって、価格低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としたものですが、それと同時に、指定野菜の安定的な生産出荷の確保を図ることを目的としたものであることはいうまでもありません。

この安定的な生産出荷の確保は、生産出荷について調整機能を有する組織された集団産地における計画的な生産出荷によって達成されるものであり、野菜指定産地制度においては、作付面積規模や共同出荷体制等について一定の要件を備えているか、又は備えることが確実と

みられる集団産地を野菜指定産地として指定して、生産出荷の近代化を推進することとしています。指定野菜価格安定対策事業も、この野菜指定産地制度との有機的な連携の下に実施することによって、より大きな事業効果が期待できると考えられることから、野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜を対象として事業を行うこととされています。したがって、野菜指定産地の区域以外で生産された指定野菜は、それがたとえいわゆる産地農協を通じて委託出荷されても、価格差補給金の交付対象とすることは認められませんので、留意して下さい。

イ. 対象野菜の出荷先は、価格差補給交付金の算定においては対象市場群に限られていますが、価格差補給金の交付においては、販売代金の共同計算が対象市場群以外に出荷されたものも含めて一括して行われている場合には、それを含めてもよいこととしています。

ウ. 対象野菜の価格差補給交付金の交付旬は、価格差補給交付金の算定においては平均販売価額が保証基準額を下回って交付金が交付されることとなった旬（さといも、たまねぎ及びばれいしょ）にあっては月。以下「交付金交付旬（月）」という。に限られていますが、価格差補給金の交付においては、販売代金の共同計算の期間が交付金交付旬（月）の前後にわたる場合には、その前後にわたる期間も含めてよいこととしています。また、天候などの関係で出荷の前進あるいは後退があり、交付金交付の対象となった指定野菜と同じ種別に属する対象野菜の出荷団体の販売価格が対象期間内の交付金交付旬（月）以外の期間においても著しく下落している場合であって、この価格下落の期間を切り捨てることが実情にそぐわないと考えられるときには、当該期間も含めてよいこととしています。

上記のイ及びウは、価格差補給交付金の算定における取扱いと異なり、交付に当たっての運用の余地を認めているものです。

なお、従来本項には共同計算方式に係る項目が入っていましたが、平成14年度の改正により同要件を削除したところです。

これは、従来、登録出荷団体による計画的な生産出荷を助長する観点から、指定野菜価格安定対策事業の対象となる野菜は、農協等を単位とした共同計算方式により出荷されたものに限っていましたが、近年、減農薬栽培等の特徴ある栽培方法による野菜は、同一農協の同一の野菜でも価格水準が大きく異なるなど、農協等を単位とする共同計算方式による共同出荷が適当でない場合が増加してきたことが背景にあります。

このような実態を踏まえて、全国一律に定めていた共同計算方式について、登録出荷団体が産地の実態に合わせて選択することができるようしました。従来は、同要件をもとに登録出荷団体では、共同計

算に参加しない者は指定野菜価格安定対策事業に加入することができないと交付基準で定めることができたのですが、旧基金当時のこの改正により、以降、当該登録出荷団体の独自の判断により行うものと位置づけられますので、この点に十分留意して下さい。

(3) 交付指針3について

機構から登録出荷団体に交付される価格差補給交付金もそうですが、登録出荷団体から構成会員に交付する場合の交付の基礎とするのは必ず対象野菜の産地区分ごとの「出荷数量」であり、かつ、産地区分ごとの「出荷数量を限度」としなければなりません。また、構成会員から生産者に交付される価格差補給金は交付の基礎とするのは必ず対象野菜の「出荷数量」であり、かつ、「出荷数量を限度とする。」ことが肝要です。出荷のないものに交付することは認められません。

(4) 交付指針4について

価格差補給金の交付は、交付指針3のように産地区分ごとの出荷数量に基づいて行うのが原則ですが、これは登録出荷団体が負担金の納付に充てる経費を構成会員や生産者に賦課しないで自らまかなっている場合等にはスムーズにできることです。しかし、現実には登録出荷団体が負担金の納入に充てる経費を構成会員や生産者に賦課しているケースが多く、この事情を考慮したいとの考えがあります。このため、負担金の納入に充てる経費を賦課している事情について考慮することができることを定めているのが交付指針の4であり、登録出荷団体が負担金の納入に充てる経費を構成会員又は生産者に賦課している場合には、産地区分ごとの出荷数量のほか、産地区分ごとの構成会員又は生産者の賦課額の基礎となった数量を勘案してもよいこととしています。登録出荷団体の構成会員から生産者に交付する場合も同様です。しかしながら、出荷数量が賦課額の基礎となった数量に満たないときは、出荷数量を限度としなければなりません。この点には常に注意を払って下さい。

ところで、負担金に充てる経費を構成会員に賦課している場合で交付指針4の規定により価格差補給金の交付を行うときに、賦課金を負担した構成会員（以下「加入構成会員」という。）の交付基礎数量と価格差補給交付金の交付対象数量が一致しないケースが生じることが想定されます。

賦課金の基礎となった数量まで出荷がなかった加入構成会員がいる一方で、その数量を上回る出荷をした加入構成会員がいる場合を考えられますが、各加入構成会員の出荷数量の増減で賦課額の基礎を超えて出荷があった加入構成会員については、その超える数量を価格差補給交付金の対象とすることは差し支えありません。しかし、各加入構成会員の賦課額の基礎となった数量が出荷の実態と恒常に相違がある場合は、そ

の賦課額の基礎となった数量を見直して下さい。

なお、従来は、賦課金を負担していない構成会員（以下「未加入構成会員」という。）の出荷数量も価格差補給交付金の算定に入っていたことから、加入構成会員の交付基礎数量と一致していませんでしたが、平成14年の制度改正により、平成14年7月以降に対象出荷期間が開始する業務区分からは、未加入構成会員の出荷数量を除外して価格差補給交付金を算定するよう改善しています。

(5) 交付指針5について

価格差補給金の単価は、登録出荷団体が機構から交付を受けた価格差補給交付金の旬（月）別単価によることを原則としています。なお、ただし書の後半は、登録出荷団体や構成会員では実情に合うようにいろいろ苦心されることもあるうかと考えて、単価を調整して交付することを認めているものです。ここでは例示的に定め、「等」として幅をもたせています。

(6) 交付指針6について

価格差補給金の交付に当たって遵守すべきその他の要点を掲げたのが交付指針の6です。

ア. 全額を速やかに交付すること。

機構又は共販組織の上部からの交付額は全て構成会員に交付しなければなりません。例えば、野菜部会の経費等に充当することは許されません。

なお、価格差補給金の一部について交付を行わないときには、登録出荷団体においては、当該金額をあらかじめ減額して、価格差補給交付金の交付を申請することになります。（この場合には、減額後の金額を記載した交付申請書のほか、辞退する額を記載した辞退届を併せて提出して下さい。）

価格差補給交付金を減額して申請する場合は、価格差補給金の額が少額にとどまる場合で、構成会員から辞退の申出があったとき等です。

イ. 相殺交付しないこと。

もし、構成会員から徴収する金銭があるならば、一旦この価格差補給金を構成会員に受領させてから、別に徴収して下さい。ただし、構成会員に対して交付すべき価格差補給金の金額と負担金に充てる経費としてその構成会員から徴収する金額とを、明確に文書により通知し、構成会員が確認できるようにした上で、相殺することは差し支えありません。

ウ. 交付した金額を確認できるようにすること。

これは、構成会員の預金口座に振り込むか、受領書で交付されたことが明確になるようにしておくことを求めたものです。これからも、各種機関の検査や監査が行われるものと思われます。そのためにも欠かせないことですのでこの励行を登録出荷団体は十分指導して下さい。また、登録出荷団体は、生産者に対する価格差補給金の交付が終了したときは、遅滞なくその交付結果を機構に報告しなければならない（業務方法書第118条、同実施細則第39条）こととなっていますが、この場合、構成会員が価格差補給金の交付を終了したことを報告書等の方法により確認した上で報告して下さい。

なお、機構への報告様式の記の4、交付経過の「補給金交付終了月日」欄には、生産者の個人口座に振り込んだ月日等価格差補給金を交付した月日を記載して下さい。

以上、交付指針について説明しましたが、これに関連して、次のようなことがよく聞かれますので御紹介しておきます。

問1 機構事業と県単事業の両方に参加している団体が、この両方から価格差補給金を交付された場合、生産者に一緒に交付してよいか。

答 2つの事業は補助条件なり交付の条件が異なっているので、補給金を生産者に支払うときは、それぞれの事業ごとに生産者の個人口座に振り込む等、経理区分が明確になるよう処理して下さい。

問2 野菜指定産地の区域を超える広い範囲で共販を行っているが、価格差補給金の交付を受けた場合、共販の範囲全体に価格差補給金を交付してよいか。

答 機構の価格差補給交付金は野菜指定産地で生産された指定野菜に対して交付されるものですから、共販の範囲に含まれる指定野菜であっても野菜指定産地以外で生産された指定野菜に対しては価格差補給金を絶対に交付しないようにして下さい。

問3 配分の基礎は、旬別、月別の売立日による販売数量とされているが、実際は同日に出荷しても出荷先の対象市場群が遠隔地の関東ブロックと近くの九州ブロックとでは売立日も異なるし、誰のものがどの対象市場群に出荷されたのかを特定することもできないこととなる。このような場合、配分の基礎数量をどのように考えればよいか。

答 登録出荷団体が全国を対象に指定野菜を販売する場合、出荷先で売立日は異なります。一方、機構の平均販売価額は売立日で集計されますが、登録出荷団体で出荷日による共同計算を実施している場合には機構の数値と登録出荷団体の数値は一致しません。

本来、指定野菜価格安定対策事業としては売立日の計算が望ましいのですが、全国に対象野菜を出荷している登録出荷団体では、売立日によ

る再集計で生産者個々の出荷数量と販売金額を関係づけることは非常に困難と考えられます。したがって、出荷日の数量を基礎としていただくこともやむを得ないと考えています。

問4 指定野菜価格安定対策事業における生産者補給交付金の適正な交付等について（平成12年11月2日付け12野A第1057号）の背景と登録出荷団体に期待するものはなにか。

答 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金の交付状況について、平成12年1月以降、会計検査院による会計実地検査が全国的に実施され、①生産者補給交付金の算定に当たり、交付対象外の野菜を出荷数量から控除していないもの、②登録出荷団体にあらかじめ交付予約の基礎となる数量を申し出でていない構成会員が出荷した分に対して生産者補給交付金が交付されているもの、③生産者補給金の交付が適切を欠いているものなど、事業運営上の問題点が指摘されました。

このため、農林水産省は改善のための指導通知を野菜供給安定基金に通知し、同基金はこれを受けて各登録出荷団体に対して、生産者補給交付金の適正な交付等事業の適正な実施の徹底と、構成会員に対する本事業の趣旨の周知指導等、適正な事業実施のための指導・監督の強化をお願いしたものであります。

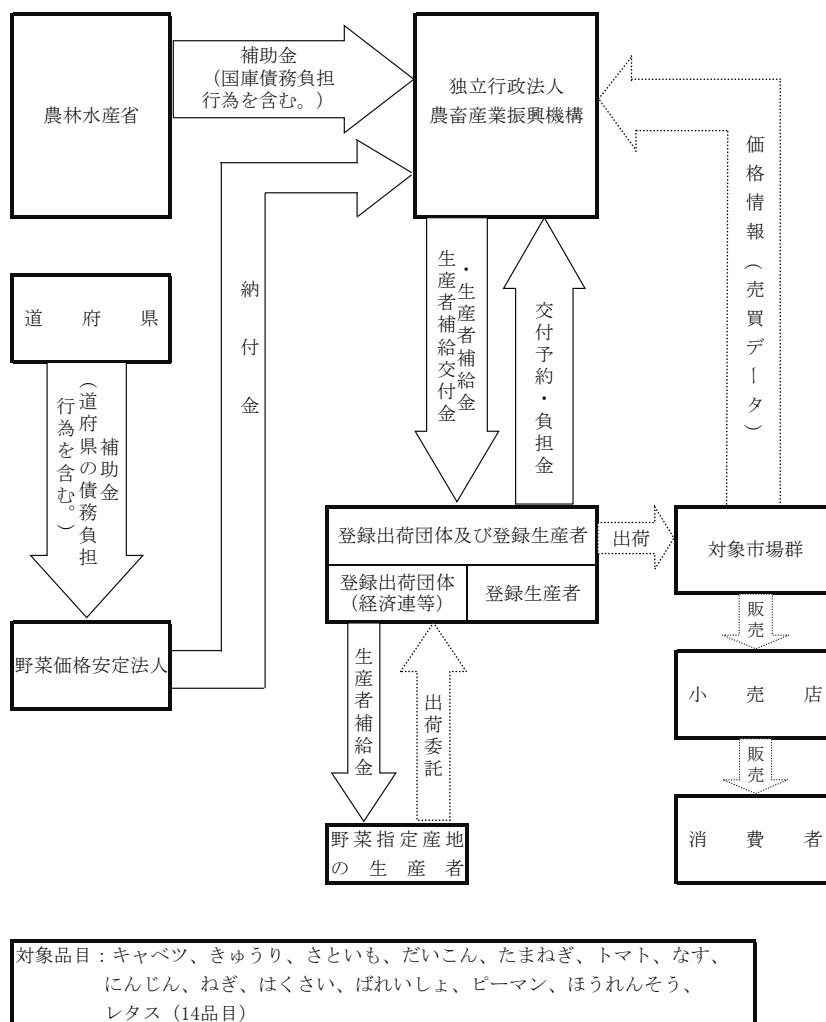
具体的に登録出荷団体にお願いしていることは、以下のとおりです。

- ① 交付金申請対象野菜が対象野菜の要件に適合していることを十分確認すること。
- ② 交付予約に係る負担金を構成会員に賦課している場合は、事業対象となる全ての構成会員に負担金を負担するよう指導するとともに、負担金を負担していない構成会員がある場合は、各登録出荷団体の出荷の安定に留意しつつ、その構成会員が出荷した野菜については生産者補給交付金の申請に含めないようすること。
- ③ 生産者補給金を生産者に交付する場合に出荷数量を基礎として適正かつ迅速に交付することを構成会員に周知徹底すること。
- ④ 野菜の出荷の実態、生産者への生産者補給金交付の実態等を把握するとともに、研修会の開催等を通じて構成会員に対する指導・監督を強化すること。

以上の内容は、制度を適正に運用するためには必要不可欠のものですので、ご協力をお願いします。

なお、登録出荷団体が構成会員に対する研修会を実施する際、必要があれば機関としても積極的に協力させていただきますので、ご連絡下さい。

第Ⅴ-7図 事務手続きの流れ



V 契約指定野菜安定供給事業

本事業は、生産者と実需者との野菜の契約取引を推進し、実需者のニーズに応える供給を行うため、指定野菜価格安定対策事業の対象ではなかった実需者（食品加工メーカー、外食産業、量販店等）との契約取引を対象として、平成14年の野菜法の改正により創設された事業です。

また、平成23年度より、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」といいます。）において野菜法の特例として、野菜指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者を本事業の対象（後述の「数量確保タイプ」が対象。）とするなどの措置が講じされました。

1. 事業の仕組み

（1）対象野菜・対象産地

指定野菜価格安定対策事業（以下「指定野菜事業」といいます。）の対象野菜（キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそうの14種類）及び対象産地と同じです。

また、きゅうり、だいこん、トマト、ばれいしょ（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の対象となるでん粉原料用を除く。）及びピーマンでもっぱら加工用原料となる品種に属するものも対象となります。

さらに、これらの野菜に新たな属性を附加することとならない簡易な処理を行ったものも対象となります（「簡易な処理」とは、例えば皮むき・カット等が該当しますが、簡易な処理の範囲についてご不明な場合は個別に機構へ問い合わせて下さい。）。

（2）対象となる契約取引

ア. 出荷者及び実需者（契約事業の対象となる指定野菜（以下「契約対象野菜」といいます。）を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を業とする者又は契約対象野菜の小売を業とする者をいう。以下同

じ。) を当事者とする契約取引で、交付予約を行う前にあらかじめ書面により締結することが必要です。

イ. また、出荷者と中間業者（出荷団体等から買い受けた契約対象野菜を他の事業者に販売することを業とする者をいいます。以下同じ。）が書面により締結している契約取引も対象となります。

ウ. 契約取引を締結した書面（以下「契約書」といいます。）には、次に掲げる事項を定めることが必要です。

（ア）当該契約の対象となる指定野菜の種別

（イ）契約の対象となる指定野菜の供給期間

（ウ）生産者が実需者等（前述の(2)のア及びイの者をいう。以下同じ。）に供給しようとする対象野菜の数量

（エ）対象野菜の価格に関する事項（価格、価格の決定方式（市場価格連動契約の場合）等）

（オ）契約に従って契約数量を供給する上で不足が生じた際に同一の種別に属する指定野菜の供給を行うことに関する事項（定量・定価格契約において数量確保費用交付金の補てんに加入する場合）

（カ）その他必要な事項

なお、生産者と実需者が基本契約を締結し、数量については、別途、書面等（以下「確認書等」といいます。）を作成した場合も事業の対象となります。この場合、確認書等は基本契約書と一体的な文書であることが必要ですので、以下によりその確認を行います。

- ① 数量を定めた確認書等が、基本契約書と一体的な文書であることが明確になっていること。
- ② 確認書等は、基本契約書の締結者と関係のある責任者の氏名のあるものであること。
- ③ 基本契約書の締結者と確認書等の締結者の関係を明らかにした書類を、提出すること。

よくある疑問・質問に対する答

○ 経済連等が農協等から買付け、実需者等に販売している二者契約の場合、価格低落に関する補てん（価格差補給交付金等及び出荷調整補給交付金等（定価格契約型を除く））については、野菜法で規定する農協等との委託關係が途切れることとなり、価格低落による生産者の経営上のダメージを防ぐという観点ではなく、経済連等の経営リスクを回避するためになされることとなるため、事業対象とはなりません。

一方、価格高騰時を対象とする数量確保費用交付金については、実需者等と契約した者が当該契約数量の確保を履行するために、自らの責任で他から調達等を行った場合の掛増し経費を補てんするものであることから、要件を満たせば契約当事者である登録出荷団体を最終被交付者とする仕組みとなっており、要すれば生産者から野菜を買付け、実需者等に販売する契約を締結した経済連等の登録出荷団体についても対象となります。

なお、経済連等が傘下農協の委託品（無条件委託）を、市場出荷向け、実需者等向け（定価売り）等の分荷を行っている場合は、一般的に傘下農協からの買取りは発生しないこととなるため、仕向先変更（2の(3)のアを参照）による補てんの対象となります。

○ 中間業者との契約取引の場合、モラルハザード防止の観点から、中間業者が、数量確保タイプにおいて受領した契約対象野菜のうち少なくとも交付金の交付対象となる数量を卸売市場に出荷することのないよう、例えば、予め契約当事者間で取り決めを交わしておく等の措置を行うことが望ましいと考えています。

○ 市場経由の契約指定野菜安定供給事業（以下「契約指定野菜事業」といいます。）に係る取引において、指定野菜事業との重複を防ぐため、送り状の任意の欄に「ケイヤク」等の表示を行うことをルール化する必要があります。登録出荷団体等で契約取引に係る出荷に当たっては、関係卸売会社等にこの旨を周知させてください。

(3) 対象となる出荷団体及び生産者

出荷団体及び生産者が本事業に参加するためには、機構に登録する必要があります。なお、この登録は指定野菜事業と共通であり、既に登録を受けている場合は新たに登録を受ける必要はありません。

(4) 対象となる実需者等

ア. 例えば、加工業者、外食業者等のエンドユーザー及び小売店をいいます。
イ. また、中間業者である卸売業者、仲卸業者、商社等も対象となります。
ウ. 定款又は直近の事業報告書若しくは会社概要等により実需者等の業務範囲について確認を行うため、登録出荷団体等が予約申込みを行う際にこれらの書類を添付しなければなりません。

よくある疑問・質問に対する答

- 産直のように不特定多数の消費者に供給するものは事業対象となりませんが、生協の消費者グループは個々の消費者の組合であることから実需者（小売店）として事業の対象となります。
- 経済連が51%以上出資している、直販、カット工場等の子会社であっても、法人格が異なることが確認できれば、出荷者と実需者として事業の対象となります。

(5) 六次産業化法の特例措置（リレー出荷の促進）

ア. 対象となる事業

契約指定野菜事業のうち、「定量供給契約における供給量確保の掛増し経費に係る数量確保費用交付金（数量確保タイプ）」となります。

イ. 対象者

六次産業化法に基づき、「産地連携野菜供給契約（複数の産地の生産者によるリレー出荷のための契約）」を実需者と締結のうえ、「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けた生産者（指定産地外の生産者も含む。）も登録生産者とみなされ支援対象となります。

また、既に登録生産者となっている者も六次産業化法の認定を受けた場合、支援対象となります。

ウ. 産地連携野菜供給契約に係る指定野菜の供給期間

数量確保費用交付金の交付を受けるためには、次に掲げる要件の全てに該当する産地連携野菜供給契約を締結する必要があります。

- (ア) 当該契約に係る指定野菜の供給期間が連続（各登録生産者等ごとの当該指定野菜の供給期間（以下「個別供給期間」といいます。）が重複することを含む。）し、複数の当該指定野菜の対象出荷期間にまたがること。
- (イ) 当該契約に係る個別供給期間がそれぞれ30日を超えるか、かつ、個別供給期間における取引価額が10日を超える期間において固定された価額であること。
- (ウ) 当該契約に係る全ての個別供給期間が重複する期間が、当該契約に係る指定野菜の供給期間の5割を超えないこと。

エ. 負担割合

六次産業化法の認定を受けた契約に対する負担割合は、国：県法人：生産者=50：10：40と、従来の事業とは異なっています。

さらに特例的に、六次産業化法の認定を受けた生産者の農地面積のうち、野菜指定産地・特定産地（特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の対象とする産地）の面積が50%未満の割合であって、かつ、産地強化計画（契約取引推進タイプ）を策定し、都道府県知事の認定を受けた場合には、国：県法人：生産者=50：0：50となります。

オ. 発動要件の緩和

六次産業化法の認定を受けた生産者が産地連携野菜供給契約に基づきリレー出荷に取り組む場合、対象野菜の対象出荷期間ごとに、110%、120%又は130%に発動要件（指標価格は実施細則別表11を参照）が引き下げられました。

カ. 生産者の手続き

(ア) 六次産業化法の認定手続き

- ① 生産者等は、実需者との間で「産地連携野菜供給契約」を締結。
- ② 生産者等は、「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣からの認定を受けます。総合化事業計画の申請手続きについては、地方農政局・事業支援部地域連携課等へお問い合わせください。

(イ) 機構への予約申込み

総合化事業計画が複数の生産者等で作成された場合であっても、生産者等の認定は「生産者」又は「生産者の組織する団体」ごとです。

機構は農林水産大臣からの通知に基づき、この認定単位で登録簿への記載を行いますので、予約申込みもそれに準じて申込みを行ってください。

なお、交付金等の申請及び支払いの手続きは、現行どおりです。

2. 補てん内容

(1) 市場価格連動契約における価格低落時の価格差補給交付金等（価格低落タイプ）

ア. 卸売市場価格に連動して取引価格が設定される契約取引について、平均取引価額が保証基準額（平均価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額との差額の9割が交付されます。

ただし、平均取引価額が最低基準額（平均価格の55%）を下回った場合には、保証基準額と最低基準額との差額の9割が補てんされます。

イ. 当該補てんでは、指定野菜制度と同様な発動、資金造成等を行うこととし、指定野菜制度の仕組みに準拠します。

ウ. 「市場価格に連動」とは、取引価格が特定の卸売市場価格を用いるか又は当該卸売市場価格に一定の係数を乗じるか若しくは当該卸売市場価格に一定額を加減するといった方法の他、これらの方法に算定される取引価格と実質的に同等の水準になるような価格設定をしている場合となります。

エ. 価格の設定期間は、原則、旬決めですが、契約期間中3回以上の取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときは、1ヶ月以内で設定できます。しかし、月決め以上は対象となりません。

オ. 市場価格連動契約に係る補てんを受ける登録出荷団体等は全量を契約生産する者に限定はしません。契約取引、市場出荷両方を行う者も対象となります。

カ. 機構は、旬ごと又は月ごとに平均取引価額を算定し、翌旬に、機構のホームページに掲示しますので、登録出荷団体等は、交付の発動の有無をこれにより確認することができます。

— よくする用語の解説 —

- 平均価格とは、卸売市場の過去6カ年の卸売価格を元に算出した価格をいいます。
- 保証基準額は、平均価格の90%相当（10銭の位で2捨3入、7捨8入し0銭、50銭とする。）
- 最低基準額は、平均価格の55%相当（1銭未満の端数を4捨5入する。）
「保証基準額」「最低基準額」は実施細則の別表9に定められています。
- 平均取引価額とは、全国10カ所の卸売市場の加重平均価額で全国一律に日別又は旬別に機構が算定し、ホームページで公表しています。したがって、平均取引価額は個々の契約価格とは直接関係はありません。
機構のホームページのアドレスは、次のとおりです。

【<https://www.alic.go.jp/operation/vegetable/stability-price.html>】

— よくある疑問・質問に対する答 —

- 契約書に取引価格は「市場価格に連動」((1)のウ)と明記されていない場合は本事業の対象となりません。また、(1)のウの「特定の卸売市場価格」とは、当該登録出荷団体等が選んだ市場（通常は、当該団体等の価格指標市場の価格）をいいます。
なお、当該特定卸売市場の価格が低落した場合であっても、全国一律の平均取引価額が全国一律の発動基準に達しない場合は、発動対象旬とはなりません。

(2) 出荷調整に係る出荷調整補給交付金等（出荷調整タイプ）

- ア. 作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行った野菜について、価格低落時に出荷調整（産地廃棄等）を行った場合に、平均価格又は契約価額のいずれか低い額の7割（ただし、申込期限が令和5年8月30日以前である業務区分については4割）が交付されます。
- イ. 平均取引価額が発動基準価額（平均価格の70%）を下回った場合に発動されます。
- ウ. 機構は、発動基準価額を下回った日が発生した場合に出荷調整（産地廃棄

及び家畜飼料）の実施を認めることとして、発動要件を満たす日に該当するか否かをその翌日に機構のホームページで公表することとします。

登録出荷団体等は、発動の要件を満たす日から5日以内に機構に実施を申し出て出荷調整を行った場合、その野菜に対し交付金等が交付されます。

出荷調整の実施時期は、発動基準価額を下回った場合の日を含む旬の翌旬までです。

— よくする用語の解説 —

- 発動基準価額とは、ある旬が出荷調整タイプの対象旬に該当するかの基準で、平均価格の70%相当とし、実施細則別表10に定められています。

— よくある疑問・質問に対する答 —

- 出荷調整補給交付金等に係る平均取引価額は、全国10か所の卸売市場の加重平均価額で、機構が日ごとに算定し、翌日に機構のホームページで公表します。
- 登録出荷団体等は、出荷調整を実施する旨を機構に所定の様式で申し出ます。
- 出荷調整とは、産地廃棄（ほ場すきこみ等）の他、国内消費者への食用の用途以外の活用として家畜の飼料とすることです。具体的な手法については機構までお問い合わせください。

(3) 定量供給契約における供給量確保の掛増し経費に係る数量確保費用交付金（数量確保タイプ）

- ア. 定量・定価格供給を内容とする契約取引においては、あらかじめ余裕を持った生産・出荷になるよう計画を立てることと思いますが、天候による作柄変動等生産者の責に帰することのできない事情により、自己の生産物によって契約数量を充足できなくなった場合においては、市場等に出荷する予定のものを契約取引に仕向けること（仕向先変更）により契約数量の確保に努めることとします。この場合の補てん額は、平均取引価額と契約価額の差額の

7割となります。

イ. また、供給不足を補うため、市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行ったときは、購入価額と契約価額との差額の9割が交付されます。

この場合、不足分に充当する指定野菜は、国内の産地（野菜指定産地でなくともかまいません。）で生産されたものに限られます。

ただし、この場合の産地表示については、実際に生産された都道府県又は地域の名称により、適正な表示を行うよう注意してください。

ウ. 不足分を購入した場合、補てんされる価格の購入限度価額は原則、旬ごとに契約価額の150%ですが、生産者の選択によって、200%、300%、400%とすることも可能です。

エ. 発動要件は、平均取引価額が指標価額（平均価格の130%（六次産業化法の認定を受けたリレー出荷については、品目等に応じて（実施細則別表11）110%、120%又は130%のいずれか。））を上回った旬に個別契約により出荷した場合ですが、当該要件に該当しない場合であっても、特定の地域での激甚災害（激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定するものをいいます。）又は病害虫の著しい発生により、供給すべき対象野菜に不足を生じた場合には、供給量の確保が必要なことについて県知事の認定を受けた上で、機構が補てんを認めることとしています。例えば、登録出荷団体等は、病害虫の発生により量の確保ができなかった場合には、①県知事の認定、②当該野菜指定産地の属するブロックにおいて当該指定野菜の価格が指標価額を上回っている資料を添付して交付金交付の申請を行います。

さらに、平均取引価額が指標価額を上回っていない場合であっても、局所的な気象災害等による契約取引の供給不足を補うため仕向先変更や市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行った場合においても補てんの対象となります。この場合は、局所的な気象災害等を証明する資料を添付して交付金交付の申請を行います。

オ. 機構は、旬ごとに当該旬1旬前の事業の発動の有無をホームページで公表しています。登録出荷団体等は、この発動状況に関する情報により事業の発動の有無を確認することができます。

なお、登録出荷団体等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとすると

きは、事業の発動の対象となったことがホームページに公表された後、1旬（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては1月）以内に個別契約により出荷した該当旬の出荷数量を機構に文書等で通知して下さい。

よくできる用語の解説

- 指標価額とは、当該旬が数量確保タイプの対象旬に該当するかどうかの基準で、平均価格の110%、120%又は130%相当であり、実施細則の別表11に定められています。
- 購入限度価額とは、供給量確保対象旬において、契約数量の不足分を充当するために要した経費等に対する補てんの上限価格で、前述のように旬ごとに契約価額の150%、200%、300%、400%の選択が可能です。

よくある疑問・質問に対する答

- 数量契約ではなく、加工メーカー等による全量買い上げのように作付面積に応じた全量契約の場合は、本事業の対象とはなりません。

3. 交付予約の申込手続

(1) 交付予約の申込時期

機構への交付予約の申込時期は1月と7月を除く毎月20日（8月に限り31日）とします。なお、交付予約の申込みについては、事前に都道府県と予約数量等を調整することが必要です。

申込期限	対象種別
2月20日	春キャベツ4-5/20、春だいこん4-6、たまねぎ(即売もの)4、春ねぎ4-6、同(青ねぎ)4-6、同(こねぎ)4-6、ばれいしょ(即売もの)4-6、春レタス(結球)4-5、同(非結球)4-5、春はくさい4-6、冬春ピーマン4-5、春夏にんじん4-5、ほうれんそう4-6
3月20日	冬春きゅうり5-6、たまねぎ(即売もの)5-6、冬春トマト(ミニトマトを除く)5-6、同(ミニトマト)5-6、冬春なす5-6
4月20日	春キャベツ5/21-6、秋冬さといも6-7、春夏にんじん6-7、夏秋ピーマン6-7、夏秋レタス(結球)6-7、同(非結球)6-7
5月20日	夏秋キャベツ7-10、夏秋きゅうり7-9、夏秋なす7-9、夏ねぎ7-9、同(青ねぎ)7-9、同(こねぎ)7-9、夏はくさい7-8/10、ばれいしょ7-9、ほうれんそう7-9、夏だいこん7-9、たまねぎ7-10、夏秋トマト(ミニトマトを除く)7-9、同(ミニトマト)7-9
6月20日	秋冬さといも8-9、たまねぎ(即売もの)8-12、秋にんじん8-10、夏はくさい8/11-9、夏秋ピーマン8-10、夏秋レタス(結球)8-10、同(非結球)8-10
8月31日	夏秋きゅうり10-11、秋冬さといも10-12、秋冬だいこん10-12、夏秋トマト(ミニトマトを除く)10-11、同(ミニトマト)10-11、夏秋なす10-11、秋冬ねぎ10-12、同(調製)10-12、同(青ねぎ)10-12、同(こねぎ)10-12、秋冬はくさい10、ばれいしょ10-12、ほうれんそう10-12
9月20日	冬キャベツ11-12、たまねぎ(貯蔵もの)11-12、冬にんじん11-12、同(金時)11-12、秋冬はくさい11-12、冬春ピーマン11-12、冬レタス(結球)11、同(非結球)11
10月20日	冬春きゅうり11/21-12、冬春なす12、冬レタス(結球)12、同(非結球)12、冬春トマト(ミニトマトを除く)12、同(ミニトマト)12
11月20日	たまねぎ(貯蔵もの)1-3、冬春きゅうり1-2、冬春なす1-2、冬レタス(結球)1-2、同(非結球)1-2、冬春トマト(ミニトマトを除く)1-2、同(ミニトマト)1-2、冬キャベツ1-3、秋冬さといも1-3、秋冬だいこん1-3、たまねぎ(即売もの)1-4、冬にんじん1-3、同(金時)1-3、秋冬ねぎ1-3、同(調製)1-3、同(青ねぎ)1-3、同(こねぎ)1-3、秋冬はくさい1-3、ばれいしょ1-3、同(即売もの)1-3、冬春ピーマン1-3、ほうれんそう1-3
12月20日	冬春きゅうり3-4、冬春トマト(ミニトマトを除く)3-4、同(ミニトマト)3-4、冬春なす3-4、冬レタス(結球)3、同(非結球)3

(2) 事業の選択

- ア. 契約指定野菜事業の補てん措置については、契約取引の内容に応じて、①価格低落タイプ、②出荷調整タイプ、③数量確保タイプの3タイプ、又は、①と②、②と③の組合せのタイプから適宜選択します。
- イ. 登録出荷団体等は、指定野菜事業と契約指定野菜事業のいずれも選択でき

ます。ただし、同一の野菜を重複して指定野菜事業と契約指定野菜事業の両方に交付予約することはできません。

ウ. 市場経由の契約取引については、指定野菜事業への参加か、契約指定野菜事業への参加か、という選択があります。

よくある疑問・質問に対する答

○ 「同一の野菜を重複して予約できない」とは、例えば、夏秋レタスを全体で1,000トン生産した場合、それぞれの事業に500トンずつ予約することはできるが、1,000トンずつ予約することはできないことを意味します。

エ. 収入保険の保険関係が成立した者又は成立する見込みのある者は、価格低落タイプを利用し、その利用期間が保険期間と重複する場合、収入保険の保険資格者に該当しないこととなります。

出荷調整タイプ及び数量確保タイプは、掛増し経費に対する補てんであるので、収入保険制度と同時利用することができます。

【留意事項】

収入保険と価格低落タイプは同時利用できないことから、登録出荷団体にあっては委託生産者、特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいいます。）にあつてはその構成員に対し、収入保険に関する周知等について、指定野菜事業に準じて行います。（IV指定野菜価格安定対策事業の3の（1）のイを参照）

(3) 交付予約に係る野菜の供給契約の取扱いについて

- ア. 登録出荷団体等と実需者等との間の野菜の供給に係る契約の締結は交付予約の前に行う必要があります。
- イ. 複数の実需者等との契約について、1つの業務区分に交付予約を申し込みたい場合、実需者等ごとばらばらに申し込むのは煩雑です。そこで複数の実需者等分を大くくりにまとめ、1度に申し込むことができます。
- 交付予約の「大くくり」とは、個別契約ごとの契約数量を合計し、これに係る交付予約数量を予約することであり、契約価額は、個別契約ごとの契約価格から算定される加重平均価額（運賃相当額及び消費税相当額は控除しま

す。) とすることです。

ウ. 交付金支払の際には、個々の契約を特定することなく、価格低落タイプは低落時の出荷数量に応じて、出荷調整タイプは出荷調整数量に応じて、数量確保タイプは手当した数量に応じて、それぞれ一括して支払います。

—よくある疑問・質問に対する答—

- ひとつの業務区分の交付予約申込みにおいて、ある登録出荷団体等で、契約取引先の実需者等が複数あり、その契約価額と契約数量がばらばらである場合、あるいは出荷期間が取引先によって日別単位、週別単位等異なる場合は、それを加重平均して旬別に契約価額を算定し、数量も個々の契約数量を合計して、当該登録出荷団体等の一本の契約価額と契約数量とします。

(4) 交付予約の申込書について

ア. 登録出荷団体等と実需者等と機構の関係

(ア) 本事業を適正に実施する観点から、機構が登録出荷団体等及び実需者等に対して、契約の内容、交付金の交付状況に関する確認及び調査のため、資料その他の情報の提供を求めるができるようにするとともに、不正に交付金を受給していると判断できる場合には、不正受給者に対してペナルティ措置を講じができるようにするために、交付予約申込書にはその旨を明記します。

(イ) また、これらを担保することから、交付予約の申請書の添付書類として登録出荷団体等と当該登録出荷団体等と契約を行う実需者等の連名による「調査等への協力について」を添付しなければなりません。(登録出荷団体等と実需者等と機構の関係)

なお、契約書に同様の内容を約する条項を定めた場合は添付不要となります。

イ. 交付予約申込書に記載する事項は、次のとおりです。

(ア) 対象野菜の種別

(イ) 対象出荷期間

(ウ) 交付予約を申し込む補てんのタイプ

(エ) 交付予約を申し込む補てんのタイプ別の交付予約数量

(オ) 契約価額

(カ) 契約内容(定量契約、定価格契約、市場価格連動契約)

—よくある疑問・質問に対する答—

- 交付予約数量は、①価格低落タイプに申し込むときは、契約数量を限度とし、②出荷調整タイプに申し込むときは、契約数量の3割を上限とし、③数量確保タイプに申し込むときは、契約数量の5割を上限とします。

なお、①価格低落タイプについては、数量に幅を持たせる内容の契約も対象となります。ただし、数量の幅の下限値は、上限値の140分の60以上とします。この場合の交付予約数量は数量の幅の上限値までです。

(5) 交付予約の申込手続

ア. 登録出荷団体等が交付金交付の予約申込みを行う際には、対象出荷期間ごとに交付予約数量を決めて、所定の交付予約申込書により機構(又は機構から委託を受けている場合は県法人)に提出します。

なお、事業加入者の事務負担の軽減及び加入促進等の観点から、平成25年度(6月20日申込期限分)の運用から、交付予約における運用改善を行うこととしました。

具体的には、全てのタイプについて、旬別に予約数量を設定したうえで交付予約を行う仕組みとしていたものを、指定野菜価格安定対策事業と同様に、対象出荷期間ごとに一括して交付予約ができるとしました。

イ. 交付予約申込書に添付する資料は次のとおりです。

(ア) 月(旬)別の契約取引、非契約取引別出荷計画

(イ) 契約取引に関与する農協(経済連等の場合)又は生産者一覧

(ウ) 契約指定野菜安定供給事業に係る調査等への協力について

(エ) 個別の契約書の写し(個別契約書と一体的な文書として数量等を別途定めた場合はその文書を含む)

(オ) 実需者等の業務範囲のわかる資料（定款又は事業報告書若しくは会社概要等）

ウ. 交付予約申込書は機構に提出しますが、都道府県は事前に予算措置及び登録出荷団体等が作成した供給計画等との整合性に留意しつつ、適正な交付予約申込数量となるよう指導することとされています。

エ. 交付予約の申込期限は、特例として、契約数量が申込期限までに整わない場合で、当該申込期限までに別記様式第17-2号に従い届け出たときは、契約期間開始日の前の日の前日の10日前の日まで延長できます。

（6）交付予約の審査

ア. 機構は、交付予約申込みの内容、特に、実需者等との契約内容（契約価額の設定方法、契約数量、契約期間、実需者等の業務内容等）について審査します。契約の大くくりをして交付予約をしますが、個々の契約内容が本事業の対象として適切かどうかについて判断する必要があるため、機構への交付予約申込み時に個々の契約についても契約書の写しを必要とします。

なお、機構は、交付予約の審査に係る事務の一部を県法人に委託する場合があります。

イ. 機構が行う交付予約の具体的な審査内容は次のとおりです。

【共通事項】

- (ア) 当該契約が、指定野菜の種別ごとの出荷時期前にあらかじめ締結された契約か否か。
- (イ) 契約数量が、具体的な数値（〇〇トン等）で契約書に明示されているか。
- (ウ) 契約数量が、供給能力に比べて過大となっていないか。
- (エ) 契約当事者である実需者等の業務範囲は適切か（加工、外食、小売等か）。

【価格低落タイプの場合】

契約価額の設定手法が市場価格連動契約として適切か。

【出荷調整タイプの場合】

定量供給契約か。

【数量確保タイプの場合】

定量供給・定価格契約か。

対象野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指

定野菜の供給に関する事項が定められているか。

（7）交付予約数量の承諾と負担金の納入依頼

ア. 機構は、交付予約の審査の結果、これが適当と判断できる場合は、登録出荷団体等に交付予約を承諾する旨を通知します。

イ. 負担金の納入期限や納入通知書の送付は指定野菜事業に準じた扱いとなります。申込期限までに実施細則別記様式第17-2号で届け出ることにより、契約期間開始日の前の日の10日前の日まで延長した場合は、負担金納入期限は契約期間開始日の前日までにすることができます。

—よくある疑問・質問に対する答—

- 負担金が納入期限までに納入されなかった場合は、延滞金が課されることとなります。

（8）交付予約数量の減少及び交付予約の解約

価格低落タイプに限り、収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合、指定野菜事業に準じて、交付予約数量の減少又は交付予約の解約を申し込むことができます。（IV指定野菜価格安定対策事業の3の（7）を参照）

4. 資金の造成

(1) 資金の造成

ア. 資金は、機構に造成します。

負担割合は、国：県法人：登録出荷団体等 = 2 : 1 : 1 です。

イ. 資金の区分は、次のとおりとし、登録出荷団体等ごと、補てんのタイプごと、業務区分ごとに管理します。

(ア) 契約指定業務資金（登録出荷団体等の負担金）

(イ) 契約指定助成業務資金（県法人の納付金）

(ウ) 契約指定共通業務資金（国の補助金）

(エ) 契約指定特別業務資金（国、県法人、登録出荷団体等の（調整）資金）

(オ) 資金の繰入れ、交付の財源、負担金の返戻（交付予約数量の減少及び交付予約の解約に係るものを含む）等は指定野菜事業に準じます。

(2) 資金の造成額

3つのタイプ別の資金造成額の算出方法は次のとおりであり、登録出荷団体等はそれぞれその4分の1相当額を負担します。なお、本事業にあっては、交付予約数量を対象出荷期間ごとに設定していることから、資金造成額の計算も対象出荷期間ごとに行います。

ア. 価格低落タイプの資金造成額

資金造成単価は、実施細則別表9に定める額（保証基準額と最低基準額の差額の90%相当）で、これに交付予約数量（契約数量を上限）を乗じて得た額が資金造成額となります。

○算式：資金造成単価×交付予約数量（契約数量を上限）

イ. 出荷調整タイプの資金造成額

資金造成単価は、実施細則別表10に定める額（基準価格の70%相当）で、これに交付予約数量（契約数量の30%を上限）を乗じて得た額が資金造成額となります。

なお、契約価額が平均価格を下回る場合は、契約価額の70%相当とします。

・市場価格連動契約の場合：

○算式：資金造成単価×交付予約数量（契約数量の30%を上限）

・定価格契約の場合で、契約価額が平均価格を上回る場合：

○算式：資金造成単価×交付予約数量（契約数量の30%を上限）

・定価格契約の場合で、契約価額が平均価格を下回る場合：

○算式：（契約価額×70%）

×交付予約数量（旬別契約数量の合計の30%を上限）

ウ. 数量確保タイプの資金造成額

資金造成単価は、購入限度価額と契約価額の差額の90%とし、これに交付予約数量（契約数量の50%を上限）を乗じて得た額が資金造成額となります。

ただし、仕向先変更のみで数量を確保する場合、資金造成単価は、購入限度価額と契約価額の差額の70%です。

・「購入充当」の場合

○算式：（購入限度価額－契約価額）×90%

×交付予約数量（契約数量の50%を上限）

・「仕向先変更」の場合

○算式：（購入限度価額－契約価額）×70%

×交付予約数量（契約数量の50%を上限）

エ. 出荷調整タイプ、数量確保タイプの両方を申込む場合の資金造成

契約野菜事業では3タイプ（価格低落タイプ、出荷調整タイプ、数量確保タイプ）のうち、同じ対象野菜で、同一の出荷期間の契約について、出荷調整タイプ及び数量確保タイプの両方を申込むことができます。このような場合には、資金造成額のいづれか多い方の資金造成を行うだけでよいことになり、少ない方は計画のみとなります。

5. 交付金の申請

(1) 事業の発動

機構は、登録出荷団体等に対してホームページにより、事業タイプごとの発動の有無を公表しています。

具体的には、全国の代表的な卸売市場の旬別平均価格（平均取引価額）が、各タイプの発動基準額、すなわち①価格低落タイプは、旬ごとに平均価格の90%を下回った場合、②出荷調整タイプは、平均価格の70%を下回った日があった場合、③数量確保タイプは、旬ごとに平均価格の110%、120%又は130%を上回った場合に、それぞれ交付金交付対象旬として公表されます。

なお、数量確保タイプにおいては、激甚災害と認定された場合だけでなく、局所的な気象災害等による場合でも、契約取引の供給不足を補うため仕向先変更や市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行ったときは、平均取引価額が指標価額を上回っていない場合であっても、補てん対象となります。

登録出荷団体等は、交付金交付対象旬に、各タイプ別の事業を実施した場合は、当該対象出荷期間終了後3ヶ月以内に生産者補給交付金等の交付申請を機構に行うこととします。ただし、特定の地域における激甚災害等の場合は県知事の認定後、遅滞なく申請することとします。

(2) 交付金交付額の算出方法

ア. 価格低落タイプ

交付金単価は、平均取引価額と保証基準額より算出します。

具体的には、平均取引価額が保証基準額を下回った旬に平均取引価額と保証基準額の差額の90%を交付金単価とし、その旬に実需者等に出荷した数量を交付対象数量として乗じて得た額が交付金額となります。

ただし、平均取引価額が最低基準額を下回った場合には、保証基準額と最低基準額の差額の90%を交付金単価とします。

なお、対象出荷期間の出荷数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各旬に按分した数量を、交付対象数量とします。

・平均取引価額が最低基準額を上回る場合：

○算式：(保証基準額－平均取引価額) × 0.9 × 交付対象数量

・平均取引価額が最低基準額を下回る場合：

○算式：(保証基準額－最低基準額) × 0.9 × 交付対象数量

注：平成31年1月より収入保険が開始されることに伴い、指定野菜事業と同様に、委託生産者が登録出荷団体に対して、又は、登録生産者（特定登録生産者を含む）が機構に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量を価格差補給交付金等の対象としない数量として除外することで収入保険との同時利用を防止できます。（IV指定野菜価格安定対策事業6の（1）を参照）

イ. 出荷調整タイプ

交付金単価は、資金造成単価又は契約価額の70%（ただし、申込期限が令和5年8月30日以前である業務区分については40%）相当額のいずれか低い額とし、出荷調整した数量（出荷調整相当数量）を交付対象数量として乗じて得た額が交付金額となります。

なお、発動旬の出荷調整相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各発動旬に按分した数量を、交付対象数量とします。

・市場価格連動契約の場合

○算式：資金造成単価 × 交付対象数量

・定価格契約で、契約価額が平均価格を上回る場合：

○算式：資金造成単価 × 交付対象数量

・定価格契約で、契約価額が平均価格を下回る場合：

○算式：(契約価額 × 0.7) × 旬別の交付対象数量

・出荷調整相当数量の算定は、次のとおりとします。

	市場出荷分	契約取引分	出荷調整分	合計
計画	E	D	—	D+E
実績	A	B	C ※	A+B+C

※ Cに類似事業で実施した出荷調整数量は含めないものとします。

算定にあたっては、交付予約申込みの際提出した「契約取引に関する生産者一覧（農協一覧）」のうち、実際に出荷調整を実施した生産者又は場の数量で行います。

- 算式：出荷調整相当数量 ($(A+B+C) \times D \div (D+E) - B$ で算出した数量) から出荷調整実績 (C) のいずれか少ない数量

ウ. 数量確保タイプ

交付金の交付額は、

- (ア) 市場出荷予定分を契約数量の不足分に充当し、実需者等に出荷した場合にあっては、平均取引価額と契約価額の差額の70%を交付金単価とし、「充当見込相当数量」を交付対象数量として乗じて得た額が交付金額となります。

なお、発動旬の充当見込相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各発動旬に按分した数量を、交付対象数量とします。

- 算式：交付金単価×交付対象数量

- (イ) 市場等から購入した場合には、購入価額と契約価額の差額の90%を交付金単価とし、購入数量を交付対象数量として乗じて得た額が交付金額となります。なお、発動旬の購入数量の合計が交付予約数量から「充当見込相当数量」を控除して得た数量を上回る場合は、交付予約数量から「充当見込相当数量」を控除して得た数量を各発動旬に按分した数量を、交付対象数量とします。

- 算式：交付金単価×交付対象数量

- 充当見込相当数量の算定は、次のとおりとします。

	市場出荷分	契約取引分	合 計
計 画	D	C	C+D
実 績	B	A	A+B

算定にあたっては、交付予約申込みの際提出した「契約取引に関する農協（経済連の場合）又は生産者一覧」の数量で行います。

- 算式： $A - (A+B) \times C \div (C+D)$ で算出した数量

なお、市場出荷予定分を契約数量の不足分に充当又は市場等からの購入した場合に係る交付金単価を算定する際の限度額は、交付予約申込みの際に選択した契約価額の150%、200%、300%、400%とします。

- 交付金交付額の算出に際して、交付予約数量を各旬に按分して交付対象数量

を算出する場合は、次のようにして計算します。

- 計算例 1：価格低落タイプにおいて、全 6 旬が交付対象旬となり、交付予約数量が45トン、旬別出荷数量の合計が52.51トンの場合。

月	旬	旬別出荷数量(kg)	計 算 式	旬別交付対象数量(kg)
7	上	8,500	$45,000 \times \frac{8,500}{52,510} =$	7,284
	中	9,750	$45,000 \times \frac{9,750}{52,510} =$	8,356
	下	10,230	$45,000 \times \frac{10,230}{52,510} =$	8,767
8	上	8,490	$45,000 \times \frac{8,490}{52,510} =$	7,276
	中	7,950	$45,000 \times \frac{7,950}{52,510} =$	6,813
	下	7,590	$45,000 \times \frac{7,590}{52,510} =$	6,504
	計	52,510		45,000

- 計算例 2：数量確保タイプにおいて、以下の 3 旬が発動旬となり、交付予約数量が60トン、発動旬の充当見込相当数量の合計が80トンの場合。

月	旬	充当見込相当数量(kg)	計 算 式	交付対象数量(kg)
7	上	20,000	$60,000 \times \frac{20,000}{80,000} =$	15,000
	中	16,000	$60,000 \times \frac{16,000}{80,000} =$	12,000
	下			
8	上			
	中	44,000	$60,000 \times \frac{44,000}{80,000} =$	33,000
	下			
	計	80,000		60,000

注：計算については、交付対象数量は整数で記入し、その合計が交付予約数量を上回らないように調整します。

(3) 交付金交付の申請手続

登録出荷団体等は機構に対して、補てんのタイプ別に交付金交付申請書に必要な資料を添付して、交付金の交付申請を行います。

ア. 価格低落タイプ

基本的には、指定野菜事業に準拠しますが、異なる事項は、実需者等に実際に契約価額が市場価格と連動されて取引されたことを証明できる資料（交付金が交付される旬の前後からの契約価額の算定方法、契約価額の推移、契約価額の算定に用いた市場価格の推移等）を添付して申請します。

イ. 出荷調整タイプ

(ア) 契約出荷しようとしていた野菜を出荷調整したことがわかる資料を添付して申請します。

(イ) 登録出荷団体等は、交付予約申込みの際に提出した市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画と併せて出荷実績を記載した資料も提出します。
(ウ) 交付金が交付される出荷調整数量は、実際に行った出荷調整分のうち契約出荷分に相当する数量と交付予約数量のいずれか少ない数量としており、この判断は市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画と出荷実績を照合して判断します。

(エ) 出荷調整の確認は原則として、機構をはじめ第3者の立ち会いのもと、登録出荷団体等が自ら行います。

(オ) 登録出荷団体等が機構に提出する資料は次のとおりです。

① 市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画

② 市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷実績

(カ) 登録出荷団体等が別途保管する資料は次のとおりです。

① 廃棄等数量がわかる写真（廃棄したものを現場で並べている等）

② ほ場の場所を示した地図及び現況の写真

③ 出荷調整方法がわかる写真

(キ) 出荷調整を行う場合に、登録出荷団体等は、

① 事前に日時・場所を機構に通知します。

② 出荷調整の実施状況が確認できる写真・図面、出荷調整を実施したほ場の地図等を作成・保管します。

③ 実施後は直ちにその旨を機構に通知するとともに、遅滞なく交付金の交付申請を行います。

④ 機構は登録出荷団体等から提出された交付金交付申請書（出荷調整の実施状況の記録が添付されたもの）に基づき書面審査を行い交付金を交付します。

――よくある疑問・質問に対する答――

○ 登録出荷団体等は、出荷調整で家畜の飼料とした場合、家畜農家の受領書を保管します。

ウ. 数量確保タイプ

(ア) 市場出荷予定分を契約数量の不足分に充当し、契約数量どおりに実需者等に出荷した場合

① 当該補てんの交付予約の際には、あらかじめ、市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画を策定し、交付申請の際には当該計画と併せて出荷実績を記載した資料を提出します。

② 機構は、登録出荷団体等が策定した市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画から契約出荷計画が契約書に記した契約数量等に照らし適正かどうかを判断します。

③ 登録出荷団体等は、機構が発動要件をホームページで公表した後、1旬（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては1月）以内に、市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷実績を機構に提出します。

④ 機構は、市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画及び市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷実績から契約数量を確保するため市場への出荷予定分を契約出荷に充当した数量を確認します。

⑤ 機構は、販売実績集計表等により契約している実需者等に契約数量どおり出荷されたかを確認します。

別途、登録出荷団体等が整備、保管する資料は次のとおりです。

① 市場への出荷伝票

② 実需者への出荷伝票

③ 実需者の受領伝票

(イ) (ア) を実施してもなお不足が生じ、登録出荷団体等自らが市場等から不足分を購入し、実需者等に提供した場合

- ① 当該補てんの交付予約の際には、あらかじめ、市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画を策定し、交付申請の際には当該計画と併せて出荷実績を記載した資料を提出します。
 - ② 機構は、登録出荷団体等が策定した市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画から契約出荷計画が契約書に記した契約数量等に照らし適正かどうかを判断します。
 - ③ 登録出荷団体等は、機構が発動要件をホームページで公表した後、1旬（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては1月）以内に、市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷実績を機構に提出します。
 - ④ 機構は、市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷計画及び市場出荷（契約以外）・契約取引別出荷実績から契約数量を確保するため市場等から購入により充当した数量を確認します。
 - ⑤ 機構は、販売実績集計表等により契約している実需者等に契約数量どおり出荷されたかを確認します。
- なお、登録出荷団体等は、契約数量の確保ができなかった理由を明記した資料を提出します。

別途、登録出荷団体等が整備、保管する資料は次のとおりです。

- ① 市場等から購入した伝票（数量及び価格が記載されたもので購入した野菜が国産であることを確認できるもの）
- ② 実需者に出荷した伝票（市場から購入した野菜は除いたもの）
- ③ 市場等から購入した野菜を実需者に出荷した伝票
- ④ 実需者の受領伝票

(ウ) また、全国一律の平均取引価額では発動に該当しないが、特定の野菜指定産地で激甚災害又は病害虫の著しい発生により作柄が悪く、当該特定の地域で価格が高騰する場合で発動の対象となるときは、①及び②で示した資料の他に激甚災害又は病害虫発生の県知事による認定書等、作柄不良の状況を示した資料（当該旬及び前後各旬の旬別入荷量及び価格の動向）を添付して機構に提出します。

(エ) なお、局所的な気象災害等による契約取引の供給不足を補うため仕向

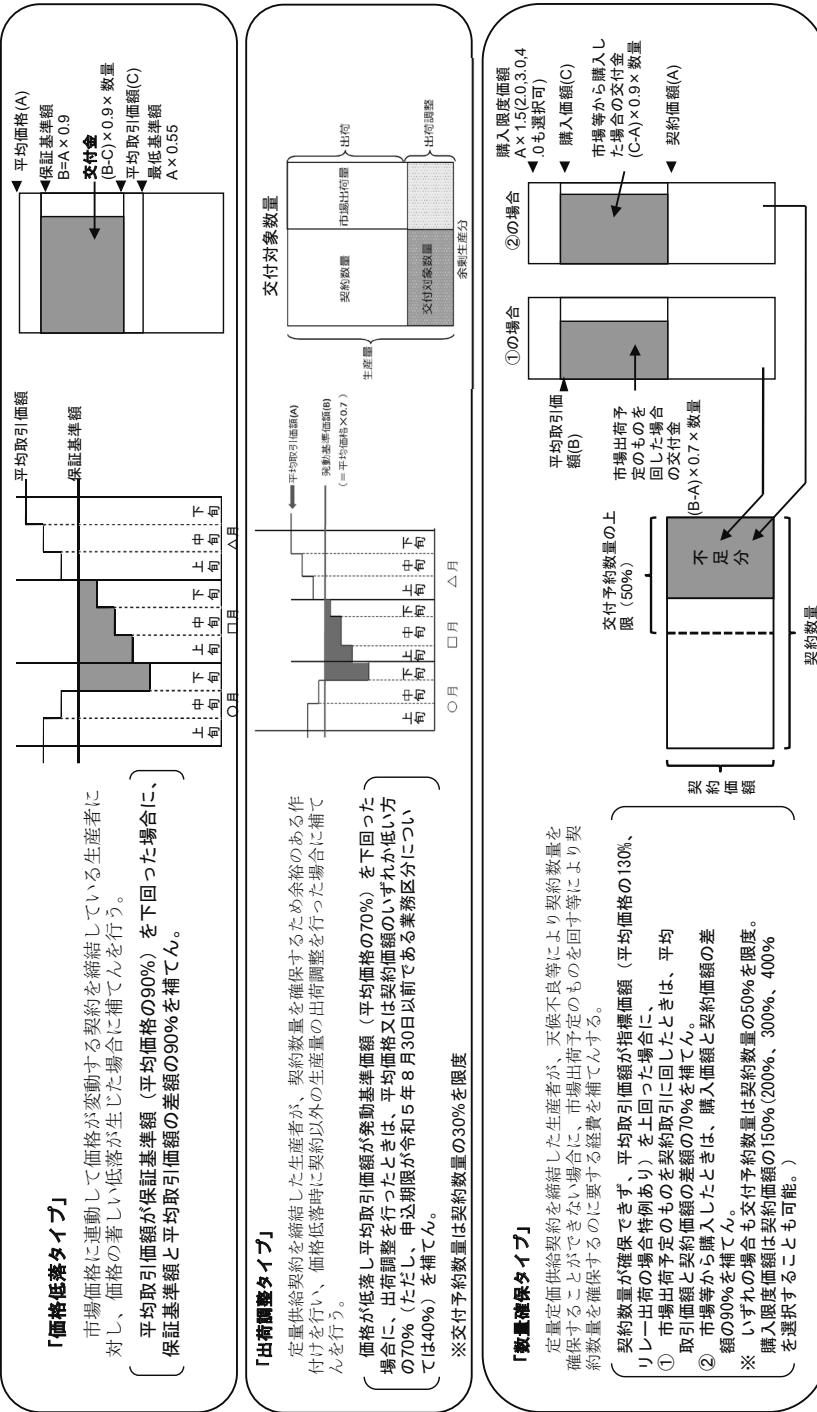
先変更や市場、他の農協等から購入して契約数量の供給を行った場合にも、局所的な気象災害等を証明する資料を添付して機構に提出します。

(4) 交付結果の報告

登録出荷団体は、生産者等からの出荷の委託を受けている場合は、機構から価格低落タイプ又は出荷調整タイプに係る交付金の交付を受ければ、あらかじめ定めた交付配分の基準に則し、速やかに生産者に生産者補給金を交付することが必要です。また、その結果を所定の様式により機構に報告しなければなりません。

(参考) 契約野菜安定供給事業の概要

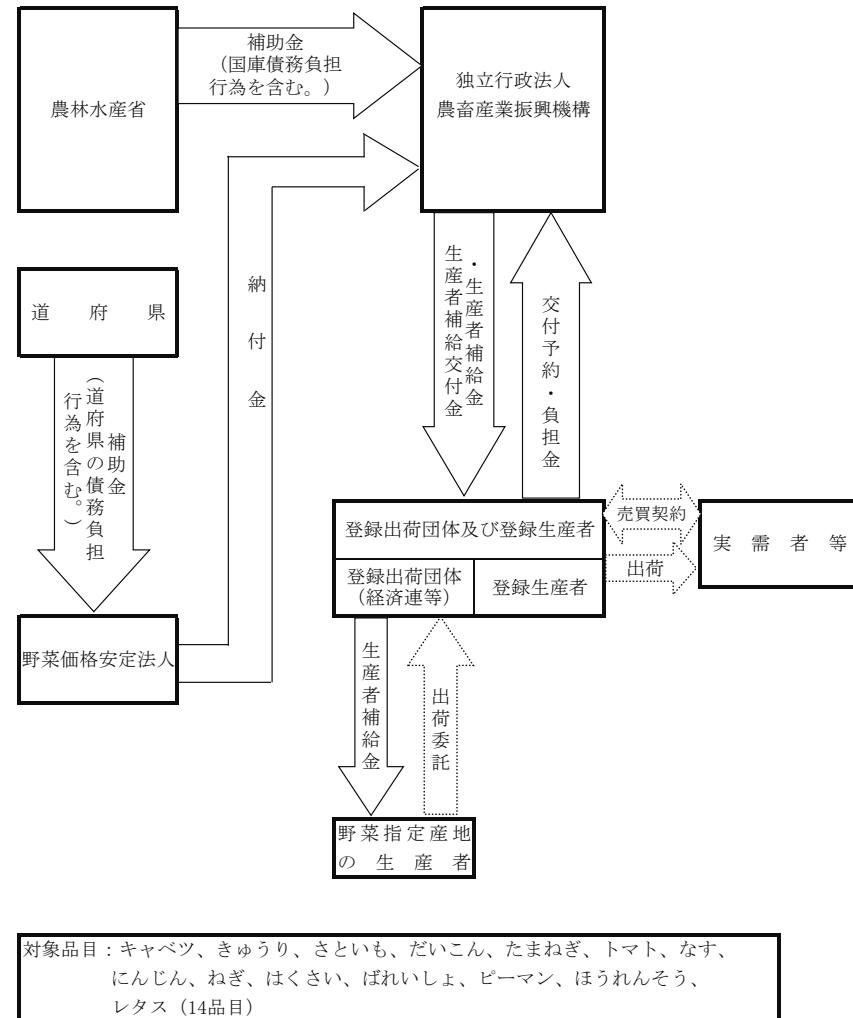
野菜の契約取引に伴い、生産者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプを措置（产地と最終実需者又は产地と中間業者の契約取引が対象）。



【食担割合】 指定野菜：国(50%)、都道府県(25%)、出荷団体等(25%)、特定野菜等：国(1/3)、都道府県(1/3)、出荷団体等(1/3)

リレー出荷の場合は負担割合が異なる。

第V-1図 事務手続きの流れ



VI 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

1. 事業の概要

この事業は、野菜法第14条の規定に基づき、野菜価格の安定を目的として県法人が施行規則第9条に定める価格差補給交付金等交付事業（以下この章において同じ。）を実施する場合に、機構が国から補助を受けて造成した資金を財源として、当該価格差補給交付金等交付事業に係る価格差補給助成金を交付する事業です。

この事業は、①施行規則第8条に定める指定野菜に準ずる野菜（以下「特定野菜」といいます。）の需給及び価格の安定を図るために実施する特定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」といいます。）及び②野菜指定産地の補完的機能を有する都市近郊産地の整備及び野菜指定産地への計画的な育成を推進するとともに、中山間等地域の中規模の野菜産地を育成することにより指定野菜の需給及び価格の安定を図るために実施する指定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定指定事業」といいます。）の2つの事業から成り立っています（野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。）別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領。以下「特定野菜等事業実施要領」といいます。）。

なお、この事業の実施については、野菜法及び施行規則のほか、特定野菜等事業実施要領、「野菜価格安定対策事業の推進について」（令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知）。別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業。以下「特定野菜等事業推進通知」といいます。）、業務方法書、実施細則及び特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第61号。以下「特定野菜等助成金交付要綱」といいます。）に則して進めています。

2. 県法人が行う価格差補給交付金等交付事業の要件

県法人が行う価格差補給交付金等交付事業は、共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」といいます。）が、県法人とあらかじめ締結する価格差補給交付金等の交付に関する契約に基づき、対象産地で生産される特定野菜等（(4)で示す野菜をいいます。以下同じ。）の価格が著しく低落した場合に、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に価格差補給交付金を、当該相当規模生産者に価格差補給金を交付する事業です。

この事業の具体的な要件は以下のとおりです。

（1）事業実施主体

価格差補給交付金等交付事業は、県法人が県の指導の下に実施します。なお、現在、県法人は各県に1法人ずつ、合計47法人ありますが、その組織形態は県の実情に即し、公益社団法人が30法人、公益財団法人が4法人、一般社団法人が9法人、一般財団法人が4法人となっています。

（2）業務方法書の制定

県法人は、価格差補給交付金等交付事業の実施に必要な事項を業務方法書で定め、これによって事業を実施します（特定野菜等事業実施要領第3の3の（1））。

この業務方法書は、県知事の承認を受ける必要があります。また、県知事が業務方法書を承認しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議する必要があります。業務方法書を変更する場合も同様の手續が必要となります。

なお、県法人は、業務方法書を制定し又は変更をしたときは、機構にその写しを提出します。

（3）共同出荷組織等

県法人と価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結できる共同出荷組織等の具体的要件は、次のとおりです。

ア. 共同出荷組織

共同出荷組織は、(5)の対象産地で生産される特定野菜等（以下「対象特定野菜等」といいます。）の生産者から当該対象特定野菜等の出荷の委託（生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含みます。）を受けて、当該対象特定野菜等を(6)の対象市場群に出荷する第VI-1表に掲げる組織となっています。

第VI-1表 県法人と価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結できる共同出荷組織一覧表

共同出荷組織	対象となる事業	
	特定野菜事業	特定指定事業
① 農業協同組合	○	○
② 農業協同組合連合会	○	○
③ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている団体	○	○
④ 森林組合	○	—
⑤ 森林組合連合会	○	—
⑥ 森林組合又は森林組合連合会が主たる構成員となっている団体	○	—
⑦ 対象特定野菜等の生産者が直接又間接の構成員となっている団体	○	○

注：○印が該当事業

なお、第VI-1表の③農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている団体、⑥森林組合又は森林組合連合会が主たる構成員となっている団体及び⑦対象特定野菜等の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体については、一定の要件を備えたもの等のうちから県知事が地方農政局長との協議により選定します（特定野菜等事業実施要領第3の3の(3)）。

イ. 相当規模生産者

相当規模生産者は、対象特定野菜等の作付面積が次に掲げる規模に達している生産者（法人格のない団体である場合は、2人以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限られています（特定野菜等事業推進通知6の(1)）。

なお、次の(i)の場合であって、当該対象特定野菜等がキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいである場合には、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象者であることが必要です（特定野菜等事業実施要領第3の3の(4)）。

(ア) 特定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね1.5ヘクタール、生しいたけにあってはその生産規模がおおむねほど木2.5万本相当以上

(イ) 指定野菜

当該対象特定野菜等の作付面積がおおむね2ヘクタール以上

(4) 特定野菜等

対象となる野菜は、次に掲げる①特定野菜、②指定野菜の2種類があります。そして、県法人が実際に事業の対象とするものは、これらの野菜のうちから県知事が選定した野菜です。

ア. 特定野菜

指定野菜に準ずる野菜として施行規則第8条に規定されている野菜で、同条において列挙されている29品目（アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ（乾燥したもの除去。）、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまのいも、れんこん）及び「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林

水産大臣が定めるもの」（特認野菜）として、県知事からの申請（特認野菜指定要請書）により、その消費量、生産事情、出荷事情等の面から定められている6品目（令和4年度現在、オクラ（高知県、鹿児島県及び沖縄県）、ししとうがらし（高知県）、にがうり（群馬県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）、みょうが（高知県）、らっきょう（鳥取県、宮崎県及び鹿児島県）及びわけぎ（広島県））の計35品目が定められています（特定野菜等事業推進通知の1）。

イ. 指定野菜

たまねぎ及びばれいしょを除く指定野菜12品目（ただし、その地区が既に他の指定野菜に係る対象産地として選定されているか、又はその地区を同時に他の指定野菜に係る対象産地としても選定しようとする場合の当該地区（以下「指定野菜に係る複合地区」といいます。）、特定野菜等事業推進通知2の(5)の野菜指定産地育成計画を樹立した地区（以下「野菜指定産地育成計画を樹立した地区」といいます。）及び中山間等地域にあっては、すべての指定野菜14品目（特定野菜等事業実施要領第3の2の（1）のイ））がこの事業の対象野菜です。

なお、対象特定野菜等であっても、価格差補給交付金等の交付を受けるには、共同出荷組織等が、当該対象特定野菜等を一定の出荷期間（対象出荷期間）内に対象市場群へ出荷したものであることが必要です。また、共同出荷組織等が出荷する対象特定野菜等は生産者からの委託品のみであって、生産者でない者の委託に係るものについては事業の対象になりません。誤って交付された場合は返還することとなりますので御注意ください。

加えて、これまで、運用上、卸売会社への委託出荷に係る対象特定野菜等のみを対象としていたのですが、市場取引の中で買付集荷の割合が高まる等の実態を踏まえ、このような買付集荷についても事業の対象に加えることとなりました。しかし、これはあくまで卸売会社の買付集荷であって、共同出荷組織等が生産者から買い付けて市場出荷した野菜は対象とはなりませんので、混同しないようにしてください。

(5) 対象産地

県知事は、特定野菜等の産地からの申請に基づいて、当該産地が次の要件に適合している場合に、地方農政局長と協議の上、その産地をそれぞれの事業の対象産地として選定します（特定野菜等事業実施要領第3の2の(2)）。

ア. 特定野菜事業

次に掲げる要件のすべてを備える地区

- (ア) 当該特定野菜の作付面積がおおむね5ha（こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつばその他県知事が農林水産省農産局長（以下「農産局長」といいます。）と協議して定める野菜にあってはおおむね3ha）以上であること。生じたけにあっては、その生産規模がおおむねほど木5万本相当以上であること。
- (イ) 当該産地から出荷される当該特定野菜の出荷数量のうち共同出荷組織等によるものがおおむね3分の2（その地区が既に他の特定野菜等に係る対象産地として選定されているか、又はその地区を同時に他の

特定野菜に係る対象産地としても選定しようとする場合の当該地区（特定野菜に係る複合地区）にあっては、おおむね2分の1。その区域内において、相当規模生産者又は共同出荷組織が主体となって産地強化計画を樹立した地区の場合にあっては、3分の1。）を超えているか、又は超える見込みが確実であること。

イ. 特定指定事業

次に掲げる要件のいずれかに該当する地区

(ア) 次に掲げる要件のすべてを備える地区

- ① 当該指定野菜（果菜類を除く。）の作付面積がおおむね10ha（指定野菜に係る複合地区にあってはおおむね7ha）、果菜類についてはおおむね5ha（指定野菜に係る複合地区にあってはおおむね3ha）以上であり、かつ、今後とも重要な野菜産地として存続することが確実であると見込まれること。
- ② 当該産地から出荷される当該指定野菜の出荷数量のうち共同出荷組織等によるものがおおむね2分の1（その区域内において、相当規模生産者又は相当規模生産者を含む共同出荷組織が主体となって産地強化計画を樹立した地区の場合にあっては、3分の1）を超えていること。
- ③ 当該指定野菜がキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいである場合には、需給均衡要領第2の1の（1）の生産出荷団体緊急需給調整事業の対象産地となること。

(イ) 野菜指定産地育成計画を樹立した地区

(ウ) 次に掲げる要件のすべてを備える中山間等地域の野菜産地

- ① 離島振興対策実施地域、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域又は過疎地域のいずれかに該当し、かつ、林野率がおおむね2分の1以上である市町村の区域であること。
- ② 当該指定野菜の作付面積がおおむね5ha（果菜類にあってはおおむね3ha）以上であること。

- ③ 当該産地から出荷される当該指定野菜の出荷数量のうち共同出荷組織等によるものがおおむね2分の1を超えていること。

(6) 対象市場群

価格差補給交付金等交付事業の対象とする市場等（以下「対象市場群」といいます。）は、第VI-2表の選定方法により県知事が選定した市場等であって、農産局長が定める全国の10ブロックに区分したものとなっています。県法人は、県知事が選定した市場等については県法人業務方法書等に明記する必要があります。明記の方法に定めはありませんが、実施細則の別表を参考してください（特定野菜等事業実施要領第3の2の（3））。

第VI-2表 価格差補給金等交付事業の対象市場群の選定方法

市場区分	選定方法	適用事業
① 指定野菜価格安定対策事業の対象市場群に含まれる市場等	県知事が定める。	特定野菜事業及び特定指定事業
② 野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適當と認められる地方卸売市場で上欄以外のもの	県知事が農林水産大臣と協議して定める。	特定野菜事業及び特定指定事業
③ 上記①及び②欄に掲げるほか、対象産地の属する県に所在する野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適當と認められる地方公共団体の助成に係る流通施設	県知事が農林水産大臣と協議して定める。	特定野菜事業

3. 価格差補給交付金等交付事業の仕組み

(1) 契約の締結

ア. 供給計画

県法人は、あらかじめ、共同出荷組織等が作成し、県知事の承認を受けた当該特定野菜等の供給計画に即して、当該共同出荷組織等と当該特定野菜等について書面により、交付予約数量、負担金等を定めた価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結します。

供給計画は、次の事項について、特定野菜等事業推進通知に定められた様式により作成します。

なお、共同出荷組織の場合には、あらかじめ対象産地の生産者等と共同して、この供給計画を作成する必要があります（特定野菜等事業実施要領第3の2の（2））。

(ア)月別生産計画に関する事項

(イ)対象市場群別及び月別の出荷計画に関する事項

(ウ)対象出荷期間別及び対象市場群別の交付予約計画数量に関する事項並びに特定野菜事業については特例45、特例50又は特例60、特定指定事業については特例50、特例55、特例65又は特例70を行う場合にあってはこれに関する事項

(エ)共同販売の推進に関する事項（相当規模生産者を除く。）

(オ)その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

(カ)特例45、特例50又は特例55（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを対象とする場合を除く。）を行う場合にあっては、産地強化計画

共同出荷組織等から供給計画の提出を受けた県知事は、当該対象特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案して適当と認めるときは、地方農政局長と協議して承認する必要があります。また、県知事は、この供給計画を承認したときは、当該共同出荷組織等及び県法人にその旨を通知します。

イ. 交付予約

契約の締結の方法は、共同出荷組織等が県法人業務方法書で定められた様式により価格差補給交付金等の交付に関する申込書を県法人に提出し、県法人はこれに対する承諾を行う方法がとられています。

県法人が共同出荷組織等と契約を締結する場合には、当該共同出荷組織等の供給計画及び直近の出荷実績数量と交付予約数量との整合性について点検してください。

また、共同出荷組織においては、その構成会員の出荷実績数量を踏まえた交付予約数量となるように適切な確認を行ってください。

契約の締結を行う場合、収入保険と価格差補給金等交付事業は同時利用できないことから、共同出荷組織にあっては委託生産者、特定相当規模生産者（相当規模生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいいます。）にあってはその構成員に対し、収入保険に関する周知等について、次のとおり行うこととしています（特定野菜等事業実施要領第6の1、2）。

(ア) 価格差補給金等交付事業の利用期間が収入保険の保険期間と重複する場合、同時利用の特例を利用している者を除き収入保険の保険資格者に該当しないことを周知する。

(イ) 収入保険の保険関係が成立した者又は成立する見込みのある者（収入保険に申込みをしたことがない者で、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に申込みをする者を除く。）は、(ア)の周知内容を理解した上で、共同出荷組織（JA等）又は特定相当規模生産者に対し、価格差補給金等交付事業を利用しない意思及び期間を書面（以下この章で「申告書」といいます。）により、当該利用しない期間が始まる前に申告する。また、共同出荷組織は、申告が適切に行われるよう促す。

なお、申告書を受けたその上で、共同出荷組織又は特定相当規模生産者は、交付申込みの前に価格差補給金等交付事業を利用しない委託

生産者又は特定相当規模生産者の構成員から提出があった申告書について、その申告書の内容を踏まえて交付予約の申込みを行うようにしてください。

また、交付予約の申込み後に特定相当規模生産者の構成員、相当規模生産者又は委託生産者において、収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合は、交付予約数量の減少による変更又は解約ができるようにしてください（特定野菜等事業実施要領第3の3の（2）のク）。

なお、価格差補給金等交付事業と収入保険の同時利用の発生を防ぐため、収入保険の実施主体との間で、互いの事業の利用状況についての問合せに対して回答できるようにしておく必要があります。このため、申告書の提出の際は、「価格差補給金等交付事業の適正な実施を図るため、委託生産者の同事業の利用状況について、収入保険の実施主体に必要な範囲において情報提供する場合がある」旨の個人情報の取扱いについて同意を書面で取っておくように努めてください。

（2）事業実施上の基本事項

ア. 業務区分

県法人が共同出荷組織等と価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結して業務を行う単位が業務区分であり、これは指定野菜価格安定対策事業と同様に、対象特定野菜等と対象市場群と対象出荷期間の3つが組み合わされたものです。県法人は、この業務区分ごとに、後に述べる業務対象年間、保証基準額、最低基準額及び資金造成単価を定め、共同出荷組織等の申込みを受けることとなります。

対象出荷期間については、特定野菜事業は特定野菜等事業推進通知の別表1に、特定指定事業は特定野菜等事業推進通知の別表2にそれぞれ定められています（特定野菜事業の対象出荷期間は第VI-1図参照。特定指定事業の対象出荷期間は、指定野菜価格安定対策事業と同じ。）。

また、県法人は、特定野菜等事業推進通知の別表1及び別表2に掲げる

同一の対象出荷期間の業務区分に係る対象特定野菜等ごとに当該対象出荷期間を月ごとに分割する業務区分を定めることができます。

なお、冬春ピーマンの4月1日から6月15日まで及び冬レタスの10月16日から11月30日までに係る業務区分を除き、分割した月の日数が17日未満の月については、その月と接続している月に加えることとされています。

また、対象市場群に属する市場等については、先に述べたとおり、かなりの数を選定できますが、業務区分はその個々の市場等ごとに設けるのではなく、それらの市場等をブロックごとにまとめた対象市場群ごとに設けることになっています。まとめるブロックの単位は、指定野菜価格安定対策事業と同様、全国で10ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）となっており、当該ブロック内にある市場等が業務区分で使用する対象市場群となります。

第VI-1図 特定野菜事業の対象出荷期間区分（令和4年度）

種別	重要特定野菜 特定野菜等の名称	月	月											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
葉茎菜類	こまつな		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	しゅんぎく		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	ちんげんさい		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	ふき		←→	←→			←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	みずな		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	みつば		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	みつば		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	根みつば		←→	←→					←→	←→	←→	←→	←→	←→
	にら		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	アスパラガス	○	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
洋菜類	カリフラワー						←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	セルリ		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	ブロッコリー	○	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
果菜類	かぼちゃ	○	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	スイートコーン	○	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
果実的野菜	いちご		←→	←→										
	すいか		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	メロン		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
豆類	えだまめ		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	グリーンピース		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	さやいんげん		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	さやえんどう		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	そらまめ		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
根菜類	かぶ		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	ごぼう		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	れんこん		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
土物類	かんしょ		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	しょうが		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	にんにく		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	やまのいも		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
その他	生しいたけ		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
(特認野菜)	オクラ		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	しおとうがらし		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	にがうり		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	みょうが		←→	←→					←→	←→	←→	←→	←→	←→
	らっきょう		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	わけぎ								←→	←→	←→	←→	←→	←→

1. 重要特定野菜欄に○印のある品目は、農林水産省農産局長が定める重要な特定野菜である。
2. 上記対象出荷期間以外に、月ごとに対象出荷期間の設定ができる。

イ. 業務対象年間

県法人は、価格差補給交付金等の交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めます。業務対象年間はこの事業の契約期間ともいべきものです。ただし、その間において価格差補給交付金等の交付により、価格差補給交付金等交付事業を行うための準備金（以下「交付準備金」といいます。）として積み立てた資金が著しく減少し、そのままでは業務を継続することが困難となった場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、最低基準額に関する特例の機会を与える必要がある場合、収入保険の実施に伴い必要がある場合、その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮して、新たに3年間以上の業務対象年間を設け、交付準備金を積み立てる（造成する）こととなります。

このように、業務対象年間の途中において、価格差補給交付金等の交付に伴う交付準備金の不足分の再造成を行う場合には、すべて業務対象年間を短縮して行うことになり、これ以外の場合、例えば、共同出荷組織等が既造成業務区分の交付予約数量の増加を希望する場合等については契約の変更を行い、残りの業務対象年間については、継続して事業を実施することになります（特定野菜等事業実施要領第3の3の(7)のア）。

ウ. 保証基準額

保証基準額は、対象特定野菜等の対象市場群における旬別平均販売価額（共同出荷組織が対象産地の生産者から委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては、月別）の加重平均販売価額（消費税相当額を除く。）に相当する額。ただし、対象出荷期間の旬別の日数が7日未満の旬については、その旬の販売価額を当該対象出荷期間内その旬と接続する旬に加えます（特定野菜等事業実施要領第3の3の(7)のウの(ア)））がその額を下回つ

たときに価格差補給交付金等が交付されることとなる基準価額で、特定野菜等事業推進通知の別表に定められています。

過去、保証基準額については種々の計算方式が用いられていましたが、昭和 60 年度から、指定野菜価格安定対策事業と同様、過去の市場価格を物価指数等で修正した価格の平均（平均価格）をベースに特定野菜事業にあっては平均価格×0.8、特定指定事業にあっては平均価格×0.9により算出されています。

エ. 最低基準額

最低基準額は、価格差補給交付金等が交付されることとなる平均販売価額の下限で、特定野菜等事業推進通知の別表に定められています。したがって、対象特定野菜等の対象市場群における平均販売価額が最低基準額を下回った場合、その下回った額の分については交付の対象とされません。

最低基準額は、特定野菜事業にあっては標準的には平均価格の 55% 相当、特定指定事業にあっては 60% 相当です。この額を低く定めると価格差補給交付金等の交付の対象となる価額の範囲が大きくなりますが、一方、交付準備金の造成のための共同出荷組織等の負担も大きくなり、めったにないと思われる価格低落にまで対処するためにあらかじめ大きな負担をかけることから、標準的な最低基準額を定めています。

一方、共同出荷組織等の選択によって、特定野菜事業にあっては平均価格の 45% 相当（特例 45）、同 50% 相当（特例 50）、同 60% 相当（特例 60）、特定指定事業にあっては平均価格の 50% 相当（特例 50）、同 55% 相当（特例 55）、同 65% 相当（特例 65）あるいは同 70% 相当（特例 70）をもって最低基準額とみなす特例申込みの途も開かれています。

オ. 特例申込み

先に触れたように、最低基準額の水準は、価格差補給交付金等の単価とあらかじめ造成しなければならない交付準備金の水準に影響を与えることになります。

価格の下落は、野菜の種類や出荷時期等によりかなり態様が異なるので、共同出荷組織等により「価格差補給交付金等は少なくともよいから負担金もなるべく少ないほうがよい」という考え方と、逆に、「価格が下落したときはなるべく多くの価格差補給交付金等を受けたいのでそれ相応の負担金はあらかじめ拠出する」という考え方があると思われます。そこで、共同出荷組織等が自動的に選択できるように、価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の申込みに当たって特例申込みの途が開かれていますので、当該申込みに当たっては、価格の低落状況等を勘案して、どの申込みを選択するのか十分検討することが大切です（特定野菜等事業実施要領第 3 の 3 の（2）のキ）。

なお、特例の種類ごとの最低基準額は第 VI-3 表のとおり「みなす」最低基準額となります。

第VI-3表 特例申込み区分と申込要件

事業名	特例の種類	最 低 基 準 額	申 込 要 件
特定野菜事業	特例45	最低基準額の11分の9に相当する額を 最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、 県知事の認定が必要
	特例50	最低基準額の11分の10に相当する額を 最低基準額とみなす	
	特例60	最低基準額の11分の12に相当する額を 最低基準額とみなす	
特定指定事業	特例50	最低基準額の6分の5に相当する額を 最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、 県知事の認定が必要
	特例55	最低基準額の12分の11に相当する額を 最低基準額とみなす	産地強化計画を策定し、 県知事の認定が必要 (キャベツ、秋冬だいこん 、たまねぎ及び秋冬 はくさいを除く。)
	特例65	最低基準額の12分の13に相当する額を 最低基準額とみなす	
	特例70	最低基準額の6分の7に相当する額を 最低基準額とみなす	

注：錢未満は四捨五入します。

カ. 資金造成単価

県法人は、交付準備金をあらかじめ造成し準備しておく必要があります。

その造成する額の基準となるのが資金造成単価であり、前述の保証基準額、最低基準額とともに特定野菜等事業推進通知の別表に定められています。

この額は、(保証基準額-最低基準額) × 0.8 の算式により定められています。

なお、特例の種類ごとの資金造成額は第VI-4表のとおりとなります。

第VI-4表 特例の種類別資金造成単価

事業名	特例の種類	資 金 造 成 単 価
特定野菜事業	特例45	資金造成単価の5分の7に相当する額
	特例50	資金造成単価の5分の6に相当する額
	特例60	資金造成単価の5分の4に相当する額
特定指定事業	特例50	資金造成単価の3分の4に相当する額
	特例55	資金造成単価の6分の7に相当する額
	特例65	資金造成単価の6分の5に相当する額
	特例70	資金造成単価の3分の2に相当する額

注：錢未満は四捨五入します。

(3) 交付準備金の造成

指定野菜価格安定対策事業の場合は、機構において必要な資金の総額を造成しますが、価格差補給金交付事業については、県法人が交付準備金として必要な資金を造成する必要があります（特定野菜等事業実施要領第3の3の(5)）。

交付準備金は、共同出荷組織等の負担金及び県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として県法人に交付された資金からなり、県法人はこれを業務区分ごと、共同出荷組織等ごとに積み立てます。一般的には交付準備金は共同出荷組織等の負担金と県の補助金をもって造成されます。そして、共同出荷組織等の負担金の割合は県法人業務方法書に定めることになっていますが、農林水産省は、共同出荷組織等の負担金額と県から交付される補助金額とが原則として均等となるように指導しています。

また、その他の共同出荷組織等以外の者とは、市町村、農協連（共同出荷組織等が農協の場合）等をいい、これらの者が交付準備金の一部を負担する場合があります。

県法人は、造成した交付準備金については、業務区分ごとに区分して経理することが義務づけられています。

この交付準備金の額は、業務区分ごとに共同出荷組織等別必要造成額の合計額以上の額と定められています。

共同出荷組織等別必要造成額は、次により算出された額（1円未満の端数は切上げ）となります。

ア. 特定野菜事業の場合

○算式：共同出荷組織等別準備金総額(資金造成単価×交付予約数量。以

$$\text{下同じ。}) \times \frac{2}{3}$$

ただし、特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜（アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーの4品目。以下「重要特定野菜」といいます。）については次のとおり。

○算式：共同出荷組織等別準備金総額× $\frac{1}{2}$

イ. 特定指定事業の場合

(ア) 当該業務区分に昭和60年度以前には価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結していないで、61年度以降に当該契約を締結した共同出荷組織等

○算式：共同出荷組織等別準備金総額× $\frac{1}{2}$

(イ) 当該業務区分に昭和60年度以前から継続して価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等で、年度当初に資金残額があり、引き続いて当該契約を締結した共同出荷組織等

①追加造成が必要な共同出荷組織等（共同出荷組織等別準備金総額>前期残存共同出荷組織等別準備金総額）

○算式：(共同出荷組織等別準備金総額－前期残存共同出荷組織等別準備金総額) × $\frac{1}{2}$ + 前期残存共同出荷組織等別必要造成額

注1：「前期残存共同出荷組織等別準備金総額」は、直前の業務対象年間の共同出荷組織等別準備金総額から当該業務対象年間において、当該共同出荷組織等に対して交付された価格差補給交付金額（交付済額）を差し引いて得た額です。

2：「前期残存共同出荷組織等別必要造成額」は、直前の業務対象年間の共同出荷組織等別必要造成額から、その額に当該直前の業務対象年間における当該共同出荷組織等の価格差補給交付金の交付率（交付済額÷直前の業務対象年間の共同出荷組織等別準備金総額）を乗じて得た額を差し引いて得た額です。

②追加造成が必要でない共同出荷組織等（共同出荷組織等別準備金総額≤前期残存共同出荷組織等別準備金総額）

○算式：共同出荷組織等別準備金総額×（前期残存共同出荷組織等別必要造成額÷前期残存共同出荷組織等別準備金総額）

(4) 価格差補給交付金等の交付及び当該交付に至るまでの留意事項

県法人は、対象市場群に属する市場等の卸売会社等の発行する仕切書や買付計算書の売買データに基づき、業務区分ごとに、対象特定野菜等の旬別に平均販売価額を算出します。旬別平均販売価額が保証基準額を下回ったときに、共同出荷組織等に対し価格差補給交付金等を交付することになります。

価格差補給交付金等の交付額の算出は、次の手順で行うことになりますが、各段階での注意事項を記載しましたのでよく確認するようしてください（特定野菜等事業実施要領第3の3の（7）のウ）。

ア. 県法人による売買データ等の点検

（ア）売買データ等の脱漏がないようにしてください。特に、農協合併に伴う農協名や農協コードの変更による農協の漏れはないか、新たに対象産地となった農協が漏れていないか等に注意してください。

（イ）一方で、売買データ等について、対象特定野菜等や卸売会社等の名称などを確認の上、対象産地外のものや対象市場群以外に出荷されたものが含まれていないかどうかチェックします。

なお、平均販売価額は旬ごとに計算しますので、売買データの発行が遅れたもの、後日訂正されたものについては、確認が必要です。この場合、共同出荷組織等で仕切書や電子データの基になった帳票等を確認してもらうようにしてください。後日訂正された仕切書は、通常、実際の売立日が別記されているので注意してください。

（ウ）売買データは、売立日別に整理し、対象特定野菜等の等級、階級欄に記載された表示により規格品（県法人業務方法書で定める規格に適合するもの。以下同じ。）であるかどうかを確認し、規格外品が含まれている場合には除きます。

（エ）さきにも触れたように、共同出荷組織が生産者から買い付けて市場出荷したものは事業の対象になりません。

（オ）販売金額については、卸売金額から消費税相当分を控除した額ですので、このことにも留意してください。

イ. 共同出荷組織等による売買データの確認

アの売買データの点検に当たっては、基本的には出荷の実態を把握している共同出荷組織等に、売買データの脱漏の有無、規格品と規格外品の区分、出荷実績数量、販売金額等を確認してもらうことが必要です。

ウ. 平均販売価額及び価格差補給交付金等の単価の算定

共同出荷組織等による売買データの確認後、県法人は旬ごとに集計し、規格品の販売金額の計を規格品の出荷実績数量の計で除して旬別平均販売価額を算出します。この場合、対象出荷期間の旬の日数が7日未満の旬（例えば、春キャベツ5月16日～6月30日の5月16日～5月20日の5日間）については、その旬の出荷実績数量、販売金額を当該対象出荷期間内のその旬（5月16日～5月20日の5日間）と接続している旬（5月21日～5月31日）に加えて算出することになります。

こうして算定した旬別平均販売価額が保証基準額を下回った場合は、価格差補給交付金等の単価を算出することになります。

なお、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等の単価は錢の位までとし、錢未満の端数は四捨五入します。

この価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに、保証基準額から旬別平均販売価額を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額となります。ただし、旬別平均販売価額が最低基準額（特例申込みの場合の「みなし」最低基準額を含みます。）以下に下落した場合に、価格差補給交付金等の単価が資金造成単価を上回ったり、あるいは下回ったりするケースが見られますが、このような場合は指定野菜價格安定対策事業と同様、資金造成単価を価格差補給交付金等の単価として用います。

また、最低基準額を下回ったとき、特定野菜事業について特例45又は特例50、特定指定事業について特例50又は特例55の申込みを行った共同出荷組織等の対象特定野菜等の出荷実績数量と供給計画の出荷数量との差の数量の供給計画に対する割合が5分の1以上になった場合の価格差補給交付金等の単価は、キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいについては特例55を申し込んだときの資金造成単価が、その他

の対象特定野菜等は特定野菜等事業推進通知の別表の資金造成単価が適用されます。

エ. 価格差補給交付金等の交付額の算出

業務区分ごとの共同出荷組織等別の価格差補給交付金等の交付額は、
ウで求めた旬別の価格差補給交付金等の単価に旬別交付対象数量（価格
差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量をいう。）を乗
じて得た額の合計額です。

（価格差補給交付金等の交付の対象としない数量）

価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は、次のとおりです（特定
野菜等事業推進通知の11の（1）のイ、（2））。

ア 共同出荷組織にあっては、委託生産者が共同出荷組織に対して、申告し
た価格差補給金等交付事業を利用しない期間における出荷を委託した数量
イ 相当規模生産者にあっては、当該相当規模生産者が県法人に対して、
申告した価格差補給金等交付事業を利用しない期間における出荷を委託
した数量（相当規模生産者が、特定相当規模生産者であって、その一部
の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用し
ない期間における出荷数量に限る）

また、旬別交付対象数量は、当該共同出荷組織等が当該旬に当該業務
区分の対象市場群に出荷した数量ですが、当該共同出荷組織等の当該業
務区分の対象出荷期間内に出荷した数量が交付予約数量よりも多いとき
は、交付予約数量を対象出荷期間内に出荷した数量に対する当該旬に出
荷した数量の割合によって旬別に按分した数量となります。

価格差補給交付金等の交付に関する具体的な計算方法については、指定
野菜価格安定対策事業の価格差補給交付金等の計算のところで詳しく述べ
てありますのでここでは省略しますが、この事業を行う県法人が特に注意
すべき点は次のとおりです。

ア. 旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等の単価は、銭単位（銭未満

の端数は四捨五入）まで計算すること。

イ. 対象出荷期間内の出荷数量が交付予約数量より多い場合の旬別交付対
象数量の按分は次の方法によること。

交付予約数量に

$$\text{旬別出荷割合} \left(\frac{\text{当該旬の出荷数量}}{\text{対象出荷期間内の出荷数量の合計}} \right) \times 100\%$$

を乗じて、旬別交付対象数量を算出する。

（ア）旬別出荷割合の計算は、原則として小数第3位を四捨五入し小数第2
位まで算出する。

なお、その結果、当該出荷期間内の全旬の計が100.00とならない
場合は、次により100.00となるよう調整する。

①小数第3位の数値のうち大きい方から順次切り上げるか、又は小さい
方から順次切り捨てる。

②小数第3位の数値が同じ場合は、小数第4位以下の大い方から順次
切り上げるか、又は小さい方から順次切り捨てる。

③小数第4位以下の数値も全く同じ場合は、出荷数量の多い方から順次
切り上げるか、又は少ない方から順次切り捨てる。

（イ）旬別交付対象数量の計算は小数第1位を四捨五入し、kg単位で算出す
る。

その結果、旬別交付対象数量の計が交付予約数量に合致しないとき
は次により調整する。

① 小数第1位の数値のうち大きい方から順次切り上げるか、又は小さい
方から順次切り捨てる。

② 小数第1位の数値が同じ場合は、出荷数量の多い方から順次切り上
げるか、又は少ない方から順次切り捨てる。

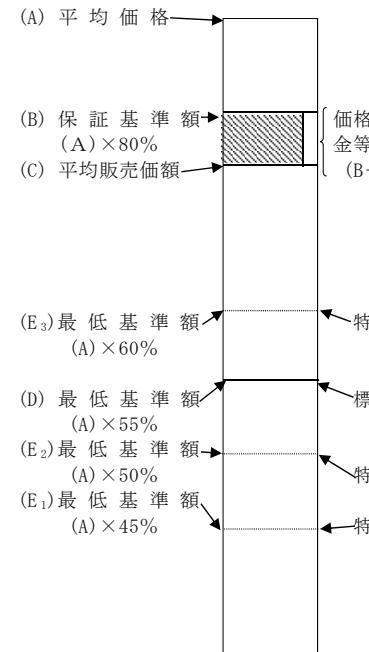
（ウ）交付する価格差補給交付金等の金額の計算は、共同出荷組織等ごとに円
単位（円未満の端数は四捨五入）まで算出すること。

県法人は、交付する価格差補給交付金等の金額が確定したときは、機構から当該金額に対応する価格差補給助成金の交付を受け、この助成金と交付準備金から交付すべき額とを合わせた額を価格差補給交付金等として、共同出荷組織等に対し、県法人業務方法書に定められている手続によって交付します。

以上説明したような県法人が行う価格差補給交付金等交付事業に対して、機構はその助成を行いますが、その仕組みは第VI-2図のとおりです。

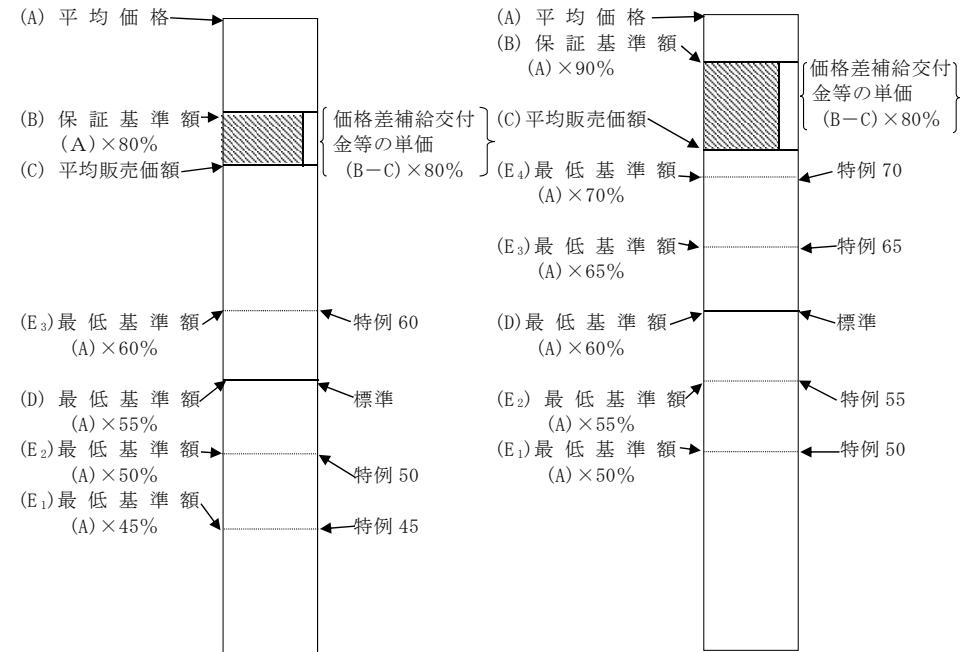
第VI-2図 特定野菜等の価格差補給交付事業の仕組み

1. 特定野菜事業



- (1) 資金造成の分担
機構 1/3 (重要特定野菜は 1/2)
県法人 2/3 (重要特定野菜は 1/2)
- (2) 負担区分
国 1/3 (重要特定野菜は 1/2)
県 } 2/3 (重要特定野菜は 1/2)
- (3) 特例 45、特例 50 又は特例 60 は共同出荷組織等の選択制

2. 特定指定事業



- (1) 資金造成の分担
機構 1/2
県法人 1/2
- (2) 負担区分
国 1/2
県 } 1/2
- (3) 特例 50、特例 55、特例 65 又は特例 70 は共同出荷組織等の選択制

4. 価格差補給助成金の交付

機構は、価格差補給助成金の交付の財源として、国からの補助金により特定野菜等供給産地育成価格差補給助成資金を造成しています。

価格差補給助成金は、機構が認定した県法人の特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業実施計画書（以下「実施計画書」といいま

す。)に記載された業務区分に係る価格差補給交付金等に対し、当該県法人の申請に基づき交付します。

業務区分ごとの価格差補給助成金の交付額は、特定野菜事業にあっては、共同出荷組織等に交付すべき価格差補給交付金等の金額（以下「要交付価格差補給交付金等金額」といいます。）に3分の1を乗じて得た額（円未満の端数は切捨て、重要特定野菜については2分の1を乗じて得た額）の合計額が限度となります。特定指定事業にあっては、次の算式により得た額の合計額が限度となります。

$$\text{○算式：価格差補給助成金} = A - \left(A \times \frac{B}{C} \right)$$

A : 要交付価格差補給交付金等金額

B : 共同出荷組織等別必要造成額

C : 共同出荷組織等別準備金総額

5. 価格差補給助成金の交付の手順

(1) 価格差補給交付金等交付事業実施計画の認定

県法人は、対象特定野菜等の業務区分ごとに、共同出荷組織等別の業務対象年間、交付予約数量、共同出荷組織等別準備金総額及びその拠出者別交付準備金額並びに共同出荷組織等別必要造成額等を記載した実施計画書を実施細則別記様式第24号により作成し、業務対象年間の最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は県法人業務方法書で定める契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までに機構に提出し、その認定を受けます。

実施計画書の提出に当たっては、県法人と共同出荷組織等との間で締結された価格差補給交付金等の交付に関する契約書又は共同出荷組織等からの申込書とそれに対する県法人からの承諾書の写し等を添付します。

実施計画書には、次の事項を記載します。

- ① 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の業務対象年間
- ② 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の交付予約数量
- ③ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別準備金総額、交付準備金額及びその拠出者別拠出金額並びに共同出荷組織等別必要造成額
- ④ 特定指定事業に係るものであって、昭和60年度以前から継続して価格差補給交付金等の交付に関する契約を締結している業務区分にあっては、当該業務区分に係る共同出荷組織の共同出荷組織等別必要造成額及びその積算根拠
- ⑤ 対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等別の価格差補給助成金の交付限度額
- ⑥ その他事業の実施に必要な事項

また、特例45、特例50、特例55、特例60、特例65又は特例70の契約を行うときは、その旨を実施計画書に明記します。

機構は、実施計画書の提出を受けたときは、その記載内容を審査し、特定野菜等事業実施要領及び業務方法書等に定められているところに適合していると認めた場合は、当該実施計画を認定し、当該県法人にその旨を通知します。

業務対象年間の第2年度目以降において、交付予約数量の増加又は特定野菜等事業実施要領第3の3の(2)のカの規定に基づく供給計画等の変更に伴い、実施計画が変更されたときは、その変更計画を実施計画書の作成方法に準じて作成し、機構に提出しなければなりません。この場合の提出期限は、当該業務区分に係る対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は県法人業務方法書で定める価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までとなっています（特定野菜等事業実施要領第4の1）。

(2) 価格差補給助成金の交付の申請

県法人は、対象特定野菜等の卸売価格が低落し、機構の認定を受けた実施計画に基づき共同出荷組織等に対して価格差補給交付金等を交付しようとするときは、価格差補給助成金交付申請書を作成し、機構に申請します（特定野菜等事業実施要領第4の2）。

この価格差補給助成金の交付については、平成15年10月1日から施行された機構法第17条により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）が準用されることとなりました。これは、独立行政法人たる機構が行う補助業務については、国が行う補助業務と同様に、公共性の高い業務として、その適正な執行を確保する必要から、実行性の確保された措置が必要であるとの観点によるものです。

機構は、このような補助事業を適正に推進するための必要な事項を定めた特定野菜等助成金交付要綱を制定しました。

平成15年10月1日以降、県法人が機構に価格差補給助成金の交付申請を行う場合は、この特定野菜等助成金交付要綱別紙様式第1号（変更申請の場合は、別紙様式第2号）により行うことになります。交付申請書は「交付申請（兼概算払請求）書」となっていますが、内容は、従来と同様、業務区分ごとに、当該業務区分に係る旬別の出荷実績数量、販売金額、平均販売価額、価格差補給交付金等の単価、交付対象数量及び価格差補給交付金等の金額、また、当該業務区分に係る交付予約数量、価格差補給助成金額及び交付準備金額（特定指定事業については、別紙としてさらに当該業務区分に係る共同出荷組織等別必要造成額及び共同出荷組織等別準備金総額が必要です。）、共同出荷組織等別価格差補給交付金等の金額その他特記すべき事項を記載し、当該業務区分に係る対象特定野菜等の出荷実績数量及び販売金額に係る旬別の集計表を添付することとなっています。

交付申請書は従来と同様、対象出荷期間の終了後2ヵ月以内に機構に提出していただくことになりますが、価格差補給交付金等の交付の迅速化が

求められていますので、今後ともより厳格に期限を遵守していただくことが必要です。万一提出期限を経過して交付申請を行なう場合には、理由を明記していただくことになっています（特定野菜等助成金交付要綱第4の2）。機構は、交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、当該県法人に対して価格差補給助成金を交付します。

なお、これまでに年度別に交付した価格差補給助成金等は別掲のとおりとなっています。

(3) 報告等

県法人は、共同出荷組織等に対し価格差補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく、特定野菜等助成金交付要綱別紙様式第3号により機構に報告します。

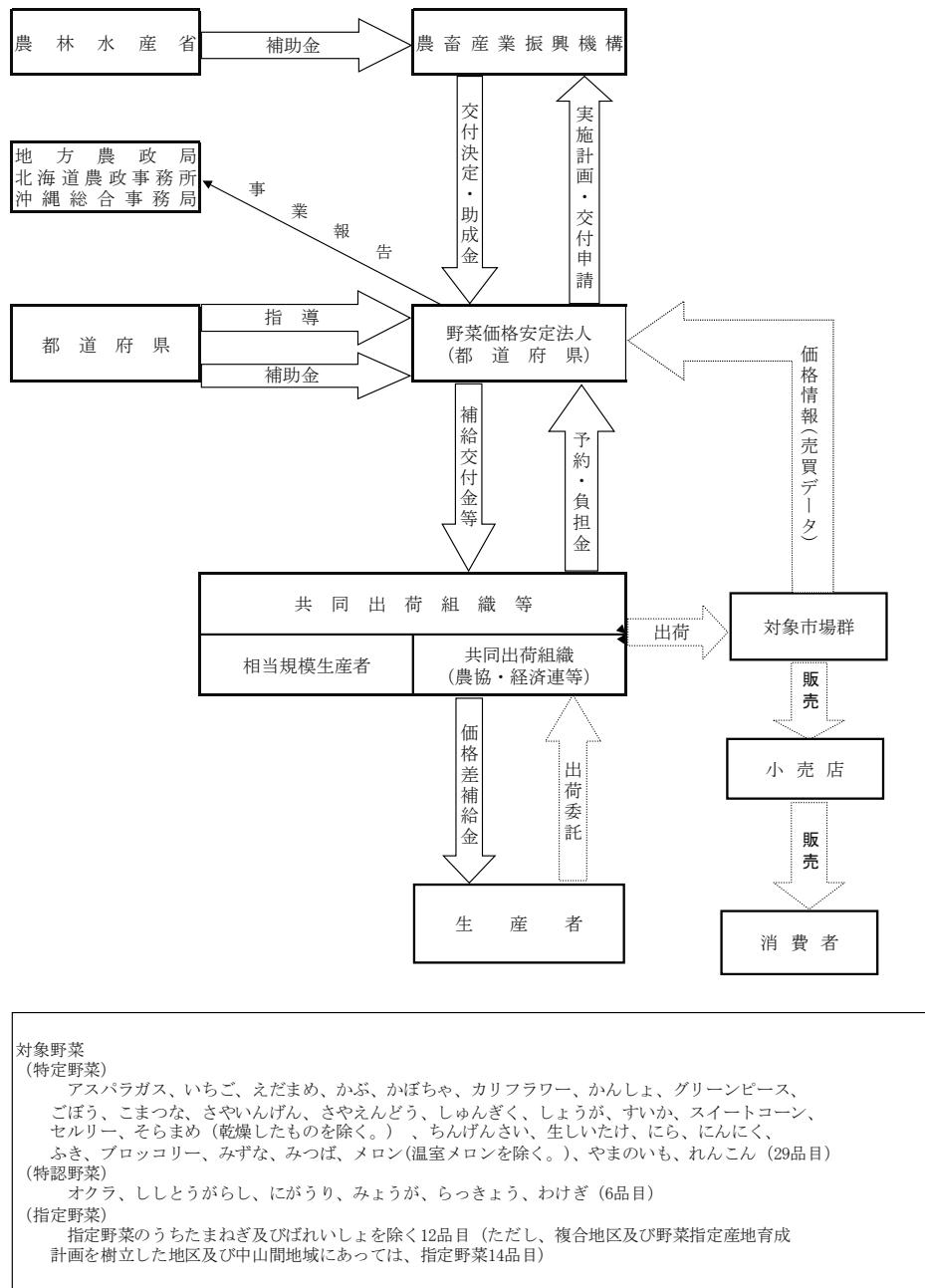
また、この事業に適正化法が準用されたことに伴い、県法人は、機構の会計期間である4月1日から翌年3月31日までに交付を受けた価格差補給助成金に係る価格差補給交付金等について、翌年度の4月30日までに特定野菜等助成金交付要綱別紙様式第4号により機構に事業実績報告書を提出します。

このほか県法人は、事業の実施状況を特定野菜等事業推進通知の別記様式第4号により、地方農政局長に報告します。

以上説明した事務手続きの流れは第VI-3図のとおりです。

6. 価格差補給金の交付基準の策定と適正・迅速な交付の実施

第IV-3図 事務手続きの流れ



(1) 価格差補給金の交付基準の策定

機構では、指定野菜価格安定対策事業について、価格差補給金の交付の適正な実施に資するため、「指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給金の交付の指針について」（平成15年10月1日付け15農畜機第381号。以下「交付の指針」といいます。）を策定し、登録出荷団体に通知しています。この交付の指針は、価格差補給金の交付に当たり基本的な事項を定めており、これを基に、各登録出荷団体及びその構成会員である農協等に対して書面で価格差補給金を交付する基準を定めるよう求めております。

県法人から共同出荷組織に交付された価格差補給交付金についても、最終的には共同出荷組織又は当該組織の構成会員から対象特定野菜等の出荷の委託を受けた生産者に対し、価格差補給金として交付されなければなりません。

この交付の方法については、野菜法、特定野菜等事業実施要領、特定野菜等助成金交付要綱及び県法人業務方法書等に基づき行う必要がありますが、共同出荷組織が適正に価格差補給金を交付するためには、交付の「基準」を定めることが適当です。

そのため、県法人は、共同出荷組織及び当該組織の構成会員に対して、この交付の指針に準じて価格差補給金を交付する基準を定めるよう指導してください。

(2) 適正・迅速な価格差補給交付金の交付の実施に向けて

近年、本事業の対象とならない未加入構成会員や対象産地外等の売買データの混入、配分計算から生産者への振込み交付に至る書類、帳票類の未整備等に起因した価格差補給金の返還事例が散見されます。

返還については平成15年10月1日以降は変更交付申請を行うことになりました。このような事態を防止するためには、県法人の確認はもちろんですが、基本的には出荷の実態を把握している共同出荷組織等の確認が不可欠です。

このため、

ア. 共同出荷組織等においては、県法人から確認のため売買データ等が送付された場合には当該データ等を速やかに出荷の実態を把握している担当者が確認すること、状況に応じて複数名による抽出点検を行うこと、この場合、負担金を負担していない者（又は農協）が含まれていないかどうかの点検も行うこと、誤記入等があった場合には、速やかに県法人へ連絡等を行うこと等を励行していただき、

イ. 県法人においては、共同出荷組織等と緊密に連絡をとるとともに、共同出荷組織等の職員に対する本事業に関する内容、事務処理の留意点等に係る研修を適宜実施する等適切な指導を行ってください。

さらに、価格差補給交付金等の交付は、生産者の経営の安定に資するものであり、次年度の対象特定野菜等の安定供給を図る観点から、迅速に生産者まで交付する必要があります。

このため、県法人は、売買データ等の確認後、できるだけ速やかに平均販売価額を算定するとともに、価格差補給交付金等の交付が必要となった場合には、機構に価格差補給助成金の申請を行う（注：対象特定野菜等の対象出荷期間終了後2ヵ月以内）等の手続を行い、価格差補給助成金を受領した後は価格差補給交付金等を共同出荷組織等に速やかに交付してください。

なお、県法人から機構への価格差補給助成金の交付の申請は、さきにも触れましたように、対象特定野菜等の対象出荷期間の終了後2ヵ月以内となっていますが、実際の交付申請の状況をみると、県法人によっては、内部手続の都合等により、2ヵ月を大幅に上回っている例があります。価格差補給交付金等の交付の迅速化が求められていますので、速やかなる価格差補給助成金の交付申請をお願いします。

また、県法人は、共同出荷組織に対して、価格差補給交付金の受領後、出荷数量を基礎として適正かつ迅速に生産者に価格差補給金を交付するよう指導してください。

県法人は、都道府県の指導の下で事業を行うこととなっておりますので、このような生産者への価格差補給金の適正かつ迅速な交付を含めた共同出荷組織等への指導については県の協力を得て行ってください。

VII 契約特定野菜等安定供給促進事業

契約特定野菜等安定供給促進事業（以下「契約特定野菜等事業」といいます。）は、「V契約指定野菜安定供給事業」と同様の趣旨で、平成14年の野菜法の改正により創設された事業です。

1. 事業の概要

この事業は、機構が野菜法第14条の規定に基づき、県法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施する場合に特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜等事業」といいます。）と同様に助成金を交付する事業です。

この事業の対象とする野菜、産地、共同出荷組織等は特定野菜等事業と同じで、事業内容は契約指定野菜安定供給事業に準じています。価格差補給交付金等交付事業（以下「価格低落タイプ」といいます。）、出荷調整補給交付金等交付事業（以下「出荷調整タイプ」といいます。）及び数量確保費用交付金交付事業（以下「数量確保タイプ」といいます。）から成り立っています。

注：契約特定野菜等事業においても、収入保険の保険関係が成立した者又は成立する見込みのある者は、価格低落タイプを利用し、その利用期間が保険期間と重複する場合、収入保険の保険資格者に該当しないこととなります。また、収入保険に関する対応については、契約指定野菜安定供給事業に準じて行います。

2. 事業の仕組み

（1）契約の締結

県法人は、あらかじめ共同出荷組織等が作成し、県知事の承認を受けた当該特定野菜等の供給計画に則して、当該共同出荷組織等と当該対象特定野菜等について、書面により、交付予約数量、負担金等について、価格差補給交付金等、出荷調整補給交付金等又は数量確保費用交付金の交付に関する契約を締結することになっています。

この際に、共同出荷組織等は、実需者等との間の契約書の写しの他、出荷計画、契約取引に関する生産者一覧（農協等一覧）、事業に係る調査等に関する協力文書等を添付してください。

また、事業のタイプを次の中から選択してください。

- ア. 価格低落タイプ
- イ. 出荷調整タイプ
- ウ. 数量確保タイプ
- エ. アとイの組合せ
- オ. イとウの組合せ

なお、供給計画は、特定野菜等事業に準じ次の事項について定めるものです。

- （ア）月別生産計画に関する事項
- （イ）契約取引・非契約取引別及び旬別の出荷計画に関する事項
- （ウ）対象出荷期間別の交付予約計画数量に関する事項
- （エ）共同販売の推進に関する事項（相当規模生産者を除く。）
- （オ）その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

（2）実需者等との取引契約の締結

共同出荷組織等は、県法人への交付予約の前に、実需者等との契約（以下「取引契約」といいます。）の締結を済ませておいてください。

この取引契約の契約書には、契約の対象となる特定野菜等の種類、特定野菜等の供給期間、契約数量、契約価格、数量確保タイプでは数量に不足が生じた場合における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の供給に関する事項等を定めが必要になります。

（3）交付準備金の積立て

- ア. 交付準備金の積立ては県法人で行います。
- イ. 契約特定野菜等安定供給促進助成金を含む資金造成の負担割合は、共同出荷組織等（1／3）、県（1／3）、国（1／3）です。

（4）機構による事業の発動指標の公表

機構は、平均取引価額（全国10ヶ所の卸売市場の卸売価格の全国平均）を算定し、これを発動指標として、以下のタイプごとに交付金が交付される基準を満たしているか否かをインターネットを通じて公表しています。

機構のホームページのアドレスは、次のとおりです。

【<https://www.alic.go.jp/operation/vegetable/stability-price.html>】

ア. 「価格低落タイプ」の発動要件

旬ごとに、当該旬の平均取引価額が保証基準額を下回ること。

イ. 「出荷調整タイプ」の発動要件

日ごとに、その前日の平均取引価額が発動基準価額を下回ること。

ウ. 「数量確保タイプ」の発動要件

旬ごとに、当該旬の平均取引価額が指標価額を上回ること。

平均価格：卸売市場の過去6カ年の卸売価格を元に算出した価格

保証基準額：平均価格の90%

発動基準価額：平均価格の70%

指標価額：平均価格の130%

(5) 交付申請書の審査

ア. 県法人は、対象出荷期間終了後、共同出荷組織等から交付申請書を受け付けます。

イ. 県法人は交付金等の交付申請書を審査します。

対象数量、交付金単価、発動要件を満たす時期の出荷等であるか等を、販売実績集計表等で確認します。

(ア) 価格低落タイプの場合

・県法人は、販売実績集計表等により、実際の取引価額が低落しているか、指標となる市場の価格と連動性があるか等を確認します。

(イ) 出荷調整タイプの場合

・県法人は販売実績集計表等により、出荷数量等を確認します。

・県法人は出荷調整等が適切に行われたかを確認します。

(ウ) 数量確保タイプの場合

①共同出荷組織等が自らの市場出荷分を契約数量分の不足分に充当（仕向先変更）した場合は、販売実績集計表等により、市場出荷の計画数量と実績数量を確認します。

②県法人は、共同出荷組織等が仕向先変更をしてもなお契約数量を満たせず、その不足分を市場等から購入して充当した場合は、販売実績集計表等により、当該特定野菜等を市場等から購入したこと、生産者が生産した対象特定野菜等を実需者等に出荷していること、生産者が市場等か

ら購入した当該特定野菜等を実需者等に出荷したこと等を確認します。

(6) 県法人による交付金等の交付

県法人は、交付金等の交付申請書の審査の結果、適當であると認められる場合には、共同出荷組織等に対して、タイプごとに次のとおり、交付金等を交付します。

ア. 価格低落タイプの場合

保証基準額と平均取引価額（又は最低基準額）との差額の9割を交付金単価として、旬別の実需者への出荷数量（旬別の出荷数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各旬に按分した数量）を乗じて得た額を交付します。

イ. 出荷調整タイプの場合

平均価格か契約価額のいずれか低い額の7割（ただし、申込期限が令和5年8月30日以前である業務区分については4割）を交付金単価として、出荷調整した数量（出荷調整相当数量（発動旬の出荷調整相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各発動旬に按分した数量））を乗じて得た額を交付します。出荷調整相当数量の算定は、V契約指定野菜安定供給事業の5の（2）のイを参照してください。

ウ. 数量確保タイプの場合

①市場に出荷する予定のものを契約取引に回した場合（仕向先変更）には、平均取引価額と契約価額の差額の7割を交付金単価とします。②仕向先変更をしても充足できず、市場等から購入した場合には、実際の購入価額と契約価額の差額の9割を交付金単価とします。なお、補てんの上限となる購入限度価額は、旬ごとに契約価額の150%、200%、300%、400%の選択です。

このようにして算出した交付金単価に、①の場合は、充当見込相当数量（発動旬の充当見込相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各発動旬に按分した数量）を、②の場合は、購入数量（発動旬の購入数量の合計が「交付予約数量から充当見込相当数量を控除した数量」を上回る場合は、「交付予約数量から充当見込相当数量を控除した数量」を各発動旬に按分した数量）をそれぞれ乗じて得た額を交付します。充当見込相当数量の算定は、V契約指定野菜安定供給事業の5の（2）のウを参照してください。

なお、各タイプの交付予約数量の按分は、V契約指定野菜安定供給事業の5の（2）のアからウまでを参照してください。

（7）県法人による調査等の実施

- ア. 県法人は、契約の内容、交付金の交付状況に関する確認及び調査のため、共同出荷組織等や実需者から資料その他の情報の提供を求めることができます。
- イ. 県法人は、不正受給が発覚した場合には不正受給者の公表等のペナルティ措置を採ることができます。

3. 契約特定野菜等安定供給促進事業実施計画の認定

県法人は、対象事業（タイプ）ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等との業務対象年間、交付予約数量、共同出荷組織等別準備金総額、交付準備金額及びその拠出者別交付準備金額並びに共同出荷組織等別必要造成額、さらには契約特定野菜等安定供給促進助成金の交付限度額等を記載した契約特定野菜等安定供給事業実施計画書を機構の業務方法書実施細則別記様式第26号により作成し、業務対象年間の最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知。以下「契約特定野菜等事業実施要領」といいます。）第4の2の補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までに機構に提出し、その認定を受けます。

実施計画の提出に当たっては、県法人と共同出荷組織等との間で締結された補給交付金等の交付に関する契約書又は共同出荷組織等からの申込書とそれに対する県法人からの承諾書の写し等を添付します。

機構は、実施計画の内容が契約特定野菜等事業実施要領の定めるところに適合していると認めたときは、当該実施計画を認定し、その旨を当該県法人に通知します。

業務対象年間の第2年度目以降において、交付予約数量の増加又は契約特定野菜等事業実施要領第4の2の（1）の規定に基づく供給計画などの変更に伴い、実施計画が変更されたときは、その変更計画を実施計画の作成方法に準じて作成し、機構に提出しなければなりません。この場合の提出期限は、当該業務区分に係る対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までとなっています。

4. 契約特定野菜等安定供給促進助成金の交付の申請

県法人は、機構の認定を受けた実施計画に基づき共同出荷組織等に対して補給交付金等を交付しようとするときは、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請書を作成し、機構に提出します。

交付申請書には、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱（以下「契約特定助成金交付要綱」といいます。）別紙様式第1号により、対象事業（タイプ）ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの、当該業務区分に係る交付申請金額及びその積算の基礎となる交付予約数量、交付対象数量並びに補給交付金等金額、さらには、交付準備金額及び必要造成額、その他必要な事項等を記載します。

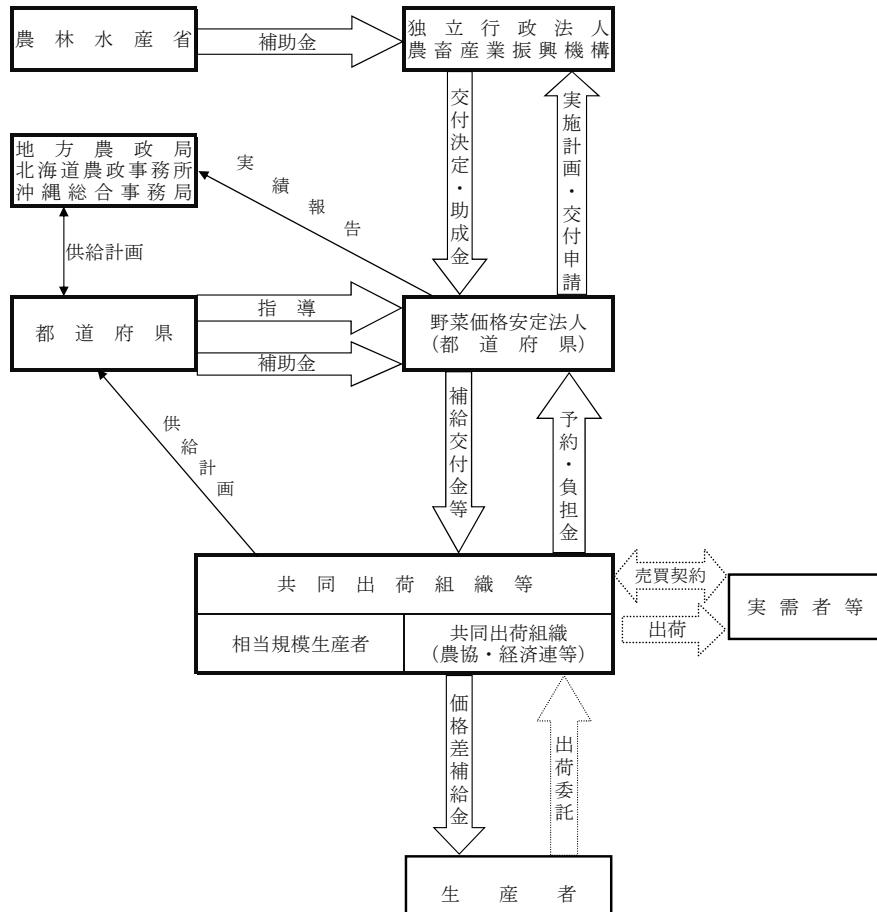
交付申請書の申請期限は、対象出荷期間の終了後3ヵ月以内となっています。機構は、交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、当該県法人に対して助成金を交付します。

5. 報告等

県法人は、助成金の申請を行った業務区分に係る補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく、契約特定助成金交付要綱別紙様式第3号により機構に報告します。また、毎年度、本事業の実績も機構に報告します。

このほか県法人は、事業の実施状況を「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知）の別記様式第5号で定める様式により、地方農政局長に報告します。

第VII-1図 事務手続きの流れ



VIII 契約野菜収入確保モデル事業

本事業は、野菜の加工・業務用需要に対応した契約取引への支援を強化するため、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領第2の2による事業として、平成23年度にモデル的に創設された事業です。

令和5年度からは、①確実な契約履行のために契約数量以上に作付けを行った野菜に対して、価格低落時に出荷調整を行う場合に補填を受けられるタイプ（出荷調整タイプ）と、②中間事業者を対象に、契約数量の確保のために市場等から対象野菜を調達した場合に補填を受けられるタイプ（数量確保タイプ）の2つのタイプにより野菜の契約取引の推進を図っています（収入補填タイプは、令和元年度、出荷促進タイプは、令和4年度をもってそれぞれ廃止）。

なお、この事業の実施については、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知）別記5の別添の契約野菜収入確保モデル事業及び契約野菜収入確保モデル事業補助実施要領（平成23年4月1日付け22農畜機第5298号）に則して進めています。

1. 事業内容

(1) 出荷調整タイプ

生産者等が、実需者等との間で契約を締結した後に、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時には場又は集出荷場において対象野菜の廃棄を行った場合において、当該生産者等に対し、機構が交付金を交付します。

(2) 数量確保タイプ

中間事業者が、実需者等との間で契約を締結した後に、特定の生産者等から仕入れる予定であった野菜について、天候その他やむを得ない事由で当該生産者等から仕入れる数量が減少し、実需者等との間で契約した野菜と同一

の野菜を確保する必要がある場合であって、卸売市場等からその調達を行った場合に、当該中間事業者に対し、機構が交付金を交付します。

2. 事業の要件等

(1) 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス（14品目）で、新たな属性を付加することとならない簡易な処理を行ったものを含みます。

(2) 事業実施主体

出荷調整タイプの事業実施主体は、生産者等（①対象品目の生産者、②③の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合及び事業協同組合並びにこれらの連合会、③その他生産者が構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける団体のいずれかに該当する者）です。

数量確保タイプの事業実施主体は、中間事業者（生産者等から対象品目を買い受け、その原体又はカット等の加工（すり潰し、塩蔵、加熱及び冷凍等の加工度合いの大きいものを除きます。）を行ったものを他の事業者に販売することを業とする者）です。また、数量確保タイプの事業実施主体は、生産者等と機構が定める仕入計画書を取り交わすことが必要です。

(3) 対象契約

対象契約は、書面による実需者等との間で数量・価格を定めた契約です。口頭契約の場合であっても、機構が定める契約内容確認書を締結したものは、対象契約となります。

なお、当該契約を対象とした他の野菜関係事業に重複して申し込むことはできません。

(4) 実需者等

実需者等は、公募開始月の前月の直近1年間において事業実施主体と対象品目の取引があった者のうち、①食品製造・加工業者、②小売業者、③中間事業者のいずれかに該当する者です。

ただし、事業実施主体と親子会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。（生産者と③中間事業者を「一体的な者」と見なした上で、この者と①から③のいずれかの者と対象契約を締結した場合は例外となります。）

(5) 補助限度額

補助限度額は、対象品目の生産者は750万円、それ以外の者は1,500万円を申込区分ごとに補助限度額の範囲内で応募できます。

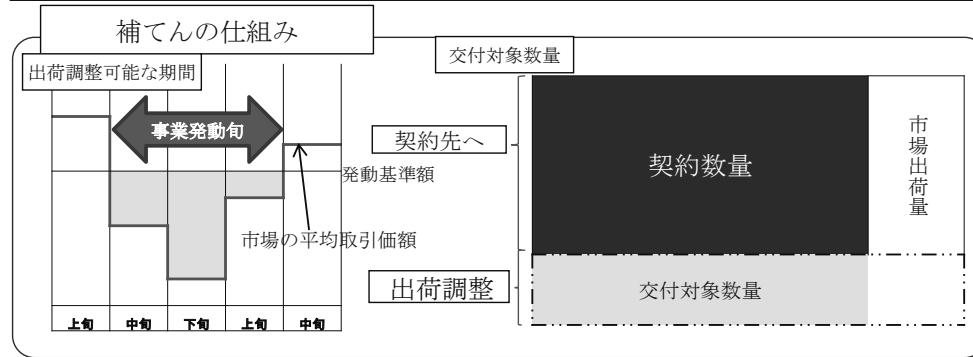
3. 積立金の積立て

事業実施主体は、対象出荷期間の開始前に、専用口座等に交付金の限度額となる積立金を積み立てます。専用口座等は、積立金の額が把握できるものに限られています。積立金は、機構が事業実施計画を認定した日から交付決定した日までの間において専用口座等で積み立てし、この間の途中で積立金を取り崩した場合、当該期間中の最も少ない残額を限度に交付金を交付することとなります。

4. 事業の仕組み

(1) 出荷調整タイプ

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で出荷調整（産地廃棄等）を行った場合に、平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70%を交付。



加入から交付金交付のイメージ（例）

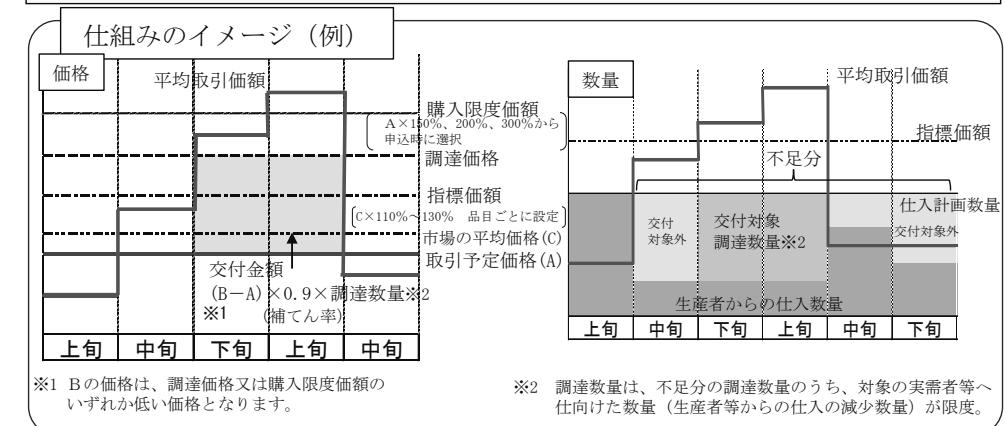
積立金額	
【事業の応募内容】	事業実施主体が積み立てる積立金額 =申込数量×(平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70%) ÷ 2
契約価格	80円/kg
契約数量	100トン
申込数量	30トン
※平均価額が契約価格を下回る場合は平均価額の70%が基準となります。	
交付金額	
契約出荷数量	100トン
出荷調整数量	30トン
市場出荷数量	70トン
計画契約出荷数量	100トン
計画市場出荷数量	60トン
機構からの交付金額 =交付対象取引数量×(平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70%) ÷ 2 =((30トン+100トン+70トン)×100トン÷(100トン+60トン)-100トン)×56円÷2 =25トン×56円÷2 =70万円	

注意事項

- 交付金の適切かつ効率的な活用の観点から、申込・交付対象となる数量には次のように制限を設けています。
 - 1 交付対象となる契約数量は、同実需者との同種別の契約取引過去3ヶ年の取引数量の最大値が上限となります。
 - 2 申込数量の上限は、交付対象となる契約数量の30%が限度です。
 - 3 出荷調整数量全てが交付対象数量とならない場合があります。
※詳細については公募要領を参照ください。
 - 出荷調整（は場廃棄等）を実施する場合は、事前に機構への申出が必要となります。

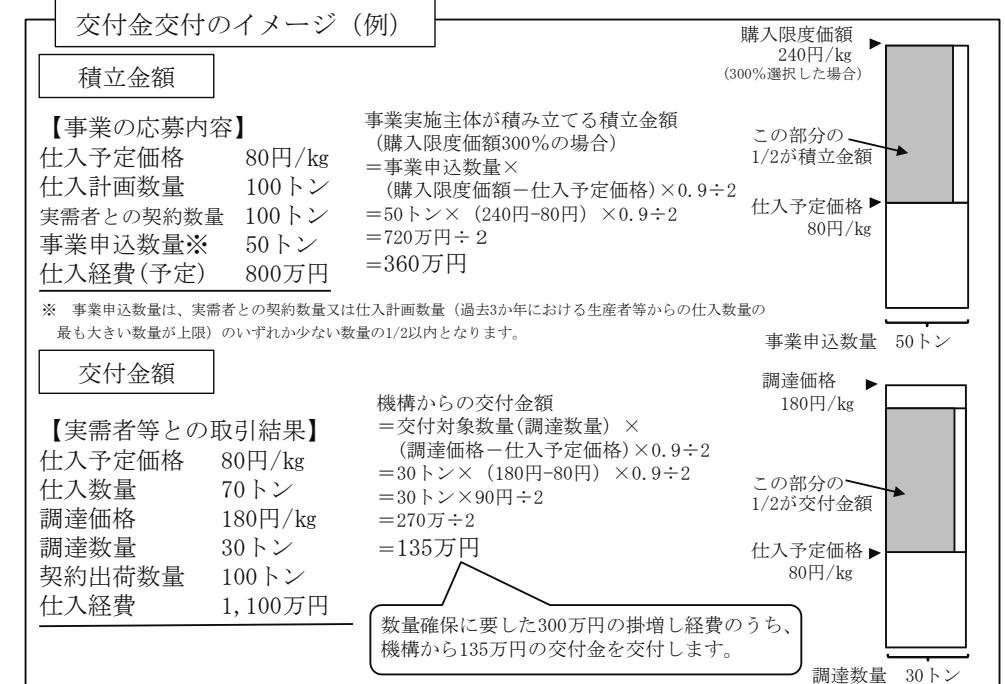
(2) 数量確保タイプ

実需者等との間で定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格との差額（=掛増し経費）の一部を交付。



※1 Bの価格は、調達価格又は購入限度価額のいずれか低い価格となります。

※2 調達数量は、不足分の調達数量のうち、対象の実需者等へ仕向けた数量（生産者等からの仕入の減少数量）が限度。



IX 緊急需給調整事業

野菜の中でも流通量が多く、露地栽培のため天候の影響を受けやすいことから価格変動の大きい品目（キャベツ、たまねぎ等）については、価格と供給の安定を図ることが極めて重要です。このため、これらの価格が著しく低落した場合に産地調整等の緊急需給調整対策を実施し、生産者の次期作への生産意欲を維持することにより、野菜の生産出荷の安定を図る必要があります。

1. 事業の種類

緊急需給調整事業には、以下の事業があり、これら事業を的確に実施することにより効果的な緊急需給調整が図られるようになっています。

- (1) 生産出荷団体緊急需給調整事業
- (2) 緊急需給調整推進事業

2. 生産出荷団体緊急需給調整事業の内容と仕組み

(1) 事業の概要

登録出荷団体等が、供給計画を作成し、重要野菜又は調整野菜（以下「重要野菜等」といいます。）の卸売価格が著しく低落し、若しくは低落するおそれがあると見込まれる場合又は著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると見込まれる場合に、相互に協議して緊急需給調整を実施した場合、機構は当該登録出荷団体等に対し、緊急需給調整費用交付金を交付します。

項目	内 容
重要野菜	春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい
調整野菜	春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス、冬レタス
対象期間	1事業年度
緊急需給調整の種類	産地調整（出荷促進・出荷抑制）、加工用販売、市場隔離（その他市場隔離、有効利用用途）
緊急需給調整費用 交付金の負担割合	国 80%、登録出荷団体等 20%

(2) 補てん内容

ア. 低落時の対策

(ア) 産地調整（出荷抑制）

重要野菜等の出荷を抑制するため、出荷抑制を実施します。

生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成します。

(イ) 加工用販売、市場隔離（その他市場隔離）

重要野菜等の出荷を抑制するため、当初市場向けであったもののうち、供給過剰分を新たな加工用途に出荷します。

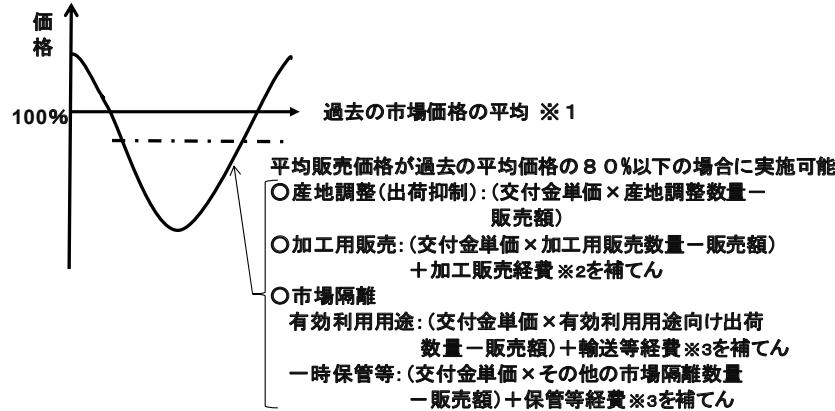
また、その他の市場隔離として一時保管等を実施します。

生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成します。

(ウ) 市場隔離（有効利用用途）

重要野菜等の出荷を抑制するため、加工、飼料化、フードバンクへの提供等の有効利用に努めます。

生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成します。



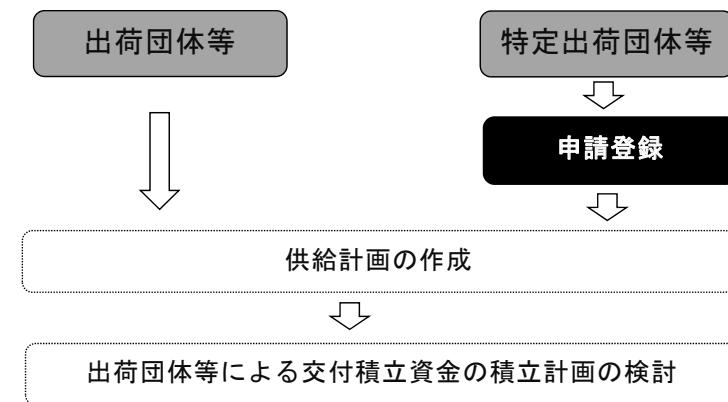
※1 平均価格は、対象出荷期間中に対象市場に出荷された野菜の過去6年間の卸売市場価格の平均。

※2 加工用販売に要した経費は加工用販売額を限度とする。

※3 算定式中にある販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として、これに経費を加えるものとする。

(3) 事業の流れ

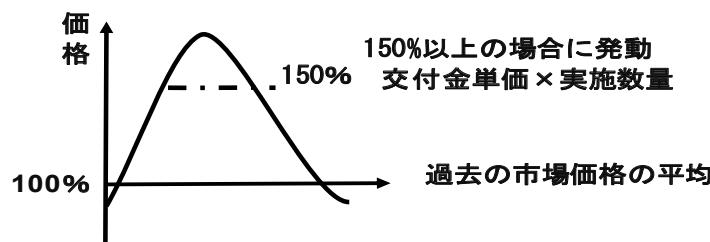
緊急需給調整費用交付金交付事業の流れ



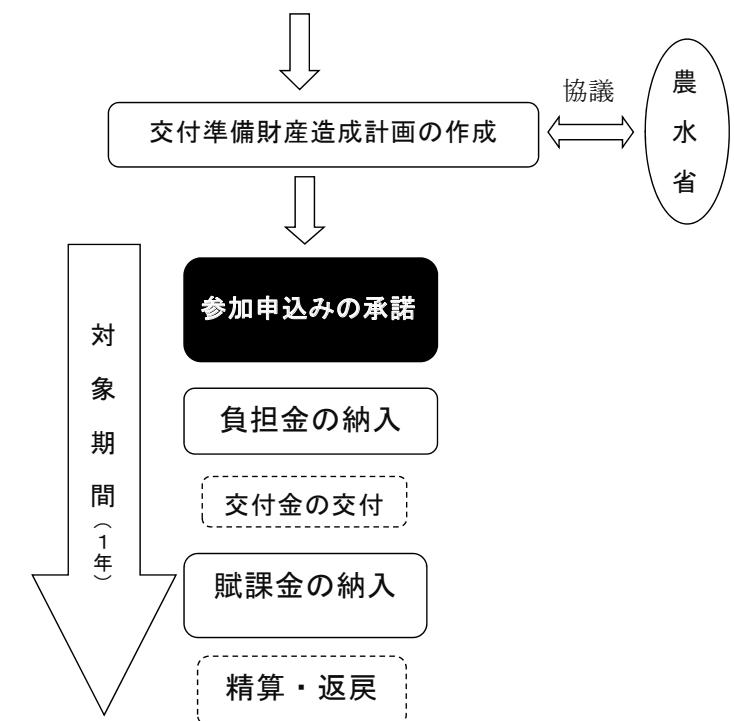
イ. 高騰時の対策（産地調整（出荷促進））

重要野菜等の出荷を促進するため、早取り等により出荷促進を実施します。

生産者に対して、平均価格の3割相当分を助成します。

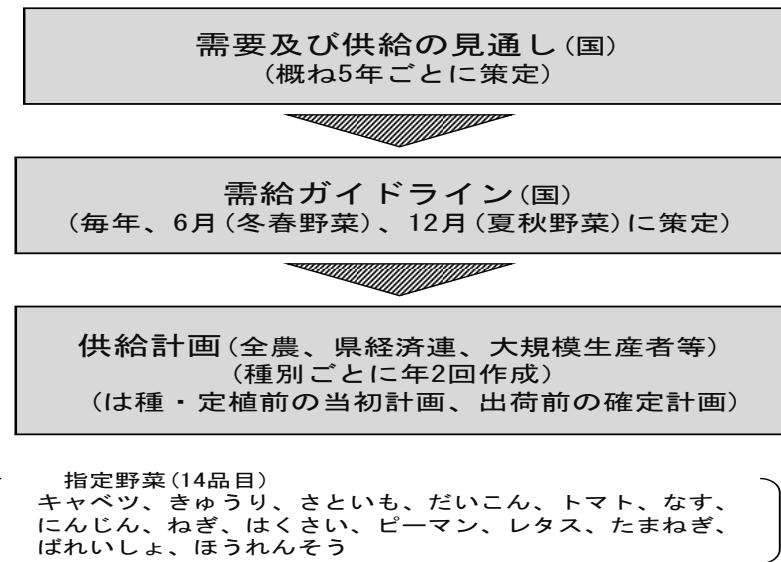


参加申込み(2月末)



ア. 供給計画の策定

国は、野菜を安定的に消費者に供給するため、需給ガイドライン等を策定し、全農などの登録出荷団体等はそれらを踏まえた供給計画を作成し、供給計画に基づく生産・出荷を推進しています。



イ. 登録申請（特定出荷団体等）

指定野菜価格安定対策事業又は特定野菜等供給産地育成価格差補給事業のいずれにも登録されていない者のうち、一定規模以上の特定出荷団体等については、当機構への登録申請が必要になります。

(ア) 登録を受ける資格を有する特定出荷団体等

対象出荷期間中の対象品目の出荷量が 1,000 トン以上（レタス 500 トン以上。）（過去直近 3 年間の平均値で満たしていることが必要。）である出荷団体（①農業協同組合、②農業協同組合連合会、③事業協同組合、④協同組合連合会又は⑤農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている法人その他の団体）及び生産者

（①個人、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人及び④農業者の組織する団体）となっています。

(イ) 機構に提出する登録申請書

登録にあたっては、申請書に添付書類を添えて機構に提出していくだけ必要があります（野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領（以下「実施要領」といいます。）第3の1の（2））。

また、登録を受けた特定出荷団体等（以下「登録特定出荷団体等」といいます。）が登録簿に記載された対象野菜の種別を変更しようとする場合も同様に、変更申請書を提出しなければなりません。

①出荷団体

定款（農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている法人その他の団体にあっては定款又は規約）、事務所の所在地、代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに事業協同組合及び協同組合連合会にあっては委託関係を有することを証明する書面及び過去直近 3 年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

②生産者のうち個人

過去直近 3 年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

③生産者のうち前号以外のもの

定款又は規約、事務所の所在地並びに代表者の役職及び氏名を記載した書面並びに法人格のない団体にあっては 2 以上の者が出荷を共同して行っていることを証明する書面、過去直近 3 年間の作付面積及び月別出荷数量を示す書面

(ウ) 登録簿への登録

機構は、特定出荷団体等から書類を受理した場合には、登録を申請した特定出荷団体等が①要件を満たしていないとき、②登録を取消され（取消しの要件は ウの(ウ)を参照）、その取消しの日から 3 年を経過しないときを除き、登録簿に登録します（実施要領第3の（3）の①）。

登録簿に登録したときは、登録特定出荷団体等及び当該対象野菜が生産される地区をその区域内に含む都道府県知事に通知を行います（実施要領第3の1の（3）の③）。

ウ. 登録後の報告等

（ア）報告

登録特定出荷団体等は、登録をした年度の翌年度から毎年、緊急需給調整事業への参加申込みをする期限までに、登録簿に記載された対象野菜の前年度の出荷数量及び当該年度の出荷計画数量を書面で機構に報告しなければなりません。ただし、登録特定出荷団体等の資格を喪失した旨の届出があった場合は、この限りではありません。

（イ）届出

登録特定出荷団体等が、その資格を失い、又は名称、事務所の所在地（個人の場合は氏名又は住所）、代表者の役職及び氏名、定款や規約に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で機構に届け出なければなりません。

（ウ）登録の取消し

機構は、登録特定出荷団体等に、登録特定出荷団体等たる資格の喪失、解散又は死亡があったときは、その登録を取り消します（実施要領第3の4の（1）の①）。

また、登録特定出荷団体等が、①1年間緊急需給調整費用交付金の交付に関する申込みを行わなかったとき、②負担金の納入、緊急需給調整費用交付金の交付その他機関に対する義務の履行を怠ったとき、③機関の業務を妨げる行為をしたとき、④法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの実施要領に違反し、その他故意又は重大な過失により、機関の信用を失わせるような行為をしたときは、登録を取り消すことができます（実施要領第3の4の（1）の②）。

なお、機関は、登録の取り消しを行った場合には、その旨及びその理由を明らかにした書面をもって、当該登録特定出荷団体等、当該登録特定出荷団体等の地区をその区域内に含む都道府県知事に書面で通知します（実施要領第3の4の（3））。

（エ）登録の取消しの申請

登録の取消しには、（ウ）のような登録の要件を欠く場合等のほか、登録特定出荷団体等からの登録の取消しの申請に基づいて行う場合があります（実施要領第3の5）。

この場合、登録特定出荷団体等は、機関の事業年度の終わりの日の6ヵ月前までに、当該事業年度の終わりの日に登録を取り消すべき旨を書面により申請します（実施要領別記様式第6号）。これにより、機関は、当該登録特定出荷団体等の登録を当該事業年度の終わりに取り消します。ただし、機関の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、当該事業年度の終わりと異なる日に登録を取り消す場合があります。

なお、機関は、このようにして登録の取消しを行った場合には、（ウ）と同様の相手先に同様の方法で通知します。

エ. 事業への参加申込み

（ア）事業に参加しようとする登録出荷団体等は、重要野菜等の需給及び価格の動向、緊急需給調整等の実施状況を踏まえ、原則として対象期間の開始日の一ヶ月前に、交付金の交付に当てるための交付積立資金の総額を定めた計画（以下「積立計画」といいます。）を作成し、機関に申し込みます。

（イ）次の場合は事業への参加が必須となります。

① 指定野菜価格安定対策事業において重要野菜又は調整野菜に関し交付予約の申込を行う場合

② 指定野菜供給産地育成価格差補給事業における対象産地（野菜指定産地育成計画を樹立した産地及び中山間等地域を除く。）で

あって、キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいに
関し交付予約の申込を行う場合

(イ) 交付積立資金の総額は、内訳として、種別ごと及び申込期限（IV の3（1）の申込期限をいう。）ごとの交付積立資金の額を、次の計算式により算出（以下「計算値」といいます。）した上で求めるものとします。

$$\text{●計算値} = (\text{交付予約数量(kg)} + \text{調整数量(kg)}) \times 5\% \times$$

$$\text{交付金単価(円/kg)} \times \text{負担率} \times \text{生産者負担割合(1/5)}$$

注1) 「交付予約数量」は、出荷団体等に係る事業を実施する年度（以下「事業実施年度」という。）の前年度の数量（当該前年度の数量がない場合は、事業実施年度の数量）を用いるものとし、重要野菜の種別に係るものにあってはア及びイの合計の数量、調整野菜の種別に係るものにあってはアの数量とする。

ア 野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領（以下「指定野菜事業実施要領」という。）第6の1の交付予約に係る数量

イ 交付等要綱別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「特定野菜等事業実施要領」という。）第4の1の(4)のイの交付予約数量（都道府県の区域を管轄する出荷団体にあっては、当該出荷団体及びその傘下の団体に係る交付予約数量の合計値）

注2) 前年度及び事業実施年度の「交付予約数量」が無い場合は、野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号農林水産省生産局長通知）第1の2の(1)の規定に基づく供給計画書のうち、産地区分の「野菜指定産地の対象市場群」の計の前年の数量（当該前年度の数量がない場合は、本年の数量）を上限とした数量とする。

注3) 「調整数量」は、計算値の算定に当たり、注1) のとおり事業実施年度の前年度の交付予約数量を用いる場合で、事業実施年度において実施要領第2の2に掲げる対象野菜の出荷に關し、登録出荷団体若しくは業務方法書第164条第1号のイに定める共同出荷組織との間に委託關係のある生産者、又は登録生産者若しくは特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。）の構成員（以下「委託生産者等」という。）の農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険の保険關係が成立した、又は成立する見込みがある場合において、これら農業経営収入保険の保険關係が成立した者（野菜価格安定対策事業の同時利用者を除く。）について、当該交付予約数量に關し、以下に掲げる減算又は加算の調整を行う数量とする。

ア 当事業に参加しない委託生産者等に係る数量は減算

イ 事業実施年度において当事業に参加しようとする委託生産者等に係る数量は加算

注4) 事業実施年度において、注1及び注2のいずれの予約数量もない種別又は交付予約の予定のない種別については、交付積立資金の額の計算を要しないものとする。

注5) 交付金単価は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知）別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業（以下「推進通知」という。）別表第5に基づくものとする。

注6) 負担率は、指定野菜事業実施要領第6の2の(2)の対象野菜ごとに農産局長が別に定める負担率とする。

(エ) 積立計画に基づき金銭を機構に納入することになりますが、機構に過年度の交付積立資金及び過積立金を有する場合には、これらの資金を積立計画に充てすることができます。また、これらの資金が積立計画の必要額に満たない場合や新たに交付積立資金を積み立てる

意思を示した場合等には、必要に応じて金銭の納入額等を調整します。その納入に関しては、オの(ウ)及びカを参照してください。

(オ) 登録出荷団体等は、交付積立資金は登録出荷団体等の間で相互に融通し事業実施することができるとされていることを踏まえ、積立計画を作成するものとします。

オ. 交付準備財産造成計画

(ア) 機構は、対象期間の開始前に申込みをした登録出荷団体等（以下「参加申込団体等」といいます。）の積立計画の交付積立資金の額及び対象期間中の参加申込み等を考慮して、参加申込団体等から納入される資金（以下「負担金」といいます。）で造成する交付積立資金及びこれに4を乗じた額の国の補助金で造成する資金（以下「補助金資金」といいます。）をもって造成する交付金の交付に必要な資金（以下「交付準備財産」といいます。）の上限額を定めた交付準備財産造成計画を作成し、農産局長に協議します。

(イ) 機構は、農産局長との協議後、参加申込団体等に参加の承諾を通知します。この通知には、参加申込団体等ごとに交付準備財産の額及び当該参加申込団体等が出荷団体等の間で相互に融通できる交付積立資金の上限額（以下「融通上限額」といいます。）を定めた計画（以下「交付資金計画」といいます。）を記載します。

(ウ) 機構は、前年度の交付積立資金及び過積立金を充当しても、事業実施年度の交付積立資金の必要額に満たない場合や参加申込団体等が新たに負担金を納入したい場合等には、参加の承諾の通知に際して納入すべき負担金の額及び納入期限を示します。

カ. 負担金の納入

参加を承諾された登録出荷団体等（以下「契約出荷団体等」といいます。）のうち、機構から納付すべき負担金の額を示された場合には機構が定める期限（①対象期間開始前の事業参加申込みに係る負担金は、承諾

の一月後、②途中参加申込み及び参加変更申込みに係る負担金は、出荷期間の開始の日の前日又は承諾の日から一月後のいずれか遅い日）までに負担金を納入します。

キ. 資金の管理

機構は、緊急需給調整費用交付金の交付のために拠出された契約出荷団体等の負担金及び国の補助金等により、生産出荷団体緊急需給調整資金を造成し、さらに財源別・使途別に交付積立資金、補助金資金、特別調整資金及び補助金準備資金に区分して管理します（野菜生産出荷安定資金管理規程（平成15年10月1日付け15農畜機第61号）第13条）。

また、機構は、契約出荷団体等に係る負担金の状況を整理した負担金預金台帳を作成し、負担金の納入や交付金の交付等により資金の増減があったときや契約出荷団体等から求めがあったときに交付します。

(ア) 交付積立資金

交付準備財産のうち契約出荷団体等からの負担金（(ウ)の特別調整資金から繰り入れられた金銭を含む。）及び賦課金により造成する資金

(イ) 補助金資金

交付準備財産のうち国からの補助金（(エ)の補助金準備資金から繰り入れられた金銭を含む。）により造成する資金

(ウ) 特別調整資金

交付準備財産を造成した後の契約出荷団体等からの負担金の残額等により造成する資金

(エ) 補助金準備資金

(イ)の補助金資金を造成した後の国からの補助金の残額等により造成する資金

(4) 緊急需給調整の実施に関する事務手続き

ア. 緊急需給調整の実施

(ア) 機構が提供する需給及び価格の予測情報等や卸売業者からの需要情報等を参考としつつ、対象ブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が次の場合に該当するときは、緊急需給調整を実施できます。ただし、卸売価格の形成に影響力を有する出荷団体等は、事業の実施に努めることとなっています。

① 低落時の産地調整、加工用販売及び市場隔離（有効利用用途又はその他市場隔離）は、推進通知別表第2に掲げる価格を下回る、又は下回るおそれがあると見込まれる場合

② 高騰時の産地調整は、推進通知別表第3に掲げる価格を上回る、又は上回るおそれがある場合

(イ) 機構の登録を受けた全国生産出荷団体（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合連合会その他の団体であって、全国の区域をその地区とするものをいう。）又は全国生産出荷団体に属していない出荷団体又は生産者（以下「系統外生産出荷団体等」といいます。）並びに特定野菜等事業実施要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織又は同実施要領第3の3の(4)に規定する相当規模生産者（同実施要領第3の2の(2)のイに規定する地区の共同出荷組織又は相当規模生産者に限る。以下「共同出荷組織等」といいます。）及び特定出荷団体等は、生産出荷団体緊急需給調整事業を実施する場合、緊急需給調整に関する実施計画（以下「緊急需給調整実施計画」といいます。）を対象野菜、実施者、実施期間、対象産地、実施方法（買取りの有無を含む）、数量、当初出荷予定先、その他必要な事項等について作成することとなっています。

なお、全国生産出荷団体は、県生産出荷団体又は産地農協と協議した上で緊急需給調整実施計画を作成することとなっています。

緊急需給調整実施計画は、交付積立資金の総額に融通上限額をえた額の範囲内で、申込期限ごとの交付金の額を考慮して作成しますが、融通上限額を超えた交付積立資金の融通を受けて事業を実施する必要があると見込まれる緊急需給調整実施計画を作成する場合

には、当該実施計画の案に、交付金額の見込み額、交付積立資金の必要額等を記載した実施要領別記様式第10号を添えて、あらかじめ農産局長及び機構に協議することとし、その了解を得たときに限り、当該実施計画を作成することができます。

(ウ) 全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画を作成したときは、機構に届け出ます。

また、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、供給計画及び直近5年間の出荷実績を基に、事業を実施する対象地域毎等に旬別の出荷見込数量又は、異常な気象条件による例年にない収穫の増減又は出荷時期のズレが生じた場合には、事業を実施する旬の直前までの出荷実績等を踏まえて旬別の出荷見込数量を書面により緊急需給調整実施計画と併せて機構に届け出ます。機構は、その届出を関係する都道府県知事に通知します。

(エ) 全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画に従い、当初出荷予定先が属するブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、推進通知別表第2の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標価格の欄に掲げる価格を下回る、又は下回るおそれがある場合若しくは推進通知別表第3の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を上回る、又は上回るおそれがある場合又は重要野菜等の卸売価格がこの要件を満たすこととなることが確実であると見込まれる場合に該当するときは、全国生産出荷団体にあっては、実施者たる県生産出荷団体又は産地農協に対し、緊急需給調整の具体的実施内容を通知することができるものとし、当該団体等はその通知に従い緊急需給調整を実施します。この場合において、加工用販売及び市場隔離にあってはあらかじめ、産地調整にあっては遅滞なく（全国生産出荷団体は通知後遅滞なく）機構に届出ます。

- (オ) 全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画を機構に提出後、産地調整（出荷抑制）及び市場隔離（その他市場隔離）について出荷予定先のブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、推進通知別表第2の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を下回る又は下回るおそれがある場合には、原則として、全国生産出荷団体にあっては、産地調整（出荷抑制）及び市場隔離（その他市場隔離）の実施者に対し緊急需給調整実施計画の延長を通知するとともに、当該実施者はその通知に従い実施し、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等にあっては、実施を延長できるものとします。この場合において、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は遅滞なく機構に届出ます。実施時期は、野菜生産出荷安定法施行令第1条に規定する当該重要野菜等ごとの主な出荷時期を超えて実施することはできないものとしますが、重要野菜の価格動向、今後の出荷見込みからみて特に実施の必要があると判断したときは、その内容について農産局及び機構と必要な調整を行い、機構に緊急需給調整実施計画を提出した上で、主な出荷期間を超えて実施することができるものとされています。
- (カ) 全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、当初出荷予定先のブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、緊急需給調整によって、または降雨等による品質の低下又は野菜が季節の関係で市場に出回りにくくなる時期（以下「端境期」といいます。）の発生による出荷量の減少等によって、推進通知別表第4の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格に回復し、かつ、当面このような状況が続くと見込まれる場合には、全国生産出荷団体にあっては緊急需給調整の実施者に対し緊急需給調整の中止を通知するとともに、当該団体等はその通知に従い緊急需給調整を中止し、系統外生産出荷団体等、共

- 同出荷組織等及び特定出荷団体等にあっては、緊急需給調整を中止するものとします。
- (キ) 農産局長は、重要野菜等の作柄の動向等からみて特に必要があると認めるときは、全国生産出荷団体等及び共同出荷組織等に対し、緊急需給調整の実施を検討する会議の開催を要請し（併せて地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）及び都道府県に参加を要請）、緊急需給調整実施計画を作成するよう求めることができるものとします。
- (ク) 全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画の作成及びその実施に当たっては、関係行政機関と密接な連絡をとるものとします。

イ. 緊急需給調整の実施状況の確認

全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外登録出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整の実施状況の確認を次により行うとともに、その結果を取りまとめの上、産地農協は県生産出荷団体に、県生産出荷団体は全国生産出荷団体に、全国生産出荷団体は機構に、系統外登録出荷団体等及び共同出荷組織等は、機構にそれぞれ届け出ます。機構は、当該団体等の所在地を管轄する都道府県知事に通知します。

なお、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、管轄区域において緊急需給調整が実施された場合には、必要に応じ、その実施状況に係る現地確認を行います。

- (ア) 産地調整に係る重要野菜等の数量の確認は、対象市場の卸売業者の発行する仕切書等に基づいて、県生産出荷団体、産地農協並びに系統外登録出荷団体等並びに共同出荷組織等ごとの出荷実績数量を旬別に算定して行います。

- (イ) 加工用販売又は市場隔離（その他市場隔離）に係る重要野菜等の数量、販売価格及び販売に要した諸経費の確認は、仕向先業者等の発行する仕切書、取引事例の調査等により行います。
- (ウ) (ア)及び(イ)における重要野菜等の数量の確認において、全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等が委託関係にある生産者から買取りにより実施した場合（買取りにより実施した重要野菜等を緊急需給調整の実施後に対象市場に出荷した場合には、指定野菜価格安定事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象外となる。）、伝票等の数量により確認を行います。
- (エ) (ア)及び(イ)における重要野菜等の確認数量は、機構が定める規格に適合するものの数量とします。

ウ. 交付金交付申請及び交付

- (ア) 契約出荷団体等は、推進通知第1の1の（6）に基づき緊急需給調整を実施した場合には、交付金額を算定し、原則として当該年の12月末までに実施した緊急需給調整等について翌年の3月末までに、機構に野菜緊急需給調整費用交付金交付申請書（以下「交付申請書」といいます。）を提出します。
- (イ) 機構は、交付申請書の内容が適正である場合には、事業年度ごとに交付準備財産の上限額及び交付資金計画の額の範囲内で、申込期限ごとの交付金の額を考慮して、交付金を交付します。この場合、交付金に1/5を乗じた交付積立資金と4/5を乗じた補助金資金を取り崩します。なお、補助金資金に1円未満の端数が生じた場合には交付積立資金については切上げ、補助金資金については切捨てた上で取り崩します。
- (ウ) 機構は、継続して事業に参加している契約出荷団体等には、前事業年度に実施した緊急需給調整に係る交付金についても前事業年度

の交付準備財産の上限額及び交付資金計画の額の範囲内で交付金を交付します。

エ. 実績報告の提出

交付金の交付を受けた契約出荷団体等は、速やかに緊急需給調整に係した生産者まで交付金を交付（ただし、契約出荷団体等が委託関係のある生産者から、推進通知第1の2の（3）に規定する買取りをした場合は、当該買取り数量分に係る交付は除きます。）し、その交付実績（当該交付実績には、契約出荷団体等が委託関係のある生産者から買取りをした場合には、当該買取り分を記載します。また、当該買取り分以外に生産者に交付した交付金もある場合には、それぞれの交付金額が分かるよう記載します。）について機構に報告します。

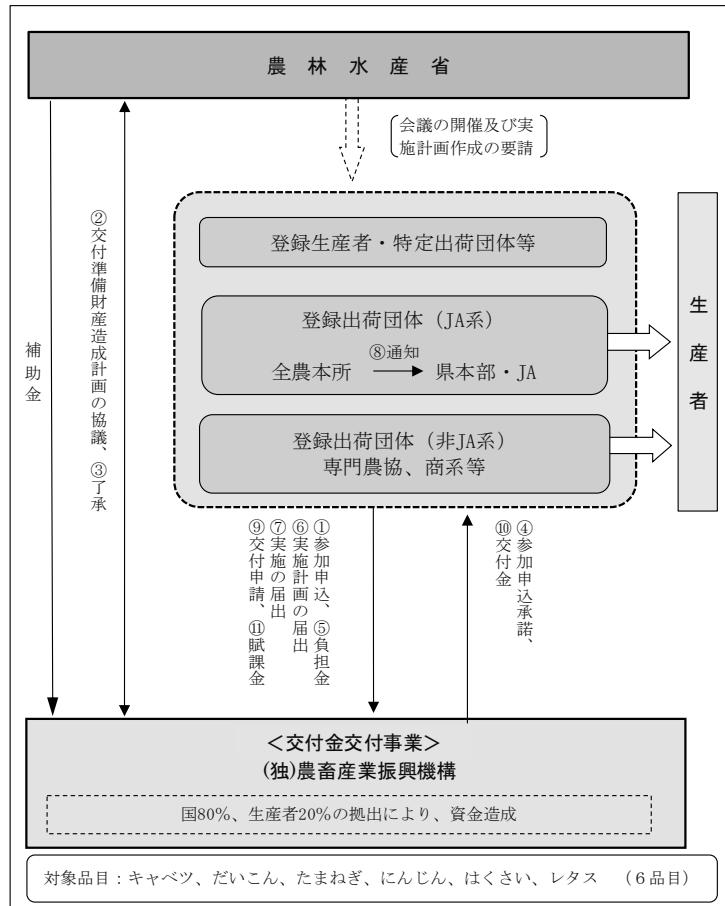
オ. 賦課金の納入

交付金の交付を受けた契約出荷団体等は、その交付額の5分の1に相当する額（1円未満の端数は切り上げ）を交付積立資金に充てるための賦課金として、以下に掲げる期限までに納入します。

- (ア) 緊急需給調整を実施した年度に交付金を交付した場合
 - ① 当該年度の4月から1月までに ⇒ 当該年度の2月末日
交付した交付金に係る賦課金
 - ② 当該年度の2月から3月までに ⇒ 翌年度の4月末日
交付した交付金に係る賦課金
- (イ) 緊急需給調整を実施した年度の ⇒ 交付金を交付した月の翌
翌年度に交付金を交付した場合
月末日

以上説明した事務手続きの流れは、第IX図のとおりです。

第IX図 緊急需給調整の実施に関する事務手続きの流れ



【注意】緊急需給調整への参加促進措置

緊急需給調整実施時に参加しなかった団体等への交付金を減額し、実施した産地の不公平感の解消を図ります。

緊急需給調整事業の対象となる重要野菜・調整野菜の申込みをした場合において、価格の大幅な低落時（東京都又は大阪市の市場価格が連続して2旬以上平年比70%以下となった場合等）（適用旬）に、一定規模（対象野菜及び対象

出荷期間の過去3カ年の平均出荷量割合が全国の5%以上）の登録出荷団体・登録生産者等の関東ブロック又は近畿ブロックにおける出荷数量が全登録出荷団体等の出荷数量合計の10%以上の割合を占める場合に、当該登録出荷団体等が緊急需給調整を実施しなかった、あるいは実施したものその数量が過少であった際には、当該登録出荷団体等における翌年度の指定野菜価格安定対策事業の産地区分を一段階引き下げるものです。運用方針の詳細は農水省の通知を参照して下さい。

3. 緊急需給調整推進事業の内容

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合に要する経費の2分の1以内を機関が補助します。

(2) 野菜需給協議会の開催

機関が農林水産省と連携しながら、野菜の需給安定に向けた検討を行うための野菜需給協議会を開催し、国民に現在の需給情報を周知するとともに消費拡大を行います。

(3) 産地情報調査員の設置

登録出荷団体等が、都道府県段階における重要野菜、調整野菜の作付面積、生産出荷動向等の情報（系統外を含む。）収集を行うための産地情報調査員を設置した場合に要する経費を機関が定額補助します。

(4) 緊急需給調整連絡協議会の開催

登録出荷団体等が、出荷期間中の供給過剰が予想される時点において、効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築、生産者に対する啓蒙活動を行うため、行政、系統、系統外等から構成される緊急需給調整連絡協議会を開催した場合に要する経費を機関が定額補助します。

(5) 供給過剰時の消費拡大事業

登録出荷団体等が、野菜の供給過剰時に短期的、集中的に行うテレビ広告、新聞広告、料理レシピ配布等による消費拡大に向けた取組を行う場合に要する経費の2分の1以内を機関が補助します。

X 大規模契約栽培産地育成強化事業

我が国の園芸作物の生産は、農家戸数の減少や生産者の高齢化等により生産基盤が弱まっているほか、近年の多発する気象災害により作柄が不安定となっていること等から、安定的な供給を求める外食産業、卸売業及び小売業等の実需者のニーズに対して十分な対応ができておらず、加工・業務用を中心に輸入品が一定の割合を占めている状況になっています。

本事業は、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む産地に対して支援するもので、令和2年度及び3年度に実施した端境期等対策産地育成事業の後継事業として、令和4年度（当初予算）に拡充された事業です。

なお、この事業の実施については、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号、農林水産省農産局长、農林水産省畜産局長通知。以下「実施要領」といいます。）及び大規模契約栽培産地育成強化事業補助実施要領（令和4年4月1日付け3農畜機第6769号。以下「補助実施要領」といいます。）に則して進めています。

1. 事業内容

(1) 大規模契約栽培産地育成強化推進事業

国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業です。

(2) 大規模契約栽培産地育成強化支援事業

(1)の推進事業等の効率的かつ円滑な実施を図るために、機構又は県法人が必要な取組を実施するとともに、当該県法人の取組に要する経費について機構が補助する事業です。

2. 大規模契約栽培産地育成強化推進事業

(1) 取組主体

取組主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農

地所有適格法人、特定農業団体及び農業者の組織する団体で、原則として一つの都道府県の区域を越えないものとします。

(2) 対象品目

ア. 加工・業務用

たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（1～7月又は11月～12月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）、アスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）の19品目です。

イ. 生食用

かぼちゃ（11～6月出荷）、トマト（8～10月出荷）の2品目です。

注1：括弧書きは対象出荷期間（括弧書きのない品目は通年）。

2：都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、所定の手続きにより上記以外の加工・業務用の品目（ばれいしょ、かんしょを除く。）についても、対象品目として認められます。

(3) 取組期間

1計画当たり、3年間です。

(4) 助成単価

事業対象面積につき、10アール当たり15万円です（なお、複数回の作付けを行う面積の延べ面積による助成単価の算定は行わないものとします）。

(5) 事業対象面積

事業対象面積は、加工・業務用については10ヘクタール以上50ヘクタール以下、生食用については、5ヘクタール以上50ヘクタール以下とします。ただし、対象品目において1年に複数回の作付けを行う場合は、(6)のウの補助要件を満たすこととなった実面積以上50ヘクタール（実面積）以下とします。なお、(8)の対象契約が面積契約の場合は当該面積、数量契約の場合は当該契約数量を当該品目の10アール当たり

の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とします。）で除して算出した面積又は(7)の取組を実施する面積のいずれか低い方を上限とします。

(6) 事業の補助要件

ア. 事業参加農家が5戸以上であること。

イ. 事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、かつ、オからクまでに掲げる要件を満たすことができる面積として妥当な面積であること。

ウ. 事業対象面積は、対象品目ごとに加工・業務用については10ヘクタール以上、生食用については5ヘクタール以上であること。ただし、対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合は、当該複数回作付けされる面積の延べ面積で、加工・業務用については10ヘクタール以上、生食用については5ヘクタール以上であること。

エ. 対象出荷期間が特定された品目は、(9)のアに掲げる目標年度において事業ほ場面積における年間の契約出荷量のうち2割以上をその期間に出荷すること。

オ. (7)のアの実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組を、事業の取組期間中にわたり継続して実施することが確実であること。

カ. (7)のイの作柄安定技術の導入のための取組を、事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること。

キ. (8)の対象契約に基づく取引が、(9)のアに掲げる目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが確実であり、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれること。

ク. (9)の成果目標を定め、かつ、当該目標の実現が見込まれること。

ケ. 取組主体が、実施要領及び補助実施要領並びに機構、県法人その他関係機関からの指示等を遵守することを約していること。

コ. 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこと。

サ. 事業ほ場に対する同様の取組について、本事業又は国等のほかの助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっていないこと。

(7) 事業の実施基準

ア. 実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組

取組主体は、取組期間中、事業ほ場の全域において、以下の全ての対策を行うものとします。

(ア) 事業ほ場の設定

(イ) 一定期間の事前契約の締結

(ウ) 新規作型の導入

(エ) 生産コストの低減

(オ) 流通コストの低減

(カ) トレーサビリティシステム等の活用

(キ) 出荷量の安定に向けた取組

イ. 作柄安定技術の導入のための取組

取組主体は、以下の対策について、事業の取組期間の1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上を事業ほ場の全域において取り組むものとします。

(ア) 土層改良・排水対策

(イ) 病害虫防除・連作障害回避対策

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

(エ) 土壤改良資材施用

(8) 対象契約

ア. 契約の相手方

契約の相手方は、次に該当する国内の実需者等とします。

(ア) 加工・業務用

①対象品目を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

②対象品目を調理して提供し、又は販売することを業とする者

③対象品目を取組主体から買い受け又は委託を受けて、①又は②に定める者に販売する者

(イ) 生食用

①対象品目を主に生食用として一般消費者等に販売することを業とする者

②対象品目を取組主体から買い受け又は委託を受けて、①に定める者に販売する者

イ. 契約書等

対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書（契約書に準ずるものとして、取組主体及び実需者等が共同で作成する書類を含む。）には、契約年月日を明らかにした上で、次に掲げるすべての事項を定めるものとします。

(ア) 当該契約の対象品目（品種が定められている場合は当該品種の名称を含む。）

(イ) 当該対象品目の供給の期間（契約期間）

(ウ) 契約数量（供給する品目の数量を契約の内容とする場合）

(エ) 契約面積（供給する品目の作付面積を契約の内容とする場合）

(オ) 当該対象品目の用途

(9) 成果目標

ア. 目標年度

本事業の目標年度は、採択された年度の前年度から起算して3年後とします。

イ. 成果目標

取組主体は、対象品目について、次に掲げる(ア)及び(イ)を本事業の成果目標として設定するものとします。

(ア) 対象出荷期間における出荷割合の確保

目標年度において、事業対象ほ場における契約取引の全体の出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷すること。

(イ) 対象出荷期間における出荷量の増加

目標年度において、取組主体における契約取引による対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて10%以上増加する目標を設定すること。

(10) 事業の評価

取組主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について自ら評価を行い、成果報告書を作成し、原則として県法人を経由して、機構理事長に提出するものとします。機構理事長は、成果報告書の内容

について検討し、成果目標の達成状況について評価を行い、成果報告書とともに農産局長へ報告します。農産局長は、機構理事長から報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとします。

目標年度において、成果目標を達成していないと判断される場合、機構理事長は、改善計画を提出させるなどの適切な措置を講じるものとします。ただし、以下に該当する場合において、機構理事長がやむを得ないと認めるときは、前段の委員会に諮り、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとします。

ア. 自然等災害により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ. 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

機構理事長は、改善計画の取組終了後、取組主体に対し再度成果報告書を提出させるものとします。

3. 大規模契約栽培産地育成強化支援事業

(1) 取組主体

取組主体は、推進事業の取組主体（以下「推進事業主体」という。）、推進事業を実施しようとする団体又は過年度に加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業若しくは端境期等対策産地育成強化推進事業を実施した取組主体が所在する都道府県の県法人（当該県法人がその定款等の制約により本事業の事務の実施ができない場合にあっては機構）とします。

(2) 事業の実施基準

ア. 事業実施計画の確認

(ア) 県法人は、推進事業主体から提出された事業実施計画の内容が、2の(6)の事業の補助要件等を全て満たすものであるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとします。

(イ) (ア)において需給の均衡の観点から確認を行うときは、当該推進事業主体の過去の契約数量等を基本としつつ、野菜需給調整関係事

務処理要領（平成 14 年 9 月 2 日付け 14 生産第 2795 号生産局長通知）第 1 の 1 に規定する需給ガイドライン（当該需給ガイドラインを踏まえ都道府県等が作成する作付指標等がある場合は、当該作付指標等を含みます。）との整合性を確認するものとします。

(ウ) 県法人は、(ア)の確認に当たり、当該都道府県と取組の内容の妥当性、支援の必要性等に係る協議を行うものとします。この場合において、当該都道府県において複数の事業実施計画の内容の協議を行うときは、当該都道府県における政策上の優先度に係る協議を併せて実施するものとします。

(エ) 県法人は、(ウ)の協議を踏まえ、事業実施計画の内容が事業の趣旨に照らして適当でないとき又は不備が認められたときには、当該事業実施計画の修正について推進事業主体に指示を行い、事業実施計画の内容が事業の趣旨から著しく逸脱している場合にあっては、当該事業実施計画の取下げについて推進事業主体に助言します。

イ. 交付申請書の確認

(ア) 県法人は、推進事業主体から提出された交付申請書の内容が適であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとします。

(イ) 県法人は、交付申請書の内容に不備が認められたときには、当該交付申請書の修正について推進事業主体に指示を行うものとします。

ウ. 実績報告等の確認

(ア) 県法人は、推進事業主体から提出された実績報告書等の内容が適であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行います。

(イ) (ア)において、事業対象面積の確認に当たっては、2 の(8)の対象契約の履行状況を確認するとともに、2 の(7)の取組を実施した面積について、当該ほ場の所在地の地図や農地基本台帳その他これに準ずる書類から面積を算出するほか、必要に応じて実測を行い、面積の確認を行うものとします。

(ウ) (ア)において、2 の(7)の取組が実施されたことの確認に当たっては、当該取組に係る作業日誌や写真等の証拠書類の確認等により行

うものとします。

(エ) 県法人は、(ア)の確認の結果、実績報告書等の内容に不備が認められたときには、当該実績報告書等の修正について推進事業主体に指示を行うものとします。

エ. 事業実施状況報告書及び成果報告書の確認

(ア) 県法人は、推進事業主体から提出された事業実施状況報告書及び成果報告書（以下「実施状況報告書等」という。）の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとします。

(イ) 県法人は、(ア)の確認の結果、事業実施状況報告書等の内容に不備が認められたときには、事業実施状況報告書等の修正について推進事業主体に指示を行うものとします。

(ウ) 県法人は、(ア)の確認の結果、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断したとき又は目標年度において成果目標が未達成であったときには、都道府県と協議して、推進事業主体に対し必要な指導を行います。この場合において県法人（機構を除く。）は、必要に応じ、改善指導等必要な措置を講ずるべき旨及び改善指導等の措置の内容について機構理事長に意見具申を行うものとします。

オ. 都道府県への情報提供

県法人は、機構理事長及び推進事業主体から受領し、又はこれらの者へ発出する通知等の内容について、都道府県に情報提供するものとします。

カ. その他必要な取組

アからオまでに掲げるほか、県法人は、推進事業等の効率的かつ円滑な実施に必要な書類の経由等に係る事務を行うものとします。

(3) 委託

本事業の実施に当たり、必要と認められる場合は、事務の一部を都道府県等に委託することができるものとします。

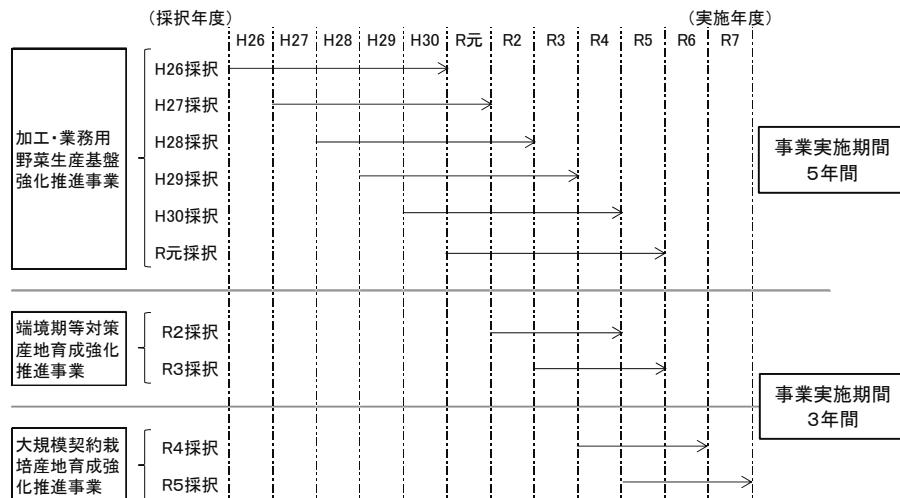
(4) 事業の対象経費等

ア. 本事業の対象となる経費は、実施要領の別表 1 の支援事業の補助対象経費の範囲とし、範囲となる補助対象経費の費目、細目、内容、注

意点は実施要領別表3のとおりとします。

- イ. 補助金の限度額は、各年度につき、1県法人当たり100万円です。
ただし、過年度に採択された加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業及び端境期等対策産地育成強化推進事業の推進事業主体が所在する都道府県の県法人の場合には、当該事業が採択された年度ごとの限度額について100万円を加算することができるものとします。

4. 推進事業の実施状況



注1：加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業は、平成26年度から令和元年度まで採択されており、令和5年度に事業終了。

2：端境期等対策産地育成強化推進事業は、令和2年度から令和3年度まで採択されており、令和5年度に事業終了。